

松戸市地域防災計画

資料編

(令和5年度修正)

目 次

松戸市防災会議条例	1
松戸市防災会議委員一覧表	3
松戸市防災会議運営規程	4
松戸市防災会議運営要領	5
松戸市防災会議医療部会設置要綱	6
松戸市災害対策本部条例	7
松戸市災害対策本部規程	8
本部標識等	11
松戸市自主防災組織補助金交付要綱	13
松戸市地域防災リーダー設置要綱	16
防災に関する事務取扱要綱	17
松戸市盛土事業規制要綱	18
災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	21
風水害関係の気象警報・注意報の発表基準	26
災害協定一覧	27
防災協力民間井戸一覧	31
土砂災害危険箇所等一覧	32
土砂災害警戒区域指定一覧	33
急傾斜地崩壊危険区域指定一覧	35
宅地造成工事規制区域図	36
浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧	38
指定緊急避難場所・指定避難所一覧	43
避難所開設・運営マニュアル	46
備蓄品一覧	71
防災用井戸・貯水槽一覧	72
応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧	73
学校救護所予定施設一覧	75
ヘリコプター離発着可能地点の位置基準	76
緊急輸送道路・災害時重要路線図	81
緊急船着場位置図	82
防災関係機関等連絡先一覧	83
同報系防災行政無線の自動放送文	89
千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）	90
被害認定基準	91
各部・各班の報告等一覧	95
職員動員報告書	96
参集途上の被害状況報告	97
送信・受信用紙	98
被害等の記録・処理票	99
避難者カード（松戸市）	100
物品受け払い簿	101
義援金品受領書	102
罹災届出証明申請書	103
罹災証明書	104
用語集	105

防災会議関係

松戸市防災会議条例

〔 昭 和 3 8 年 4 月 1 日 〕
〔 松 戸 市 条 例 第 8 号 〕

改正 昭和40年4月1日 条例第7号 平成11年12月22日 条例第35号
昭和54年3月26日 条例第12号 平成24年10月4日 条例第22号
昭和56年3月28日 条例第30号 平成26年3月27日 条例第10号
昭和60年3月30日 条例第16号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、松戸市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 松戸市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員及び委員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- | | |
|---|-------|
| (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者 | 4人以内 |
| (2) 陸上自衛隊松戸駐とん地の自衛官のうちから市長が任命する者 | 1人 |
| (3) 千葉県知事の部内の職員のうちから市長が任命する者 | 4人以内 |
| (4) 千葉県警察の警察官のうちから市長が任命する者 | 2人 |
| (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者 | 25人以内 |
| (6) 教育長 | |
| (7) 消防長及び消防団長 | |
| (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者 | 10人以内 |
| (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者 | 5人以内 |
| (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者 | 5人以内 |

6 前項第8号から第10号までの委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会をおくことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名するものがその職務

防災会議関係

を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日松戸市条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年3月26日松戸市条例第12号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年3月28日松戸市条例第30号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月30日松戸市条例第16号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日松戸市条例第35号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年10月4日松戸市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月27日松戸市条例第10号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

防災会議関係

松戸市防災会議委員一覧表

(令和5年5月)

種 別	委 員 名	備 考
会 長	松戸市長	
1 号	国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長	
	国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長	
	関東農政局千葉県拠点地方参事官	
2 号	陸上自衛隊需品学校長	
3 号	千葉県東葛飾地域振興事務所長	
	千葉県東葛飾土木事務所長	
	千葉県企業局市川水道事務所松戸支所長	
	千葉県松戸健康福祉センター センター長	
4 号	千葉県松戸警察署長	
	千葉県松戸東警察署長	
5 号	副市長	
	水道事業管理者	
	病院事業管理者	
	総務部長	
	財務部長	
	市民部長	
	経済振興部長	
	健康医療部長	
	街づくり部長	
	都市再生部長	
	市議会事務局長	
男女共同参画課長		
6 号	教育長	
7 号	消防局長	
	消防団長	
8 号	東日本電信電話株式会社 千葉事業部 千葉西支店長	
	東日本旅客鉄道株式会社松戸駅長	
	東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社 支社長	
	京葉ガス株式会社供給企画部災害対策室長	
	新京成電鉄株式会社鉄道営業部松戸駅駅長	
	東武鉄道株式会社 新鎌ヶ谷駅長	
	流鉄株式会社鉄道部次長	
	北総鉄道株式会社東松戸駅駅務区長	
9 号	千葉県看護協会松戸地区部会長	
	聖徳大学短期大学部総合文化学科准教授	
	松戸市女性防火クラブ会長	
	松戸自衛隊協力会女性部会長	
	千葉県助産師会第1地区 (柏・野田・流山・我孫子・松戸) 地区部会長	
1 0 号	松戸市医師会会長	
	松戸歯科医師会会長	
	松戸市薬剤師会会長	
	松戸市赤十字奉仕団委員長	
	社会福祉法人松戸市社会福祉協議会会長	

防災会議関係

松戸市防災会議運営規程

〔昭和39年12月17日〕
松戸市訓令甲第7号

(趣旨)

第1条 この規程は、松戸市防災会議条例(昭和38年松戸市条例第8号)第5条の規定に基づき、松戸市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 防災会議委員の会議(以下「委員の会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員は、委員の会議の必要があると認めるときは、会長に委員の会議の招集を求めることができる。

(議決)

第3条 委員の会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数であるときは議長の決するところによる。

(委任による処理)

第4条 防災会議の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、会長において処理することができる。

2 前項の規定により処理したときは、会長は次の委員の会議にこれを報告しなければならない。

(部会の組織)

第5条 防災会議に部会を置く。

2 部会に部会長および副部会長を置き、委員がこれを互選する。

(部会の会議)

第6条 部会長は、部会を招集するときはあらかじめ会長にこれを通知しなければならない。

(幹事および書記)

第7条 防災会議に幹事および書記を若干人置き会長が任免する。

2 幹事は、会長の命をうけて庶務を統理し、書記は会長および幹事の指揮を受けて庶務に従事する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

防災会議関係

松戸市防災会議運営要領

〔 昭和 5 6 年 3 月 3 日 〕
防 災 会 議 議 決

(趣 旨)

第1条 この要領は、松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、松戸市防災会議（以下「会議」という。）の議事および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長代理委員の指名)

第2条 条例第3条第4項の規程による会長の職務を代理する委員は、副市長の職にある委員とする。

(会 議)

第3条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員は、会議の必要があると認めるときは、会長に会議の招集を求めることができる。

3 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開催することができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第5条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げる事項を専決処分することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等に対する協力の要請に関すること。
- (4) 災害対策本部の設置に関すること。
- (5) その他軽易な事項

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議にこれを報告しなければならない。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があるときは委員の属する機関の職員を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(庶 務)

第7条 会議の庶務は、防災担当課において処理する。

(補 則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、昭和56年4月1日から施行する。

防災会議関係

松戸市防災会議医療部会設置要綱

(設 置)

第1条 松戸市防災会議条例（昭和38年松戸市条例第8号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、松戸市防災会議医療部会（以下「医療部会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 医療部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市の災害医療体制の整備に関すること。
- (2) 医療救護活動マニュアルの策定に関すること。
- (3) 災害時の医療救護活動に係る関係機関との調整に関すること。（部会長及び副部会長）

第3条 条例第5条第3項の規定により松戸市防災会議の会長が指名する部会長は、医師会長とする。

2 医療部会に副部会長1名を置き、健康福祉部長をもって充てる。

3 条例第5条第5項の規定により部会長があらかじめ指名する者は、副部会長とする。

(会 議)

第4条 医師部会は、部会長が招集し、部会長が会議の議長となる。

(松戸市災害医療コーディネーター)

第5条 医療部会に松戸市災害医療コーディネーターを置き、防災会議の委員又は条例第4条第2項の規定により委嘱若しくは任命を受けた専門委員のうちから、部会長が指名する。

2 松戸市災害医療コーディネーターは、災害時に松戸市災害医療対策本部と連携し、医療救護活動に係る関係機関との調整を行う。

(庶 務)

第6条 医療部会の庶務は、保健医療を担当する課及び防災を担当する課において処理する。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

災害対策本部関係

松戸市災害対策本部条例

〔 昭 和 3 8 年 4 月 1 日 〕
〔 松 戸 市 条 例 第 9 号 〕
改正 平成8年3月29日 条例第10号
平成24年10月4日条例第22号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、松戸市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総活し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日松戸市条例第10号抄）

(施行期日等)

1 この条例は、公付の日から施行する。

附 則（平成24年10月4日松戸市条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害対策本部関係

松戸市災害対策本部規程

〔 昭 和 4 7 年 7 月 2 0 日
松戸市訓令甲第 11 号全部改正 〕

(趣 旨)

第1条 この規程は、松戸市災害対策本部条例(昭和38年松戸市条例第9号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、松戸市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 本部の組織及び各部の所掌事務は、松戸市地域防災計画(以下「防災計画」という。)の定めるところによる。

(本部室)

第3条 本部に次の各号に掲げる者をもつて構成する本部室を置く。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。)
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)
- (3) 災害対策本部付(以下「本部付」という。)
- (4) 災害対策本部の各部の長(以下「各部の長」という。)
- (5) 本部長の指名する者

2 本部室は、災害応急対策に関する基本方針その他重要事項を審議策定する。

(副本部長及び本部付)

第4条 副本部長は、副市長をこれに充て、本部付は、教育長、代表監査委員、水道事業管理者、病院事業管理者及び市議会事務局長をこれに充てる。

2 副本部長に事故あるときは、本部付及び各部の長のうちから本部長の指名するものをもつてこれに充てる。

(部の組織等)

第5条 部に部長を置く。

2 部長は、部に副部長を置くことができる。

3 部長は、部の所掌事務を効率的に処理するため、部に班を置き、その班に班長を置く。

4 部長は、副部長及び班長を指揮監督する。

5 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 班長は、部長の命を受け、所掌事務を掌理し、班に所属する職員を指揮監督する。

7 部に本部、各部及び各班との連絡に当たる連絡員を置き、部に所属する職員のうちから部長があらかじめ指名した職員をこれに充てる。

(本部の設置基準)

第6条 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条第1項の規定により本部を設置する場合の基準は、防災計画に定めるところによる。

(職員の配備)

第7条 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合の本部の職員の配備は、防災計画に定めるところによる。

(情報の発表)

第8条 災害情報の発表は、本部室の決定を経て行なうものとする。ただし事態が緊急を要する場合は、本部長において発表することができる。

(本部の閉鎖)

第9条 本部の閉鎖は、災害の応急措置が完了したときに本部長の命により行なう。

2 本部閉鎖後の連絡は、防災担当課において行なう。

(事務の引継ぎ)

第10条 本部各部班長は、本部閉鎖後、速やかに所掌事務を整理し、本部設置前の行政組織の担当部課に引継ぎを行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

災害対策本部関係

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年10月25日松戸市訓令甲第27号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日松戸市訓令甲第10号）

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年4月1日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、小金原支部に関する規定については、昭和51年4月5日から施行する。

附 則（昭和53年2月17日松戸市訓令甲第4号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年7月21日松戸市訓令甲第15号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年2月19日松戸市訓令甲第2号）

この訓令甲は、昭和57年2月22日から施行する。

附 則（昭和58年12月23日松戸市訓令甲第24号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年9月30日松戸市訓令甲第15号）

この訓令甲は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則（昭和62年11月2日松戸市訓令甲第11号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年4月1日松戸市訓令甲第11号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日松戸市訓令甲第4号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月1日松戸市訓令甲第5号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年10月1日松戸市訓令甲第10号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年4月1日松戸市訓令甲第11号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年10月12日松戸市訓令甲第17号）

この訓令甲は、平成7年10月13日から施行する。

附 則（平成8年4月1日松戸市訓令甲第6号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年4月1日松戸市訓令甲第5号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年4月1日松戸市訓令甲第12号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月16日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日松戸市訓令甲第3号抄）

災害対策本部関係

(施行期日)

この訓令甲は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年11月7日松戸市訓令甲第8号）

この訓令甲は、平成23年11月15日から施行する。

附 則（平成25年3月29日松戸市訓令甲第3号）

この訓令甲は、平成25年4月1日から施行する。

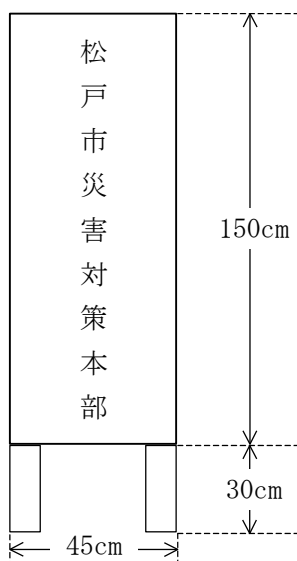
附 則（平成25年4月26日松戸市訓令甲第7号）

この訓令甲は、公布の日から施行する。

災害対策本部関係

本部標識等

【本部標識板】

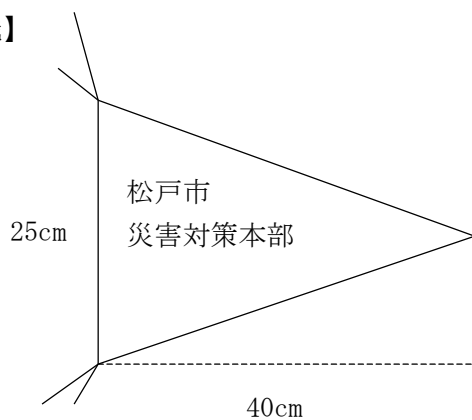


規格 縦 180 cm 横 45 cm

材料 骨組 木製 表面 メラミン製

製式 地色は白、文字は黒とする。

【自動車標識】










規格 縦 25 cm 横 40 cm

材料 布

製式 地色は黄・文字は黒とする。

災害対策本部関係

【腕章】

10cm	----- 38cm ----- 松戸市災害対策本部  本部長	3cm
		3cm
10cm	松戸市災害対策本部  副本部長	3cm
		3cm
10cm	松戸市災害対策本部  本部付	3cm
		3cm
10cm	松戸市災害対策本部  部長	3cm
		3cm
10cm	松戸市災害対策本部  副部长	3cm
		3cm
10cm	松戸市災害対策本部  班長	3cm
		3cm
10cm	松戸市災害対策本部  班	3cm
		3cm

規格 縦10 cm 横38 cm
 材料 ビニールレザー
 製式 地色は白、市章は黒、文字は緑（ビニール印刷）とする。

自主防災関係

松戸市自主防災組織補助金交付要綱

昭和55年3月31日
松戸市告示第40号

改正 昭和62年10月1日告示第218号
平成8年5月1日告示第118号
平成24年3月29日告示第134号
平成27年8月26日告示第321号
平成29年3月17日告示第97号
令和元年7月30日告示第105号

(趣旨)

第1条 市長は、自主防災組織の育成を図るため、防災資器材等を購入し、又は修繕を行う自主防災組織に対し、松戸市補助金等交付規則(昭和55年松戸市規則第17号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において松戸市自主防災組織補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自主防災組織 町会又は自治会活動の一環として自主的に防災活動を行う組織のうち、おおむね50世帯以上で構成された団体であつて、市長の認めたものをいう。
- (2) 活動計画書 自主防災組織が、災害に際して迅速かつ適切な防災活動を行えるよう当該自主防災組織が、あらかじめその活動に必要な事項を定めたものをいう。
- (3) 編成表 自主防災組織がその組織内でそれぞれの役割を決め、表にまとめたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する自主防災組織とする。

- (1) 新たに設立された自主防災組織
- (2) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けたことのある自主防災組織で、最後に当該補助金の交付を受けてから5年以上を経過した自主防災組織

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる防災資器材等を購入し、又は修繕を行う経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の10分の8に相当する額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。ただし、世帯数に100円を乗じて得た額に、第3条第1号の自主防災組織にあつては200,000円を、同条第2号の自主防災組織にあつては100,000円をそれぞれ加えた額を限度とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする自主防災組織は、松戸市自主防災組織補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資器材等を購入する場合は、防災資器材等の購入見積書その他購入しようとする防災資器材等の品目及び価格を証する書類
- (2) 防災資器材等の修繕を行う場合は、修繕費用の見積書その他修繕しようとする防災資器材等の品目及び価格を証する書類
- (3) 活動計画書及び編成表
- (4) 自主防災組織を構成する世帯数を確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

自主防災関係

- (1) 防災資器材等の購入又は修繕の内容を変更する場合には、市長の承認を受けること。
 - (2) 防災資器材等の購入又は修繕を中止し、又は延期する場合には、市長の承認を受けること。
- (決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、松戸市自主防災組織補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第11条の規定により、実績報告をしようとするときは、補助事業完了の日から1か月以内に松戸市自主防災組織補助事業実績報告書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災資器材等を購入した場合は、防災資器材等の購入に係る請求書の写しその他防災資器材等の品目及び価格を証する書類
- (2) 防災資器材等の修繕を行った場合は、修繕に係る請求書の写しその他修繕した防災資器材等の品目及び価格を証する書類
- (3) 防災資器材等の購入又は修繕に係る領収書の写しその他支払いを証する書類
- (4) 防災資器材等を購入した場合は、防災資器材等の保管又は配置場所を明らかにした書類等

(額の確定)

第10条 規則第12条の規定による通知は、松戸市自主防災組織補助金額確定通知書（第4号様式）によるものとする。

(交付の請求)

第11条 規則第14条の規定により、補助金交付の請求をしようとするときは、松戸市自主防災組織補助金交付請求書兼口座振替依頼書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年10月1日松戸市告示第218号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成8年5月1日松戸市告示第118号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成24年3月29日松戸市告示第134号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月26日松戸市告示第321号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改訂後の松戸市自主防災組織補助金交付要綱の規定は公示の日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則（平成29年3月17日松戸市告示第97号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改訂後の松戸市自主防災組織補助金交付要綱の規定は、公示の日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお、従前の例による。

附 則（令和元年7月30日松戸市告示第105号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表

自主防災関係

補助対象防災資器材等

- ・トランジスターメガホン ・防火服 ・強力ライト ・誘導旗 ・誘導旗用ポール ・腕章 (職名入り)
- ・ヘルメット (飛来落下用) ・トラロープ ・担架 (折りたたみ式) ・テント
- ・救急セット (救急箱、救急肩掛カバン、油紙、脱脂綿、伸縮包帯、包帯、包帯止、三角布、紙バン、リバノールガーゼ、オキシドール、器具類、副木)
- ・発電機 ・投光器 ・コードリール ・ハンマー ・バール ・スコップ ・のこぎり ・バケツ
- ・ポリ容器 ・防水シート ・簡易組立てトイレ ・毛布 ・備蓄食料 ・保存飲料水 ・便袋
- ・消火器 ・防災倉庫 ・トランシーバー ・リヤカー ・ガソリン携行缶
- ・その他市長が特に必要と認めたもの

自主防災関係

松戸市地域防災リーダー設置要綱

(設置)

第1条 市内に大規模地震等の災害が発生した場合において、消火活動、被災者の救出、救護その他の災害活動の迅速かつ効果的な実施に資するため、松戸市地域防災リーダー（以下「防災リーダー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 防災リーダーは、町会又は、自治会等により推薦された者のうちから市長が委嘱する。

(任務)

第3条 防災リーダーの任務は、次のとおりとする。

- (1) 平常時の任務 町会、自治会等に対し、訓練、研修等で習得した知識・技術の普及を図ること。
- (2) 災害発生時の任務 地域住民と協力して、消火、救出、救護、避難誘導、避難所運営等を行うこと。

(任期)

第4条 防災リーダーの任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、防災リーダーに変更があった場合における当該防災リーダーの任期は、前任者の残任期間とする。

(育成)

第5条 市長、消防局長、町会及び自治会等は、相互に連携を図り、防災リーダーの育成に努めるものとする。

(研修・訓練)

第6条 防災リーダーは、市長及び消防局長、町会、自治会等の行う研修会及び災害時図上訓練、初期消火、救出、救護、避難所運営等の訓練に積極的に参加するものとする。

(庶務)

第7条 防災リーダーに関する庶務は、総務部危機管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災リーダーに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

実施要領等

防災に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策に従事する職員の防災に対する意識を啓発するとともに、災害発生時における適正かつ迅速な行動をとるための判断力を養うことにより、松戸市地域防災計画に基づく災害応急対策の円滑な運営を図ることを目的とする。

(防災主任の設置)

第2条 課（松戸市災害対策本部規程（昭和47年松戸市訓令甲第11号）第2条の規定により本部を組織する課等をいう。）に防災主任1人を置く。

2 前項に規定する課の所属長（以下「所属長」という。）は、当該課の課長補佐相当の職にある者のうちから防災主任を指名する。ただし、所属長は、特に理由があるときは、その他の職員のうちから指名することができる。

3 所属長は、防災主任を指名し、又は変更したときは、速やかに防災主任指名（変更）届出書（第1号様式）により松戸市地域防災計画を分掌する課の長（以下「防災主務課長」という。）に報告しなければならない。

(防災主任の職務)

第3条 防災主任は、所属長の命を受け次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 職場内における防災の研修の実施に関すること。
- (2) 勤務時間外における災害配備連絡表の作成に関すること。
- (3) 松戸市地域防災計画の修正に関すること。
- (4) 災害時に必要な情報の収集、伝達方法等の訓練についての連絡調整に関すること。

(防災知識の啓発)

第4条 防災主務課長は、毎年度防災研修計画を立て、松戸市地域防災計画に定める防災知識の啓発を図るため防災主任に対し研修を実施するものとする。

2 防災主任は、前項に規定する研修の内容について所属長に報告するとともに、所属職員に周知するため課内研修を行うものとする。

(課内研修の実施等)

第5条 所属長は、毎年度課における防災研修計画書（第2号様式）を作成し防災主務課長に提出するものとする。

2 所属長は、防災主任が前条第2項の規定による課内研修を行ったときは、速やかに防災研修実施結果報告書（第3号様式）により防災主務課長に報告するものとする。

(勤務時間外の連絡方法)

第6条 所属長は、松戸市地域防災計画の勤務時間外における配備体制に応じた連絡方法を定め、災害配備連絡表（第4号様式）により、原則として人事異動発令後速やかに防災主務課長に報告するものとする。

(松戸市地域防災計画の修正)

第7条 所属長は、松戸市地域防災計画について修正の必要が生じたときは、松戸市地域防災計画修正書（第5号様式）を防災主務課長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

第1号様式 ～ 第5号様式 （省略）

松戸市盛土事業規制要綱

〔昭和62年2月20日
松戸市告示第28号〕

(目的)

第1条 この要綱は、土地の埋立て又は盛土行為（以下これらを「盛土事業」という。）について必要な規制をすることにより、降雨による住居等に対する浸水被害の防止及び軽減に資することを目的とする。

(盛土事業規制区域)

第2条 市長は、別表に掲げる地域で、盛土事業を規制する必要があると認める区域を盛土事業規制区域（以下「規制区域」という。）として指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、規制区域を指定したときは、その旨を告示するものとする。

(適用)

第3条 この要綱は、規制区域において施行される盛土事業について適用する。ただし、住居等に対する浸水被害の防止若しくは軽減又は住居等の建築を目的として行う盛土事業については、この限りではない。

(協議)

第4条 盛土事業を施行する者は、その土地の所有者と共同して、あらかじめ盛土事業協議申出書（第1号様式）を提出し、次に掲げる事項について、市長と協議し、指導を受けるものとする。

- (1) 埋立て、盛土の高さの制限
- (2) 土砂流出防止対策
- (3) 盛土事業施行中の安全対策
- (4) 盛土事業予定区域（以下「予定区域」という。）又は周辺地域の道路、水路等の公共施設の破損防止対策
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 予定区域、隣接土地及び搬入路（公道から予定区域までの間をいう。以下同じ。）となる土地を明示した公図の写し（土地所有者の住所及び氏名を明記すること。）
- (3) 土砂等の搬入経路図（市内の全経路について縮尺1万分の1以上の図面に明示すること。）
- (4) 予定区域の盛土事業の平面図及び断面図
- (5) 予定区域の土砂流出防止対策に関する図書等（ただし、市長は、盛土事業の位置及び盛土の高さに応じ、省略させることができる。）
- (6) 前項第3号及び第4号に規定する対応策に関する図書等
- (7) 関係各課その他関係機関との協議報告書
- (8) 誓約書（第2号様式。盛土事業主（盛土事業を施行する者及び当該土地所有者をいう。以下同じ。）が法人である場合は、法人の登記簿謄本を添付すること。）
- (9) 盛土事業主の印鑑登録証明書
- (10) その他市長が必要と認める図書

3 第1項の申出書及び前項第10号の誓約書に押印する印は、印鑑登録されているものとする。

(盛土事業協議済書の交付等)

第5条 市長は、前条の申出に基づき協議したときは、盛土事業主に盛土事業協議済書（第3号様式。以下「協議済書」という。）を交付するものとする。

2 盛土事業主は、協議済書に従い、盛土事業を施行するものとする。

(盛土事業の開始)

第6条 盛土事業主は、協議済書の受領後、盛土事業を開始する日の7日前までに、盛土事業開始届（第4号様式。以下「開始届」という。）を市長に提出するとともに、盛土事業施行区域（以下「施行区域」という。）に盛土事業標示板（第5号様式）を設置するものとする。

2 開始届には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 協議済書の写し
- (2) 施行区域、隣接土地及び搬入路の土地を明示した公図の写し（土地所有者の住所及び氏名を明記すること。）

実施要領等

- (3) 土地登記簿謄本（施行区域、隣接土地及び搬入路の土地のもの）
- (4) 施行区域の土地について所有権以外の権利を有する者がいる場合は、その者の承諾書
- (5) 盛土事業の契約書の写し
- (6) 盛土事業を施行するため民地等を通行する場合は、その土地所有者の承諾書（第6号様式）
- (7) 道路又は水路を占用する場合は、その許可書の写し
- (8) 盛土事業主の印鑑登録証明書（開始届に押印する印が盛土事業協議申出書に押印した印と同一である場合を除く。）
- (9) その他市長が必要と認める図書
（盛土事業の変更等）

第7条 盛土事業主は、協議済書の受領後、当該盛土事業の内容を変更しようとするときは、盛土事業変更届（第7号様式）を提出し、市長の承諾を得るものとする。

2 盛土事業主は、協議済書の受領後、当該盛土事業を廃止しようとするときは、盛土事業廃止届（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（報告）

第8条 盛土事業主は、市長が必要と認めるときは、盛土事業の進捗状況等について市長に報告するものとする。

（完了報告等）

第9条 盛土事業主は、盛土事業が完了したときは、完了後7日以内に盛土事業完了報告書（第9号様式）を市長に提出し、当該盛土事業が協議済書の内容に適合するものであることについて、確認を受けるものとする。

（指導）

第10条 市長は、この要綱に規定する手続きを経ないで盛土事業を施行している者又は協議済書の内容に違反して盛土事業を施行している盛土事業主に対して、この要綱の目的を達成するため必要な指導をするものとする。

（立入調査）

第11条 市長は、盛土事業を施行する者又は当該土地所有者のいずれかの同意を得て職員を施行区域に立ち入らせ、調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示するものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

（適用除外）

2 この告示は、この告示施行の際現に施行中の盛土事業については適用しない。

実施要領等

別表

大字	字
根木内	霜田、新宿下、北の台、代城、葉中
中和倉	稻荷下沖、稻荷下、荒井堤東
松飛台	中関
串崎新田	上関
小金飛地	細沼
馬橋	相坪、広手
栄町	一丁目～八丁目、西一丁目～西五丁目
古ヶ崎	稻荷前、三枚田、供養塚、松戸分、甚兵衛沼、庚塚、曾根裏、堤添、一丁目～四丁目
日暮	前、宮ノ下、川間、はぬきまえ、山ノ下、ぶたい
河原塚	橋戸、高田、初崎、庚申前
和名ヶ谷	関場、久保田、宮ノ下、和田、東下
大橋	松木下、土橋下、坂下、前田、寺之下、辺田ノ下、国分境
紙敷	新橋、初崎、下ノ宮、山ノ下、土橋、妙見下
秋山	弁天、北井戸、北
小山	堤際、外畑、西田
上矢切	神明脇、神明前、寺後、菰田、鎌田、杉山、川端道、芝原、勢至下、古川、草生、沼淵、屋敷添

第1号様式～第9号様式 (省略)

実施要領等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表

千葉県災害救助法施行細則による（令和5年3月現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (災害救助法 第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においてはホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府・千葉県と事前に調整する。
避難所の設置 (災害救助法 第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 高齢者等の要援護者等を收容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害救助法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、災害救助法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府・千葉県と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅 の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,285,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上收容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は 1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上					
被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品の喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
		流失	冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊 半焼	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
床上浸水	冬	9,900	12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊、半焼した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 準半壊以上 655,000円以内 準半壊 318,000円以内	災害発生の日から3カ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6カ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,700円 中学校生徒 5,000円 高等学校等生徒 5,500円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 213,800円以内 小人(12歳未満) 170,900円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費(災害救助法第4条第1項)	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (災害救助法第4 条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	1 災害が発生するおそれ段階 の救助は、高齢者・障害者等で 避難行動が困難な要配慮者の 方の輸送であり、以下の費用を 対象とする。 2 避難所へ輸送するためのバス 借上げ等に係る費用 3 避難者がバス等に乗降する ための補助員など、避難支援 のために必要となる賃金職員 等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条 第1号から第4号までに規 定する者	日当 1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検 査技師、臨床工学技士及び歯科衛 生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び 准看護師 14,200円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別 途に定める額
	災害救助法施行令第4条 第5号から第10号までに規 定する者	業者のその地域における慣行料金 による支出実績に手数料としてそ の100分の3の額を加算した額以内		

実施要領等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び法第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、災害救助法施行令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額(救助事務費の額を除く)の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

(注) この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合、県知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

実施要領等

風水害関係の気象警報・注意報の発表基準

令和3年6月8日現在
発表官署 銚子地方気象台

松戸市	府県予報区	千葉県		
	一次細分区域	北西部		
	市町村等をまとめた地域	東葛飾		
警 報	大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	19
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	128
	洪 水		流域雨量指数基準	坂川流域=11.6, 新坂川流域=5.8, 国分川流域=11.5, 六間川流域=4
			複合基準 ※1	坂川流域= (11, 9.1), 国分川流域= (9, 5.8) 江戸川流域= (9, 15.4)
			指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
	暴 風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 以上 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
注意報	大 雨		表面雨量指数基準	9
			土壌雨量指数基準	106
	洪 水		流域雨量指数基準	坂川流域=9.2, 新坂川流域=4.6, 国分川流域=9.2, 六間川流域=3.2
			複合基準 ※1	坂川流域= (10, 7.4), 新坂川流域= (6, 4.6) 国分川流域= (6, 5.2), 江戸川流域= (6, 13.8)
			指定河川洪水予報による基準	江戸川 [野田]
	強 風		平均風速	13m/s
	風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
	大 雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 cm
	波 浪		有義波高	
	高 潮		潮 位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融 雪			
	濃 霧	視 程	100m	
	乾 燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低 温	夏季 (最低気温) : 銚子地方気象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続 冬季 (最低気温) : 銚子地方気象台で -3℃以下、千葉特別地域気象観測所で -5℃以下		
霜	4月1日～5月31日 最低気温 4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷 (雪) が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

災害協力関係

災害協定一覧

1 防災関係機関等との協定

No.	災害協定名	協定先	締結日	機関数
1	災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定	千葉県警察本部	S39. 9. 15	1
2	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県下市町村(市長—市町村長)	H8. 2. 23	54
3	災害時における東葛飾地域市町村間の相互応援に関する協定	東葛飾地区(市長—市町長)	S50. 7. 24	9
4	災害時における相互応援に関する協定	さいたま市(市長—市長)	H17. 3. 25	1
5	災害時における相互応援協定	愛知県小牧市(市長—市長)	H24. 2. 3	1
6	災害時における相互応援協定	富山県高岡市(市長—市長)	H24. 2. 9	1
7	災害時における相互応援協定	鳥取県倉吉市(市長—市長)	H24. 2. 17	1
8	災害時における相互応援協定	東京都葛飾区(市長—区長)	H24. 7. 31	1
9	千葉県広域消防相互応援協定	千葉県下消防本部(消防本部—市長)	H4. 4. 1	31
10	消防相互応援協定(東京都)	隣接市町村(東京消防庁—市長)	S23. 11. 16	1
11	消防相互応援協定(鎌ヶ谷市)	隣接市町村(市長—市長)	R. 2. 12. 10	1
12	消防相互応援協定(流山市)	隣接市町村(市長—市長)	R2. 12. 10	1
13	消防相互応援協定(柏市)	隣接市町村(市長—市長)	R3. 1. 19	1
14	消防相互応援協定(市川市)	隣接市町村(市長—市長)	R2. 12. 7	1
15	消防相互応援協定(三郷市)	隣接市町村(市長—市長)	S28. 6. 29	1
16	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県(松戸市水道事業管理者—千葉県知事)	H7. 11. 2	49
17	緊急応援給水に関する協定	千葉県(松戸市水道事業管理者—千葉県水道局長)	S61. 10. 31	1
18	緊急応援給水に関する業務協定	流山市(松戸市水道事業管理者—流山市上下水道管理事業管理者)	S61. 11. 1	1
19	災害時における松戸駐とん地の使用に関する協定	自衛隊松戸駐屯地(市長—松戸駐とん地司令)	S50. 7. 24	1
20	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省 関東地方整備局(市長—関東地方整備局長)	H20. 6. 16	1
21	原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書	水戸市長	H30. 10. 31	1
			合計	160

災害協力関係

2 民間との協定

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容	
1	物資供給	災害時における物資供給に関する協定	山崎製パン (株) 松戸工場	H10. 11. 1	パンの供給	
2			東京千住青果 (株) 東葛支社	H10. 11. 1	野菜・梅干の供給	
3			東京シティ青果 (株) 千葉支社	H10. 11. 1		
4			とうかつ中央農業協同組合	H12. 12. 20	米・味噌・醤油等生活物資の供給	
5			イオン (株) イオン北小金店	H19. 8. 30	応急生活物資・物的資源等の供給	
6			NPO 法人コメリ災害対策センター	H28. 11. 2		
7			(株) マツモトキヨシ	H26. 9. 1		
8		災害時における物的資源等の協力に関する協定	(公社) 松戸青年会議所	H25. 12. 16		
9		災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	生活協同組合コープみらい	H14. 3. 21		
10			生活協同組合パルシステム千葉			
11			生活クラブ生活協同組合			
12		災害時における応急給食に関する協定書	松戸保健所管内食品衛生協会	H10. 11. 1	応急給食の提供	
13		災害時における寝具の供給に関する協定書	(株) 伊賀屋	H11. 4. 1	毛布・布団・枕・シーツ等の供給	
14		災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書	(一社) 日本福祉用具供給協会	H27. 5. 27	福祉用具等物資の供給	
15		災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	東日本段ボール工業組合	H29. 1. 27	物資の供給	
16		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	(株) ゼンリン	H27. 1. 14	地図等の供給	
17		災害時における物資供給等に関する協定	(株) セブンイレブン・ジャパン	H27. 8. 17	被災住民を救助するための物資等の調達及び供給	
18		災害時における携帯トイレ等の提供協力に関する協定	(株) 総合サービス	H28. 1. 28	携帯トイレの供給等	
19		災害時における物資集配拠点の運営等に関する協定	いちごマルシェ (株)	H28. 2. 24	物資集配拠点としての活用と運営協力	
20		災害時における物資の供給に関する協定書	(株) メリーチョコレートカムパニー	H31. 4. 23	被災者に菓子等の物資提供	
21		災害時における物資の供給等に関する協定書	(株) マミーマーケット	H31. 3. 7	災害時における生活物資提供	
22		災害時における物資 (ユニットハウス等) の供給に関する協定書	三協フロンテア (株)	R4. 1. 26	ユニットハウス等の供給	
23		災害時におけるキャンピングカーの貸出しに関する協定	キャンピングカー (株)	R4. 12. 26	キャンピングカー、電源等の貸出し	
24		災害時等における物資の供給に関する協定	(株) アイリスプラザユニディカンパニー	R5. 4. 1	物資の供給	
25	飲料水供給	災害時における飲料水運搬用器材提供に関する協定書	合同酒精 (株) 東京工場	H10. 11. 1	飲料水運搬用容器等の提供	
26		災害時における飲料水等の供給の協力に関する協定書	山崎製パン (株) 松戸工場	H9. 9. 9	所有井戸による飲料水等の供給	
27			宝酒造 (株) 松戸工場	H9. 9. 9		
28			マブチモーター (株)	H9. 9. 9		
29			(株) 的場製館所	H9. 9. 9		
30			松戸建設業協同組合	H26. 3. 20		
31			コカ・コーラボトラーズジャパン (株)	H21. 3. 24		飲料水等の供給
32			(株) 伊藤園	H24. 4. 1		
33		大蔵屋商事 (株)	R4. 4. 1			
34		サントリービバレッジソリューション (株)	R4. 4. 1			
35			(株) アベックス	R4. 4. 1		

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
36	救護	松戸市災害時医療救護活動についての協定書	(一社)松戸市医師会	S56. 8. 1	医療活動に関する協力
37			(公社)松戸歯科医師会	H7. 7. 20	歯科医療に関する協力
38			(一社)松戸市薬剤師会	H11. 4. 1	医療救護活動に関する協力
39		災害時における助産師による支援活動協力に関する協定	(一社)千葉県助産師会	H28. 3. 30	妊産婦等を支援する助産師の派遣
40		松戸市災害時応急救護活動についての協定書	(公社)千葉県柔道整復師会松戸支部	H9. 1. 17	応急救護衛生材料等の提供
41	避難所関連	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプランニング(株)	H26. 5. 20	東電柱に設置する民間広告看板と併せて避難場所等の案内表示を記載
42		災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	(株)バカン	R4. 5. 20	避難所の混雑状況を公開できるシステムの提供
43	応急建設業務	災害時における応急建設業務に関する協定書	松戸建築組合	H10. 11. 1	応急仮設住宅建設・被災住宅の応急修理
44		災害時における公共施設の応急補修、応急仮設住宅の建設、その他の応急対策の協力に関する協定書	全建総連千葉土建一般労働組合松戸支部	H18. 12. 5	公共施設の応急補修・応急仮設住宅の建設等
45		災害時における木材の提供に関する協定書	松戸鎌ヶ谷木材同業組合	H10. 9. 1	木材の提供
46	搬送活動・情報収集及び傷病者搬送	災害時における航空機出動に関する協定	朝日航洋(株)	S60. 7. 1	防災活動に必要な航空機の出動
47		災害時における搬送活動及び情報提供に関する協定書	松戸地区タクシー運営委員会	H9. 9. 30	傷病者等の緊急搬送及び災害情報の提供
48			京成バス(株)	H9. 9. 30	
49			松戸新京成バス(株)	H9. 9. 30	
50			東武バスイースト(株)	H9. 9. 30	
51		災害時における自動車の貸渡しに関する協定	(株)カクタ	R1. 10. 1	災害対策に係る活動に使用する車両の提供等
52		災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定	(株)ジェイコム千葉 東葛・葛飾局	R2. 2. 1	災害発生時における地域のための人員及び車両等の提供
53		災害発生時における松戸市と松戸市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)松戸郵便局	H29. 10. 5	災害時の情報収集、応急活動の相互協力
54	災害時における無人航空機による支援活動に関する協定	(株)BFHD、ドローン・エージェンツカンパニー(株)	R3. 7. 1	災害時の情報収集、災害地図作成等の支援	
55		(株)昭和精機	R4. 11. 21		
56	物資輸送等	災害時における輸送業務に関する協定書	赤帽首都圏軽自動車運送協同組合千葉県支部	H9. 8. 27	収容避難場所等への物資輸送
57			(一社)千葉県トラック協会松戸支部	H9. 9. 30	
58		災害時における応急活動の協力に関する協定書	(特非)千葉レスキューサポートバイク	H18. 4. 1	情報収集・提供、緊急物資輸送等
59		災害における物資供給及び物資集配拠点の運営の協力に関する協定	ヤマト運輸(株)	H28. 8. 17	物流専門家の派遣及び物資配送業務
60		災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)東関東支店	R4. 9. 30	支援物資の受入及び配送等
61	ゴミ処理	災害時等における塵芥収集運搬業務に関する協定	松戸市環境清掃協業組合	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
62			松戸市一般廃棄物処理事業協同組合	※年次更新	

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
63	処理 ゴミ	災害時等におけるし尿収集運搬業務に関する協定	市内浄化槽清掃業許可業者 11社	※年次更新	災害時におけるごみの収集・運搬
64	資供給 葬祭物	災害時における葬祭物資の供給等に関する協定書	松戸葬祭業同業組合	H12. 12. 20	遺体の収容、柩、ドライアイス等の提供
65			(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H12. 12. 20	
66			千葉中央葬祭業協同組合	H23. 12. 6	
67	要配慮者関係	障害者等を対象とした避難所施設使用に関する協定	千葉県立つくし特別支援学校他 2校	H28. 2. 12	二次福祉避難所の開設及び運営
68		災害時における二次福祉避難所の開設及び運営に関する協定	(福)松栄会 ひまわりの丘他 18施設	H28. 2. 12	
69			(福) 陽光会 東松戸ヒルズ	H28. 4. 8	
70			(福) 白寿会 プレミア東松戸他 2施設	H29. 12. 5	
71			(社福)清和園 セイワ松戸 (社福)草加福祉会 アウル大金平	R2. 3. 1	
72		災害時における福祉避難所等への介護福祉士の派遣に関する協定	(公社) 日本介護福祉士会	H28. 8. 17	介護福祉士の派遣
73	施設等の提供	災害時における一時避難場所等の提供に関する覚書	国立大学法人千葉大学	H22. 3. 8	一時避難場所としての施設提供
74		災害時における施設等の提供協力に関する協定書	松戸公産 (株)	H21. 4. 13	競輪場施設のトイレ、駐車場の開放
75		大規模災害時等における協力体制に関する基本協定	学校法人日通学園 流通経済大学	H24. 2. 8	大学施設の一部を市民及び帰宅困難者等の安全確保のための避難施設としての提供等
76		災害時における避難所等の提供に関する協定書	市内千葉県立高校 7校	H25. 3. 28	災害時における施設の一時避難場所・収容避難所としての使用
77			学校法人専修大学松戸高等学校	H26. 1. 22	
78			日本大学松戸歯学部	H26. 4. 1	
79			(公財)ニッセイ聖隷健康福祉財団	H26. 12. 24	
80		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸公産 (株)	R2. 9. 24	大規模水害時における施設等の提供
81		大規模水害時における施設等の提供協力に関する協定	松戸商工会議所	R3. 11. 16	洪水災害時における施設の一時避難場所としての使用
82			SKビルディング (株)	R4. 9. 1	
83	トラスコ中山 (株)		R4. 9. 30		
84	(株) サントロペ		R4. 9. 30		
85	燃料供給	災害時における燃料の供給に関する協定書	千葉県石油商業協同組合松戸支部	H10. 11. 1	ガソリン・軽油・灯油の供給
86			(公社) 千葉県LPガス協会松戸支部	H10. 11. 1	プロパンガスの供給
87		災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	千葉トヨタ自動車 (株)	R3. 4. 22	電力の供給
88	応急復旧	災害時における道路、橋梁等の応急修理、障害物の除去その他の応急措置等に関する協定書	松戸市建設業協同組合	H17. 4. 1	道路・橋梁等の応急修理、障害物の除去、その他応急措置
89		災害時における公共施設内電気設備の応急復旧対策の協力に関する協定書	松戸市電業協会	H18. 5. 23	公共施設内電気設備の応急復旧
90		災害時等における大型土のうの設置等に関する協定	(株) クマガイ工業	H25. 12. 27	大型土のうの提供
91		災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド (株)	R3. 2. 16	広範囲の長期間停電が発生した時の早期復旧及び事前対応

災害協力関係

No.	区分	災害協定名	協定先	締結日	協力内容
92	その他	災害発生時における放送要請に関する協定	(株) ジェイコム東葛・葛飾局	H24. 7. 5	災害情報の放送要請に関するもの
93		災害時における被災者探索及びし尿の収集運搬等の応急活動に関する協定書	東葛環境整備事業協同組合	H22. 5. 7	被災者探索及びし尿の収集・運搬、その他応急措置
94		災害時における飲料水の水質検査に関する協定書	(一社) 松戸市薬剤師会	H8. 4. 1	飲料水の水質検査
95		松戸市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	(福) 松戸市社会福祉協議会	H25. 5. 24	災害ボランティアセンター設置・運営に関するもの
96		災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー (株)	H28. 2. 12	運営サイト上に平時からの避難所情報等の掲載と、災害時のキャッシュサイトの提供等
97		災害時における浴場の使用等に関する協定について	千葉県公衆浴場業生活協同組合 松戸市公衆浴場組合	H29. 1. 19	災害時における浴場の使用・生活用水の提供
98		松戸市防災行政無線(移動系)の設置に関する協定について	東日本旅客鉄道(株) 東京支社	H29. 11. 6	防災行政無線(移動系)の設置等
99		災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛生同業組合松戸支部	H30. 10. 15	災害時における避難所、福祉避難所での理容ボランティア
100		災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H30. 10. 17	被害家屋調査及び市民相談の補助
101		災害時における支援協力に関する協定	千葉県行政書士会	H31. 2. 14	災害時における行政書士業務の提供
102		災害時等における消防用水の供給支援に関する協定	千葉北部生コンクリート協同組合	R2. 4. 22	災害時等における消防用水の供給
103		災害時における松戸駅西口地下駐車場の浸水対策としての警戒措置等に関する協定	輝建設(株)	R1. 10. 15	浸水対策としての警戒活動に関するもの
104		災害時における動物救護活動に関する協定書	東葛地域獣医師会	H29. 3. 29	災害時における動物救護活動
105		災害時における防疫措置等に関する協定書	イカリ消毒(株) 松戸営業所、 トキワ消毒(有)、(株) ダスキ ン誠実	R2. 4. 1(※ 年次更新)	災害時における防疫措置等

防災協力民間井戸一覧

No.	事業所名	所在地 電話番号	許可年月日	許可揚水量	深 度
1	マブチモーター 株式会社	松飛台 430 (384) 1111	S 62. 7. 28	1 5 0 m ³ /日	200m
2	株式会社の場製館所	上本郷 158 (363) 5255	H 5. 10. 7	2 6 0 m ³ /日	150m
3	山崎製パン株式会社 松戸工場	南花島 319 (364) 1242	H 5. 10. 7	2 0 0 m ³ /日	250m
4	宝酒造株式会社 松戸工場	新 作 111 (362) 0261	H 5. 10. 7	1 2 0 m ³ /日	150m
民間協力事業所		4 社 (井戸 4 本)		7 3 0 m ³ /日	

災害危険箇所等

土砂災害危険箇所等一覧

箇所番号	箇所名	所在地	箇所番号	箇所名	所在地
I-0201	幸田	幸田花輪	I-040007	大橋 5	大橋
I-0202	大金平	大金平一丁目	II-0967	平賀 1	平賀長谷
I-0203	二ツ木	二ツ木花輪	II-0968	大谷口 1	大谷口馬屋敷
I-0204	八ヶ崎 2	八ヶ崎向原	II-0969	大谷口 2	大谷口本城
I-0205	八ヶ崎 1	八ヶ崎南道合	II-0970	大谷口 3	大谷口本城
I-0206	中和倉	中和倉	II-0971	大谷口 4	大谷口中郷
I-0207	新作	上本郷新二階	II-0972	幸谷 1	幸谷ボック
I-0208	上本郷 7	上本郷七畝割	II-0973	根木内 2	根木内新宿下
I-0209	上本郷 6	上本郷七畝割	II-0974	幸谷 2	幸谷宮下
I-0210	上本郷	上本郷北台	II-0975	二ツ木 2	二ツ木東谷津
I-0211	花台	上本郷花台	II-0976	北松戸 1	北松戸 3 丁目
I-0212	上本郷 4	上本郷花台	II-0977	千駄堀 1	千駄堀北郷
I-0213	上本郷 3	上本郷宮下	II-0978	千駄堀 2	千駄堀東
I-0214	上本郷 2	上本郷宮下	II-0979	上本郷 8	上本郷宮下
I-0215	日暮	日暮 7 丁目	II-0980	上本郷 9	上本郷花台
I-0216	根本	根本	II-0981	南屋敷 1	南屋敷芋ノ作
I-0217	岩瀬 3	岩瀬遠瀬戸	II-0982	岩瀬 4	岩瀬離山
I-0218	岩瀬 2-1	岩瀬向山	II-0983	松戸新田 1	松戸新田ツバ
I-0219	岩瀬 2-2	岩瀬向山	II-0984	松戸 1	松戸戸定
I-0220	岩瀬 1	岩瀬相模台	II-0985	松戸 2	松戸赤発毛
I-0221	谷	松戸谷	II-0986	小山 1	小山浅間台
I-0222	赤発毛 2	松戸赤発毛	II-0987	和名ヶ谷 4	和名ヶ谷通源寺
I-0223	赤発毛	松戸赤発毛	II-0988	和名ヶ谷 5	和名ヶ谷外山
I-0224	和名ヶ谷 3	和名ヶ谷山宮地	II-0989	和名ヶ谷 6	和名ヶ谷山宮地
I-0225	和名ヶ谷 2	和名ヶ谷山宮地	II-0990	和名ヶ谷 7	和名ヶ谷中台
I-0226	和名ヶ谷 1	和名ヶ谷東台	II-0991	和名ヶ谷 8	和名ヶ谷中台
I-0227	三矢小台	三矢小台五丁目	II-0992	和名ヶ谷 9	和名ヶ谷中台
I-0228	上矢切	上矢切南台	II-0993	和名ヶ谷 10	和名ヶ谷東台
I-0229	中矢切	中矢切北台	II-0994	和名ヶ谷 11	和名ヶ谷清水
I-0230	下矢切 1	下矢切大堀	II-0995	和名ヶ谷 12	和名ヶ谷清水
I-0232	下矢切 3	下矢切坂の上	II-0996	紙敷 1	紙敷薄蒲
I-0233	栗山 2	栗山佐原	II-0997	紙敷 3	紙敷薄蒲
I-0234	栗山	栗山天神山	II-0998	紙敷 4	紙敷薄蒲
I-0235	根木内	根木内宿畑	II-0999	上矢切 2	上矢切富士見台
I-0236	東平賀	東平賀	II-1000	大橋 1	大橋彦八山
I-1278	中和倉の 3	中和倉寒風	II-1001	和名ヶ谷 13	和名ヶ谷諏訪原
I-1378	中和倉の 2	中和倉向山	II-1002	大橋 2	大橋北台
I-040002	大谷口 5	大谷口中郷	II-1003	栗山 3	栗山天神山
I-040003	大谷口 6	大谷口根郷屋	II-7025	紙敷 2	紙敷薄蒲
I-040004	大谷口 7	大谷口中郷	II-040001	大橋 3	大橋向山
I-040005	幸谷 3	幸谷宮下	II-040002	大橋 4	大橋向山
I-040006	河原塚	河原塚狐塚			

災害危険箇所等

土砂災害警戒区域指定一覧

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定された区域である。同区域では警戒避難体制の整備等が義務となる。

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
1	松戸市上本郷	上本郷2	急傾斜地の崩壊	平成24年12月21日	○	○
2	松戸市上本郷	上本郷3	急傾斜地の崩壊	平成24年12月21日	○	○
3	松戸市上本郷	上本郷8	急傾斜地の崩壊	平成24年12月21日	○	なし
4	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷11	急傾斜地の崩壊	令和2年3月10日	○	○
5	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷12	急傾斜地の崩壊	令和2年3月10日	○	○
6	松戸市河原塚、紙敷	紙敷1	急傾斜地の崩壊	令和2年3月10日	○	○
7	松戸市紙敷	紙敷2	急傾斜地の崩壊	令和2年3月10日	○	○
8	松戸市幸田2丁目	幸田	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
9	松戸市二ツ木	二ツ木1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
10	松戸市二ツ木	二ツ木2	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
11	松戸市八ヶ崎1丁目	八ヶ崎2	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
12	松戸市上本郷	上本郷	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
13	松戸市上本郷	上本郷4	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
14	松戸市上本郷	上本郷6	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
15	松戸市上本郷	上本郷7	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
16	松戸市上本郷	上本郷9	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
17	松戸市上本郷	花台	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
18	松戸市根本	根本	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
19	松戸市岩瀬	岩瀬2	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
20	松戸市岩瀬	岩瀬3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
21	松戸市岩瀬	岩瀬4	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
22	松戸市岩瀬	岩瀬5	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
23	松戸市松戸	松戸1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
24	松戸市松戸、岩瀬	松戸3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
25	松戸市松戸	松戸4	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
26	松戸市松戸	赤発毛	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
27	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
28	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷2	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
29	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
30	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷5	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	なし
31	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷7	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
32	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷8	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
33	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷9	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
34	松戸市三矢小台5丁目、松戸	三矢小台	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
35	松戸市上矢切	上矢切1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
36	松戸市上矢切	上矢切2	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
37	松戸市中矢切	中矢切	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
38	松戸市下矢切	下矢切1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
39	松戸市下矢切	下矢切3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
40	松戸市栗山	栗山2	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
41	松戸市栗山	栗山3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
42	松戸市根木内	根木内1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
43	松戸市根木内	根木内3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
44	松戸市中和倉	中和倉3	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
45	松戸市河原塚	河原塚	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	なし

災害危険箇所等

番号	指定箇所	区域名	自然現象の種類	告示日	警戒区域	特別警戒区域
46	松戸市平賀	平賀1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
47	松戸市小山	小山1	急傾斜地の崩壊	令和2年4月7日	○	○
48	松戸市大金平1丁目、 殿平賀	大金平	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
49	松戸市馬橋、八ヶ崎6 丁目、八ヶ崎7丁目	馬橋2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
50	松戸市中和倉、千駄堀	中和倉1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
51	松戸市中和倉	中和倉2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	なし
52	松戸市新作、上本郷	新作	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
53	松戸市岩瀬、松戸	岩瀬1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
54	松戸市栗山	栗山1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
55	松戸市大谷口	大谷口1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
56	松戸市大谷口	大谷口3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
57	松戸市大谷口、 新松戸1丁目	大谷口4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
58	松戸市大谷口、 新松戸1丁目	大谷口6	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
59	松戸市大谷口、 新松戸1丁目	大谷口7	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
60	松戸市幸谷	幸谷3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
61	松戸市大橋	大橋1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
62	松戸市大橋	大橋2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
63	松戸市大橋	大橋3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
64	松戸市大橋	大橋4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
65	松戸市大橋	大橋5	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
66	松戸市北松戸1丁目、 北松戸2丁目、 北松戸3丁目、新作	北松戸1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
67	松戸市千駄堀	千駄堀1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
68	松戸市千駄堀	千駄堀2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
69	松戸市千駄堀	千駄堀3	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
70	松戸市松戸新田、 岩瀬、野菊野	松戸新田1	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
71	松戸市松戸	松戸2	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
72	松戸市和名ヶ谷	和名ヶ谷4	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○
73	松戸市名ヶ谷、大橋	和名ヶ谷13	急傾斜地の崩壊	令和3年3月5日	○	○

(令和3年3月)

災害危険箇所等

急傾斜地崩壊危険区域指定一覧

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で指定された区域である。同区域では崩壊を助長、誘発する行為等が制限される。

地 区	所在地	指定面積 (㎡)	指定番号	指定年月日	告示番号
上本郷	上本郷	7,856.55	43	昭和52年10月18日	千葉県告示671号
中和倉	中和倉	10,808.78	107	昭和58年5月4日	千葉県告示390号
栗 山	栗 山	2,861.81	108	昭和58年5月4日	千葉県告示390号
花 台	上本郷	3,788.43	109	昭和58年5月4日	千葉県告示390号
新 作	新 作	1,374.62	187	昭和61年3月7日	千葉県告示182号
赤発毛	赤発毛	1,038.50	192	昭和61年7月25日	千葉県告示649号
大金平	大金平	2,578.94	203	昭和62年4月10日	千葉県告示368号
中和倉の2	中和倉	1,366.72	253	平成元年10月31日	千葉県告示970号
合 計		31,674.35			

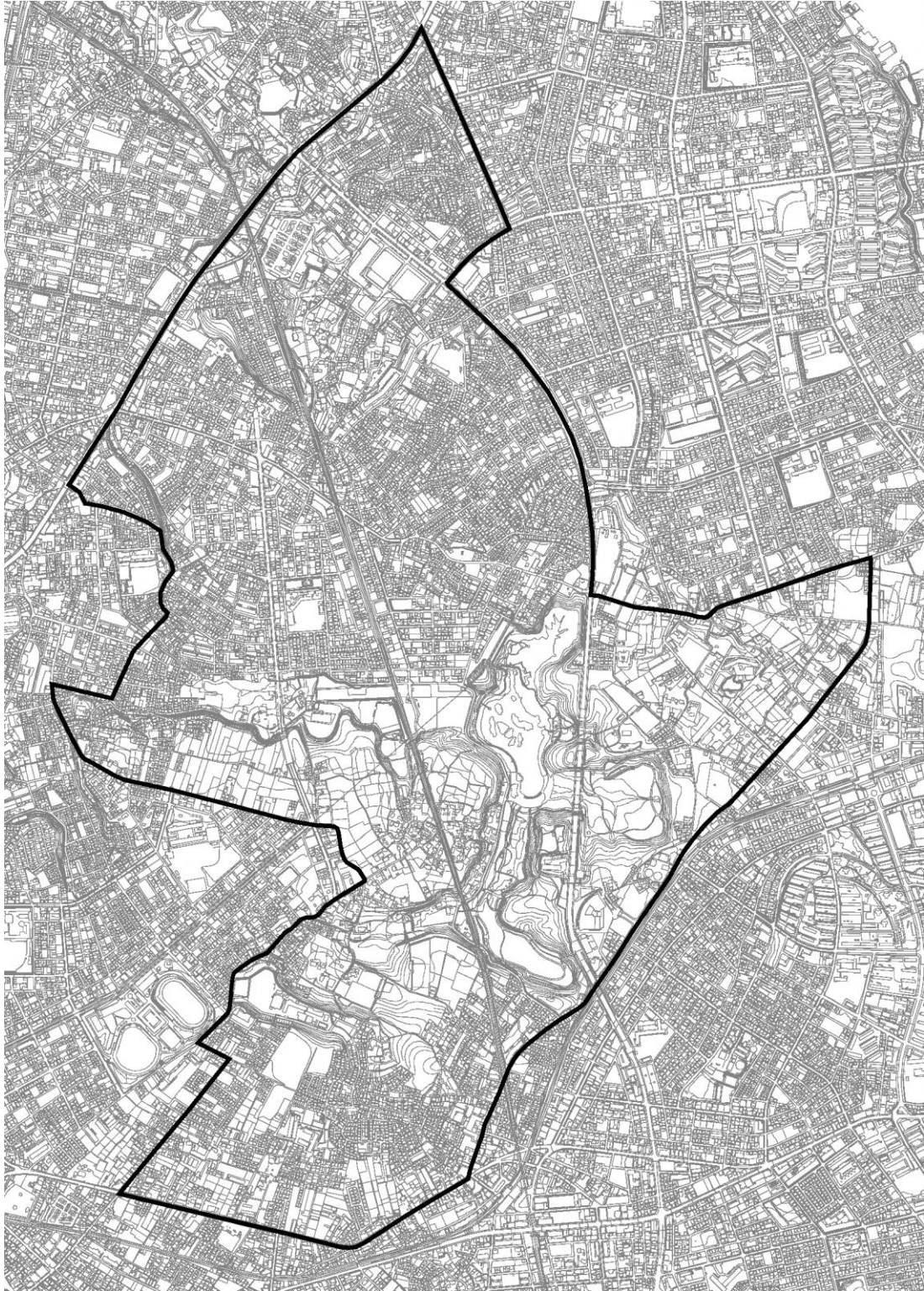
(平成22年7月)

災害危険箇所等

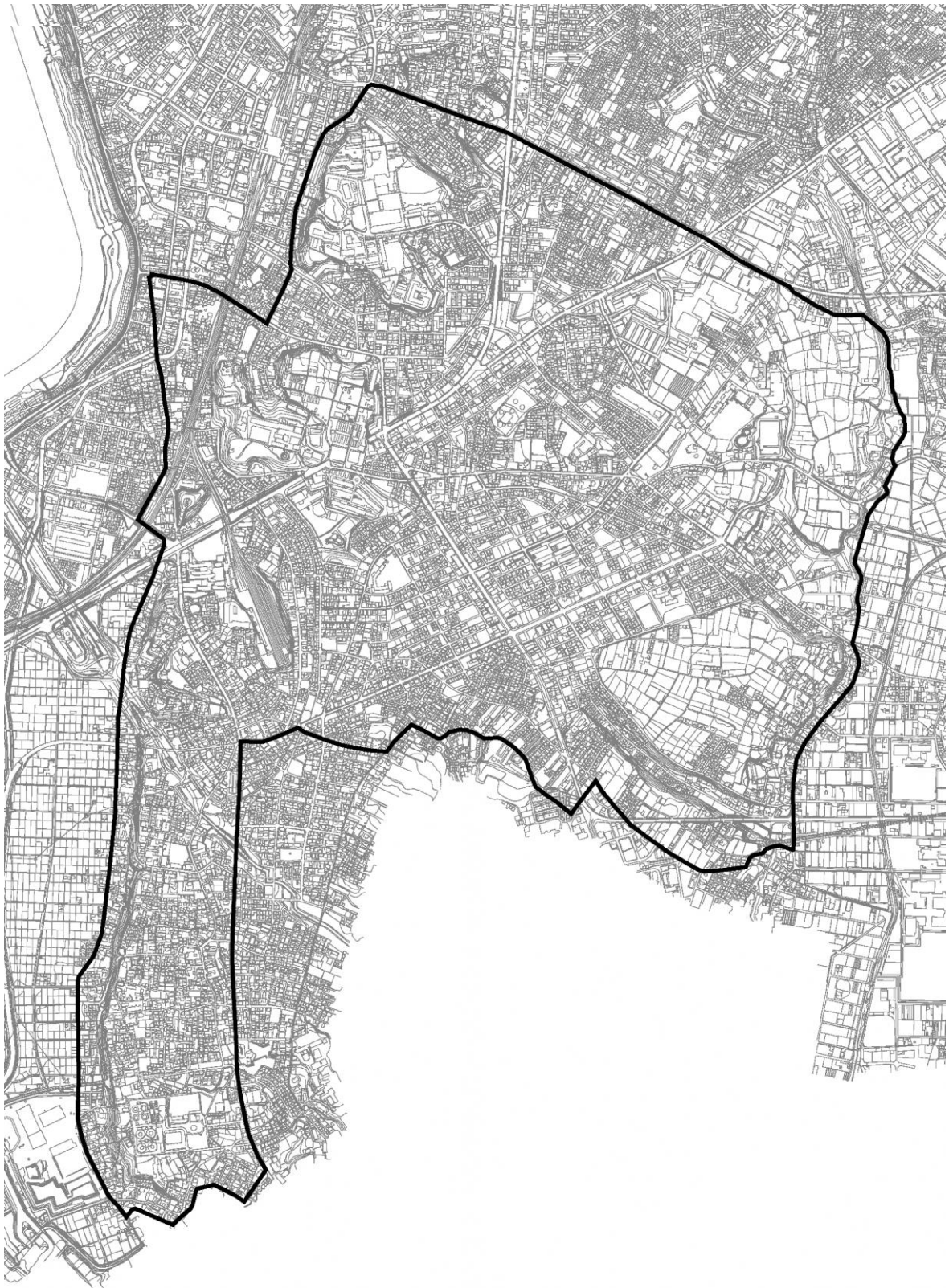
宅地造成工事規制区域図

箇所数	区域面積	備考
2箇所	985ha	

A地区



B地区



災害危険箇所等

浸水想定区域・土砂災害警戒区域にかかる地下街・要配慮者関連施設一覧

(注) 江戸川、利根運河、坂川・坂川放水路は、国管理区間の洪水浸水想定区域を示す。

坂川・新坂川、真間川は、県管理区間の洪水浸水想定区域を示す。

高潮は、県の高潮浸水想定区域を示す。

土砂は、「◎」が土砂災害特別警戒区域、「○」が土砂災害警戒区域、「△」は土砂災害危険箇所を示す。

1 地下街

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	備考
1	松戸駅西口地下駐車場	本町24の3	367-5553	○		○	○		○	

2 要配慮者利用施設

(1) 保育園・幼稚園

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
1	上本郷保育園	上本郷 2292	366-0675	○	○	○	○	○	○	
2	つぼみ保育園	上矢切 1101-2	368-7811	○	○	○	○	○	○	
3	松戸南保育園	小山 523-5	368-0366	○	○	○	○	○	○	
4	さわらびこども園	栄町 3-185-1	362-1530	○	○	○	○		○	
5	新松戸中央保育所	新松戸 3-111	344-7221	○	○	○	○		○	
6	新松戸ベビーホーム	新松戸 6-118-1	344-3222	○	○	○	○	○	○	
7	新松戸北保育所	新松戸 7-145-3	346-5161	○	○	○	○	○	○	
8	小金西グレース保育園	新松戸北 2-11-3	345-4994	○	○	○	○	○	○	
9	新松戸南部保育所	新松戸南 2-17	344-0010	○	○	○	○	○	○	
10	松戸ひばり保育園	西馬橋 1-28-16	346-0336	○	○	○	○	○	○	
11	いわさき保育園	西馬橋 3-49-2	341-0941	○	○	○	○	○	○	
12	馬橋西保育園	西馬橋広手町 123	344-8001	○	○	○	○	○	○	
13	古ヶ崎第二保育所	古ヶ崎 1-1994-2	363-4044	○	○	○	○	○	○	
14	古ヶ崎保育所	古ヶ崎 4-3617	367-9981	○	○	○	○	○	○	
15	いわさき第二幼稚園	旭町 2-300	346-3164	○	○	○	○	○	○	
16	清風幼稚園	馬橋 2547	341-2469	○	○			○		
17	さかえ幼稚園	栄町 4-252	361-0532	○	○	○	○	○	○	
18	新松戸幼稚園	新松戸 3-256	344-4199	○	○	○	○	○	○	
19	第二かきのき幼稚園	新松戸 5-191	345-4722	○	○	○	○	○	○	
20	いわさき幼稚園	西馬橋 2-6-23	342-8706	○	○	○	○	○	○	
21	北部幼稚園	根本 190	367-3121	○	○	○	○		○	
22	第一平和保育園	松戸 2283-2	367-0123	○						
23	けやきの森保育園まばし	新作 1-1035-2	330-0084	○						
24	小金北保育所	中金杉 3-192	344-4155	○						
25	みなみ新松戸保育園	新松戸 1-82	340-3730	○						
26	ゆいまーる保育園	松戸 1129-1 ニューパウルスタビル 1F	362-2215	○						◎
27	ゆいまーる保育園中和倉	中和倉 175-2	712-1507	○						
28	第二平和保育園	松戸 1394	367-0105	○					○	
29	保育園きぼうのたから	本町 13-9	308-3088	○	○	○	○		○	
30	東進ポップキッズ	新松戸 1-345-2	340-3434	○						
31	保育園きぼうのつばさ	根本 12-16	710-9939	○			○		○	
32	大金平グレース保育園	大金平 3-132-1	382-6181	○						
33	ゆめのみ保育園	西馬橋蔵元町 134-1	701-7755	○	○	○	○		○	
34	ナーサリースクールいずみ新松戸	新松戸北 1-11-15	382-6612	○		○	○			
35	新松戸ゆいのひ保育園	新松戸 4-31-1	711-6655	○	○	○	○		○	
36	ケヤキッズベビールーム	本町 12-17 秋本ビル 101	368-5120	○		○	○		○	
37	へいわオリーブ保育室	松戸 1344-1 エンデュランス松戸 1F	712-1933	○						○
38	さわらびこども園北松戸ルーム	上本郷 867-5 サポーレ北松戸 101	712-2180	○		○	○			
39	さわらびドリームこども園馬橋ルーム	馬橋 179-1 馬橋ステーションモール 1F B2	712-1745	○	○	○	○		○	
40	野菊野こども園松戸ステーションルーム(送迎ステーション併設)	根本 2-16 アムス松戸プラザ 2F	330-2031 送迎 ST 330-3511)	○			○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
41	へいわこぼと保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 2F	712-2620	○					○	
42	へいわちろば保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 2F	712-2621	○					○	
43	ケヤキッズマイルルーム	根本 12-2	710-6336	○			○		○	
44	こすもすベビールーム 新松戸	新松戸 1-186 第2ロイヤルマンション 101	382-6501	○			○		○	
45	上本郷保育園 ひまわりルーム	上本郷 907-4 アーバンライフ安田	368-2305	○						
46	へいわかしの木保育室	松戸 1333 コスモ松戸ス テーションスクエア 1F	718-6145	○					○	
47	ミルキーホーム新松戸園	新松戸 4-28-1 ジュ ネシオン新松戸 1F	344-4248	○	○	○	○		○	
48	さわらびドリームこども園 馬橋第2ルーム	馬橋 179-1 馬橋ステ ーションビル 1F B1	710-9880	○	○	○	○		○	
49	京進のほいくえん HOPPA 新松戸駅	二ツ木 757-1 ラックフィールド 1F	393-8501	○						
50	野菊野こども園 松戸駅西口ルーム	本町 14-18 松戸トシオビル 1F	382-6870	○			○		○	
51	へいわこえだ保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 3F	382-5001	○					○	
52	へいわみのり保育室	松戸 1227-1 アンセイエ松戸 3F	382-5002	○					○	
53	こすもすベビールーム 新松戸第2ルーム	新松戸 1-232	382-6844	○		○	○		○	
54	新松戸すずらん保育園	新松戸 3-127	712-1970	○	○	○	○		○	
55	小金城趾グレース保育園 ノーチェルーム	横須賀 1-20-2	711-9120	○			○			
56	まつど中央公園前保育園 第一	松戸 1139-2	369-7362	○						
57	まつど中央公園前保育園 第二	松戸 1139-2	369-7362	○						
58	新松戸なのはなルーム	新松戸 1-486	702-7608	○		○	○			
59	まつど中央公園前保育園 第三	松戸 1139-2	369-7362	○						
60	まつど中央公園前保育園 第四	松戸 1139-2	369-7362	○						
61	保育園きぼうのそら	本町 6-10	703-7113	○		○	○		○	
62	新松戸ニコニコ保育園	新松戸 4-204	711-8878	○	○	○	○		○	
63	こすもすベビールーム 新松戸第3ルーム	新松戸 1-186	711-8092	○			○		○	
64	ふるーる保育園松戸駅前	本町 17-7 松葉ビル 2F	710-4630	○		○	○		○	
65	エンゼルひかり保育園松戸	本町 20-10	368-6277	○			○		○	
66	北松戸ニコニコ保育園	上本郷 891	710-6776	○						
67	こすもす保育園	栄町西 3-1049	367-7775	○	○	○	○		○	
68	ケヤキッズ保育園	古ヶ崎 1-3073	703-8805	○	○	○	○		○	
69	さわらびドリームこども園	栄町 3-185-1	703-3838	○	○	○	○		○	
70	新松戸幼稚園 おひさまルーム	新松戸 3-256	344-4199	○	○		○		○	
71	星のおうち新松戸	新松戸 3-129-1	712-2494	○	○	○	○		○	
72	小山保育ルーム	小山 257-1	393-8615	○	○	○	○		○	
73	つぼみルーム	上矢切 1131	712-2020	○	○	○	○		○	
74	いたるルーム	栄町 3-183 1F	382-6330	○	○	○	○		○	
75	のびろルーム	栄町 3-183 2F	382-6331	○	○	○	○		○	
76	栄町ルーム	栄町 3-183 3F	382-6332	○	○	○	○		○	
77	ここのり森保育園新松戸	新松戸 6-1-1	342-8008	○	○	○	○		○	
78	新松戸第二すずらん保育園	新松戸 5-158-1	710-5082	○	○	○	○		○	
79	こすもすベビールーム馬橋	西馬橋広手町 40-1	711-5510	○	○	○	○		○	
80	こすもすベビールーム 新松戸中央公園	新松戸 6-9	710-3967	○	○	○	○		○	
81	エンゼルつきの保育園馬橋	西馬橋 1-14-5	703-7112	○	○	○	○		○	
82	オハナキッズルーム馬橋	西馬橋相川町 1 クレインヒルズ 101	394-4576	○	○	○	○		○	
83	こすもすベビールーム 新松戸ゆりのき通り	新松戸 3-270 サンハイム光洋 1F	710-0826	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
84	フレンドキッズランド 東松戸園	東松戸 4-8-6	701-7695					○		
85	松戸いずみ幼稚園	上本郷 2794	363-3289	○						○
86	へいわ野のはな保育園	松戸 1331-10	710-0355	○					○	
87	松戸ゆいのひ保育園	本町 13-20	712-0800	○	○	○	○		○	

(2) 学校

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
88	旭町小学校	旭町 1-20-2	345-1177	○	○	○	○		○	
89	河原塚小学校	河原塚 47-1	392-5100					○		
90	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	364-5118	○	○	○	○		○	
91	幸谷小学校	幸谷 212-2	344-6765	○						
92	北部小学校	根本 217	363-5251	○	○	○	○		○	
93	新松戸西小学校	小金 1180	344-1061	○	○	○	○		○	
94	南部小学校	小山 148	363-5171	○	○	○	○		○	
95	中部小学校	松戸 2062	363-4191	○	○	○	○		○	
96	上本郷第二小学校	上本郷 2677	367-3413							◎
97	新松戸南小学校	新松戸 6-301	343-3275	○	○		○		○	
98	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	344-8586	○	○		○		○	
99	横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	344-4040	○	○	○	○		○	
100	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	341-1218	○			○		○	
101	小金北小学校	殿平賀 270	343-1263	○						
102	旭町中学校	旭町 1-150	342-3651	○	○	○	○		○	
103	河原塚中学校	河原塚 190	391-6161							○
104	第一中学校	岩瀬 587	363-4171							○
105	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1	366-0420	○	○	○	○		○	
106	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	344-0188	○	○		○		○	
107	小金中学校	新松戸北 2-16-11	341-0646	○	○	○	○		○	
108	第三中学校	馬橋 2080	341-5195	○						○
109	小金北中学校	幸田 206	348-5700	○	○	○				
110	聖徳大学附属小学校	秋山 600	392-3111					○		
111	光英 VERITAS 中学校	秋山 600	392-8111					○		
112	矢切特別支援学校	中矢切 54	312-3010	○	○	○	○		○	
113	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎 1-3073	番号なし	○		○				

(3) 障害者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
114	福祉作業所ウィング	竹ヶ花西町 306-1	047-331-5024	○	○	○	○		○	
115	ピオラ工房	松戸 1485 メゾン トーカー 1・2F	331-6018	○	○	○		○	○	
116	ほくと	根本 79 谷口ビル 1階	711-8835	○	○	○	○		○	
117	生活介護事業所 アウ アの アトリエ松戸中和倉	中和倉 194-9	710-9853	○						
118	喜楽家	馬橋 2986	344-9951	○						
119	キッズフロンティアⅡ 番館	新作 240-3 プレメ ンスト 2F	349-1841	○						○
120	Cocorport 新松戸駅前 Office	新松戸 1-439-8 新 松戸岡田ビル 5F	710-9071	○	○	○	○		○	
121	ミラトレ新松戸	新松戸 2-18 長谷川 ビル 6F	349-3410	○		○	○		○	
122	ワークスタジオ松戸	新松戸 3-91 センチ ュリービル 201	701-7798	○	○	○	○		○	
123	ディーキャリア 新松戸オフィス	新松戸 4-37 野沢天 祐堂第 2 ビル 5F	701-8770	○	○	○	○		○	
124	就労移行支援事業所 リンクス松戸	根本 6-1 シェモア 松戸 2F	712-2444	○		○	○		○	

災害危険箇所等

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・坂川放水路	坂川・新坂川	真間川	高潮	土砂
125	ウェルビー松戸センター	本町 14-2 松戸第一生命ビル 6F	703-3636	○		○	○		○	
126	ウェルビー松戸第2センター	本町 14-1 松戸本町ビル 2F	712-0507	○		○	○		○	
127	エナベル松戸	本町 19-14 平野第2ビル 3F	369-7991	○		○	○		○	
128	LITALICOワークス松戸	松戸 1307-1 松戸ビル 5F	367-1813	○	○	○	○		○	
129	LITALICOワークス松戸西口中通	松戸 1834-15 キュービック松戸ビル 1F	362-6260	○			○		○	
130	LITALICOジュニア松戸教室	本町 23-5 土屋ビル 6F	330-2330	○		○	○		○	
131	株式会社CBS	西馬橋幸町2 松戸シティハイツ 1F	342-8289	○	○	○	○		○	
132	就労継続支援B型事業所TERRA	東松戸 3-5-18 LE ZINDE 2F	711-7935	○		○	○		○	
133	総活躍 松戸	上本郷 858-4 北松戸駅西口ビル 4F	308-2020	○		○	○		○	
134	福祉事業部「結」	上本郷 86	331-7100	○	○	○	○		○	
135	あるば	松戸 1879-24	703-1236	○			○		○	
136	えるあいサポート	新松戸 4-65-1 アイビス新松戸ビル 201	710-9955	○	○	○	○		○	
137	あじょうだ	根本 141-4 フローラル松戸 402	367-0800	○	○	○			○	
138	オレンジハウス	新松戸 7-214-105	711-8459	○	○	○	○		○	
139	ハビー松戸教室	本町 19-14 平野第2ビル 2F	703-8381	○			○		○	
140	わくわくクラブ	新松戸 2-9 トレノ新松戸 2F	344-3055	○	○	○	○		○	
141	わくわくクラブエース	新松戸 4-35 興学社学園新松戸ビル 3F	344-5225	○	○	○	○		○	
142	スターギフト	新松戸北 2-2-14 すずらん健美クラブ 1F	711-9657	○	○	○	○		○	
143	ゆったり	古ヶ崎 3-3322-2	048-212-2527	○	○	○	○		○	
144	あらた松戸事業所	栄町西 2-865	710-3780	○	○	○	○		○	
145	プレジール秋桜	栄町西 3-991-15	703-7210	○	○	○	○		○	
146	通所支援バルテール松戸馬橋園	西馬橋 1-35-14	718-4019	○	○	○	○		○	
147	えがおの教室新松戸南	西馬橋 2-12-4	345-3330	○	○	○	○		○	
148	運動遊びと療育支援こどもプラス新松戸教室	新松戸 3-219 CSビル 201	369-7650	○	○	○	○		○	
149	こばんはうす さくら新松戸教室	新松戸 4-84 貴和ビル 2F	711-8217	○	○	○	○		○	
150	このこのリーフ秋山	秋山 738-3	382-5750					○		
151	アサヒファンレイズファーム松戸	上本郷 700-3	703-7333	○	○		○		○	
152	ニューロワークス 新松戸センター	新松戸 1-426 BEARE 新松戸 BLDG 3F B号室	712-0480	○	○		○			
153	馬橋児童発達支援事業所	西馬橋幸町2 番地松戸シティハイツ 201	710-7547	○	○	○	○		○	
154	こすもすカレッジジュニア新松戸教室	新松戸 1丁目 448-2 藤喜ビル 2F	375-8091	○					○	
155	どらせなきっず	新松戸 4-232-3	723-9993	○	○	○	○		○	
156	まるたらんち	栄町西 4-1158-3	375-8910	○	○	○	○			
157	からふるKids松戸	新作 240-3 プレメンスト 101号室	711-6839	○						○
158	コペルプラス馬橋教室	松戸市西馬橋蔵元町 104-2 フェリス蔵元 2F A号室	710-7683	○	○	○	○		○	

災害危険箇所等

(4) 高齢者福祉施設

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
159	特別養護老人ホーム陽光苑	旭町 2-238	348-1866	○	○	○	○	○	○	
160	特別養護老人ホーム秋桜	栄町西 3-1036-2	703-1275	○	○	○	○		○	
161	特別養護老人ホーム緑風園	和名ヶ谷 1484	392-2900	○	○	○	○	○		
162	特別養護老人ホーム松戸陽 だまり館	幸田 111	374-6311	○		○	○			
163	特別養護老人ホームなでし こ	中矢切 259-1	312-3033	○		○	○		○	
164	特別養護老人ホームアウル 大金平	大金平 3-155	382-6011	○						
165	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	711-5565	○		○	○			○
166	特別養護老人ホームセイワ 松戸	大橋 89	382-6161					○		
167	介護老人保健施設 偕楽園	西馬橋幸町 23	340-1300	○	○	○	○		○	
168	介護老人保健施設 まつど徳洲苑	幸田 180-1	309-7172	○		○	○			
169	ケアハウス サンシャイン	旭町 2-270-1	374-6211	○	○	○	○	○	○	
170	ケアハウス なでしこ	馬橋 1435-8	309-8883	○	○	○		○		
171	エルダーホーム松戸	樋野口 699	331-8300	○	○	○	○		○	
172	エルダーホーム上本郷	上本郷 1464	309-7900							◎
173	エルダーホーム 新松戸	三ヶ月 1234	330-5801	○						
174	エルダーホーム 新松戸式番館	二ツ木 1468-1	330-5500	○						
175	かぜのおと	中和倉 161-7	718-1852	○						
176	SOMPOケア ラヴィーレ松戸	馬橋 312-1	347-4165	○						
177	グレースメイト松戸	旭町 1-193	330-5557	○	○	○	○		○	
178	ユーカリ新松戸	新松戸 6-191	702-7881	○	○	○	○		○	
179	あさひガーデン松戸	栄町西 3-1066	331-6541	○	○	○	○		○	
180	島村洗心苑	和名ヶ谷 660	392-3946					○		
181	サンセット豊夢	河原塚 146-1	391-1881					○		
182	アイホームまつど中央	岩瀬 595-1	367-0088							◎
183	メディクスケアホーム松戸	松戸 1063-1	366-0072	○						◎
184	ジャンティエス松戸	樋野口 771	360-8383	○	○		○		○	
185	ケアレジデンス松戸	樋野口 756	711-7485	○	○		○		○	

(5) 病院・医院（有床に限る）

No	施設名称	所在地	電話番号	江戸川	利根運河	坂川・ 坂川放水路	坂川・ 新坂川	真間川	高潮	土砂
186	松戸整形外科病院	旭町 1-161	344-3171	○	○	○	○	○	○	
187	大川レディースクリニック	馬橋 1902	341-3011	○						
188	日本大学松戸歯学部附属病院	栄町西 2-870-1	360-7111	○	○	○	○	○	○	
190	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	345-1112	○			○			
191	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	364-5121	○	○	○	○	○	○	

避難関係

指定緊急避難場所・指定避難所一覧

(令和3年3月現在)

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定 避難所
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
1	本土寺	平賀 63	○	○	○	○		○	○	
2	新松戸中央公園	新松戸 6-22	×	○	×	○		○	△	
3	東漸寺	小金 359-1	○	○	○	○		○	○	
4	ユーカリ交通公園	小金原 1-25	○	○	○	○		○	△	
5	小金原公園	小金原 6-10	○	○	○	○		○	△	
6	栗ヶ沢公園	小金原 8-26	○	○	○	○		○	△	
7	金ヶ作公園	常盤平 3-27-1	○	○	○	○		○	△	
8	21世紀の森と広場	千駄堀 269	○	○	○	○		○	△	
9	松戸運動公園	上本郷 4434	○	○	○	○		○	△	
10	六実中央公園	六高台 3-142	○	○	○	○		○	○	
11	陸上自衛隊松戸駐屯地	五香六実 17	○	○	○	○		○	△	
12	八柱霊園	田中新田 48-2	○	○	○	○		○	△	
13	東部クリーンセンター	高塚新田 352	○	○	○	○		○	△	
14	柿ノ木台公園	二十世紀が丘柿の木 町 99	○	○	○	○		○	△	
15	千葉大学園芸学部	松戸 648	○	○	○	○		○	○	
16	松戸中央公園	岩瀬 487-1	○	○	○	○		○	○	
17	江戸川河川敷	市内流域部分	×	○	×	○	×	○	○	
18	小金北小学校	殿平賀 270	△	○	○	○		○	○	○
19	殿平賀小学校	殿平賀 339-1	○	○	○	○		○	○	○
20	小金小学校	小金 355	○	○	○	○		○	○	○
21	小金北中学校	幸田 206	△	○	○	○		○	△	○
22	小金南中学校	小金清志町 1-16-1	○	○	○	○		○	○	○
23	旧根木内東小学校	根木内 598	○	○	○	×		○	△	
24	根木内小学校	小金原 2-3	○	○	○	○		○	△	○
25	貝の花小学校	小金原 8-10	○	○	○	○		○	△	○
26	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16	○	○	○	○		○	△	○
27	根木内中学校	小金原 1-30	○	○	○	○		○	△	○
28	栗ヶ沢中学校	小金原 9-25	○	○	○	○		○	△	○
29	金ヶ作小学校	金ヶ作 317	○	○	○	○		○	△	○
30	高木小学校	金ヶ作 120	○	○	○	○		○	○	○
31	常盤平第一小学校	常盤平 7-1	○	○	○	○		○	△	○
32	常盤平第二小学校	常盤平 4-18	○	○	○	○		○	○	○
33	常盤平第三小学校	常盤平西窪町 25-1	○	○	○	○		○	△	○
34	牧野原小学校	牧の原 435-1	○	○	○	○		○	△	○
35	松飛台小学校	五香西 4-22-1	○	○	○	○		○	○	○
36	松飛台第二小学校	松飛台 59	○	○	○	○		○	○	○
37	金ヶ作中学校	金ヶ作 341-15	○	○	○	○		○	△	○
38	第六中学校	千駄堀 1341	○	○	○	○		○	△	○
39	常盤平中学校	常盤平 7-25	○	○	○	○		○	△	○
40	牧野原中学校	五香西 4-39-1	○	○	○	○		○	△	○
41	第四中学校	五香西 1-6-1	○	○	○	○		○	○	○
42	県立松戸国際高等学校	五香西 5-6-1	○	○	○	○		○	△	○
43	六実小学校	六高台 4-131	○	○	○	○		○	○	○
44	六実第二小学校	六実 2-34-1	○	○	○	○		○	△	○
45	六実第三小学校	六高台 3-141	○	○	○	○		○	○	○

避難関係

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定避難所
			洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
46	高木第二小学校	五香 4-18-1	○	○	○	○		○	△	○
47	六実中学校	六高台 5-166-1	○	○	○	○		○	△	○
48	県立松戸六実高等学校	六高台 5-150-1	○	○	○	○		○	△	○
49	クリーンセンター (体育館)	高柳新田 37	○	○	○	○			△	○
50	河原塚小学校	河原塚 47-1	○	○	○	○		○	△	○
51	東部小学校	高塚新田 382-1	○	○	○	○		○	○	○
52	梨香台小学校	高塚新田 512-13	○	○	○	○		○	○	○
53	河原塚中学校	河原塚 190	○	○	○	○		○	△	○
54	第五中学校	高塚新田 380	○	○	○	○		○	○	○
55	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	○	○	○	○		○	△	○
56	東松戸小学校	紙敷 1-19-1	○	○	○	○		○	○	○
57	県立松戸南高等学校	紙敷 1199	○	○	○	○		○	○	○
58	県立松戸向陽高等学校	秋山 682	○	○	○	○		○	△	○
59	東部スポーツパーク 体育館	高塚新田 427	○	○	○	○			△	○
60	柿ノ木台小学校	二十世紀が丘柿の木 町 111	○	○	○	○		○	△	○
61	大橋小学校	二十世紀が丘梨元町 32	○	○	○	○		○	△	○
62	矢切小学校	中矢切 540	○	○	○	○		○	○	○
63	第二中学校	小山 685	○	○	○	○		○	△	○
64	柿ノ木台公園体育館	松戸 594-7	○	○	○	○		○	△	○
65	上本郷小学校	上本郷 3620	○	○	○	○		○	△	○
66	上本郷第二小学校	上本郷 2677	○	×	○	○		○	○	○
67	寒風台小学校	松戸新田 316-25	○	○	○	○		○	○	○
68	松ヶ丘小学校	松戸新田 159	○	○	○	○		○	○	○
69	稔台小学校	稔台 2-36-1	○	○	○	○		○	○	○
70	相模台小学校	岩瀬 434-2	○	○	○	○		○	△	○
71	和名ヶ谷小学校	和名ヶ谷 1085	○	○	○	○		○	△	○
72	第一中学校	岩瀬 587	○	○	○	○		○	○	○
73	和名ヶ谷中学校	和名ヶ谷 1338-1	○	○	○	○		○	○	○
74	専修大学松戸高校	上本郷 2-3621	○	○	○	○		○	△	○
75	古ヶ崎小学校	古ヶ崎 4-3620-1	△	○	△	○		○	△	○
76	旧古ヶ崎南小学校	古ヶ崎 1-3073	△	○	△	○		○	○	○
77	北部小学校	根本 217	△	○	△	○		○	△	○
78	中部小学校	松戸 2062	△	○	△	○		○	△	○
79	南部小学校	小山 148	△	○	△	○		○	○	○
80	古ヶ崎中学校	古ヶ崎 2515-1	△	○	△	○		○	△	○
81	日本大学松戸歯学部	栄町西 2-870-1	△	○	△	○		○	△	○
82	幸谷小学校	幸谷 212-2	△	○	△	○		○	△	○
83	八ヶ崎第二小学校	八ヶ崎 3-3-1	○	○	○	○		○	○	○
84	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1	○	○	○	○		○	○	○
85	第三中学校	馬橋 2080	△	○	○	○		○	○	○
86	県立松戸高等学校	中和倉 590-1	○	○	○	△		○	○	○
87	横須賀小学校	新松戸北 2-13-1	△	○	△	○		○	△	○
88	新松戸西小学校	小金 1180	△	○	△	○		○	○	○
89	新松戸南小学校	新松戸 6-301	△	○	△	○		○	△	○
90	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	△	○	△	○		○	△	○

避難関係

No	施設・場所名	住所	指定緊急避難場所(対象とする異常な現象)							指定 避難所
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 火事	内水 氾濫	
91	馬橋小学校	西馬橋 1-12-1	△	○	△	○		○	○	○
92	旭町小学校	旭町 1-20-2	△	○	△	○		○	○	○
93	小金中学校	新松戸北 2-16-11	△	○	△	○		○	△	○
94	新松戸南中学校	新松戸南 2-124	△	○	△	○		○	○	○
95	旭町中学校	旭町 1-150	△	○	△	○		○	○	○
96	県立小金高等学校	新松戸北 2-14-1	△	○	△	○		○	△	○
97	県立松戸馬橋高等学校	旭町 1-7-1	△	○	△	○		○	○	○
98	小金北市民センター	中金杉 2-159-2	○	○	○	○			△	○
99	小金市民センター	小金きよしヶ丘 3-1-1	○	○	○	○			○	○
100	小金原体育館	小金原 6-4-1	○	○	○	○			△	○
101	小金原市民センター	小金原 6-6-2	○	○	○	○			○	○
102	常盤平市民センター	常盤平 3-30	○	○	○	○			○	○
103	八柱市民センター	牧の原 1-193-6	○	○	○	○			○	○
104	松飛台市民センター	松飛台 210-2	○	○	○	○			○	○
105	五香市民センター	五香 2-35-5	○	○	○	○			○	○
106	常盤平体育館	常盤平松葉町 1-3	○	○	○	○			○	○
107	六実市民センター (別館含む)	六高台 3-71	○	○	○	○			○	○
108	東部市民センター	高塚新田 494-9	○	○	○	○			○	○
109	二十世紀が丘市民センター	二十世紀が丘中松町 2	○	○	○	○			○	○
110	総合福祉会館	上矢切 299-1	○	○	○	○			○	○
111	和名ヶ谷スポーツセンター	和名ヶ谷 1360	○	○	○	○			○	○
112	明市民センター	上本郷 3018-1	○	○	○	○			○	○
113	稔台市民センター (別館含む)	稔台 7-1-5	○	○	○	○			○	○
114	勤労会館	根本 8-11	△	○	△	×			○	○
115	男女共同参画センター	本町 14-10	△	○	△	×			○	○
116	青少年会館樋野口分館	樋野口 543	○	○	△	○			○	○
117	八ヶ崎市民センター	八ヶ崎 5-15-1	△	○	○	○			○	○
118	新松戸市民センター	新松戸 3-27	△	○	△	○			△	○
119	馬橋市民センター	西馬橋蔵元町 177	△	○	△	○			△	○
120	青少年会館	新松戸南 2-2	△	○	△	○			○	○
121	松戸競輪場	上本郷 594	△	○	△	○	○		△	
122	馬橋東市民センター	馬橋 1854-3	△	○	○	○			○	○
123	古ヶ崎市民センター	古ヶ崎 4-3490	×	○	○	○			○	○
124	市民交流会館 (文化施設)	新松戸 7-192-1	×	○	△	○			○	○
125	市民交流会館 (運動施設)	新松戸 5-179-1	×	○	△	○			○	○
126	市民会館	松戸 1389-1	△	○	△	○		○	△	○

※「○」は指定基準を満たすもの(耐震基準や、浸水深 0m、土砂災害警戒区域にかからない、火事にあつては面積が 10h 以上)「△」は指定基準を一部満たすもの(洪水、内水は 2.3 階以上の建物である、土砂は建物の一部がかかる等)

松戸市避難所開設・運営マニュアル

自助・共助をめざした地域防災のために

(令和3年度版)

避難所名：松戸市立〇〇学校

避難所運営委員会

目次

1. 災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ	1
2. 避難所開設手順	2
① 施設の安全確認	2
～受け入れ準備学校編～	
② 受入準備-体育館のレイアウト作り	4
③ 校庭のレイアウト作り	9
④ 校舎等の利活用について	9
⑤ 避難者を受け入れる前に避難所を運営する人と役割を分担する	13
⑥ 避難者の受け入れ	14
～受け入れ準備市民センター等公共施設編～	
⑦ 施設内のレイアウト作り	17
⑧ 避難者の受け入れ	20
3. 避難所開設・運営の基本方針	21

※別添資料

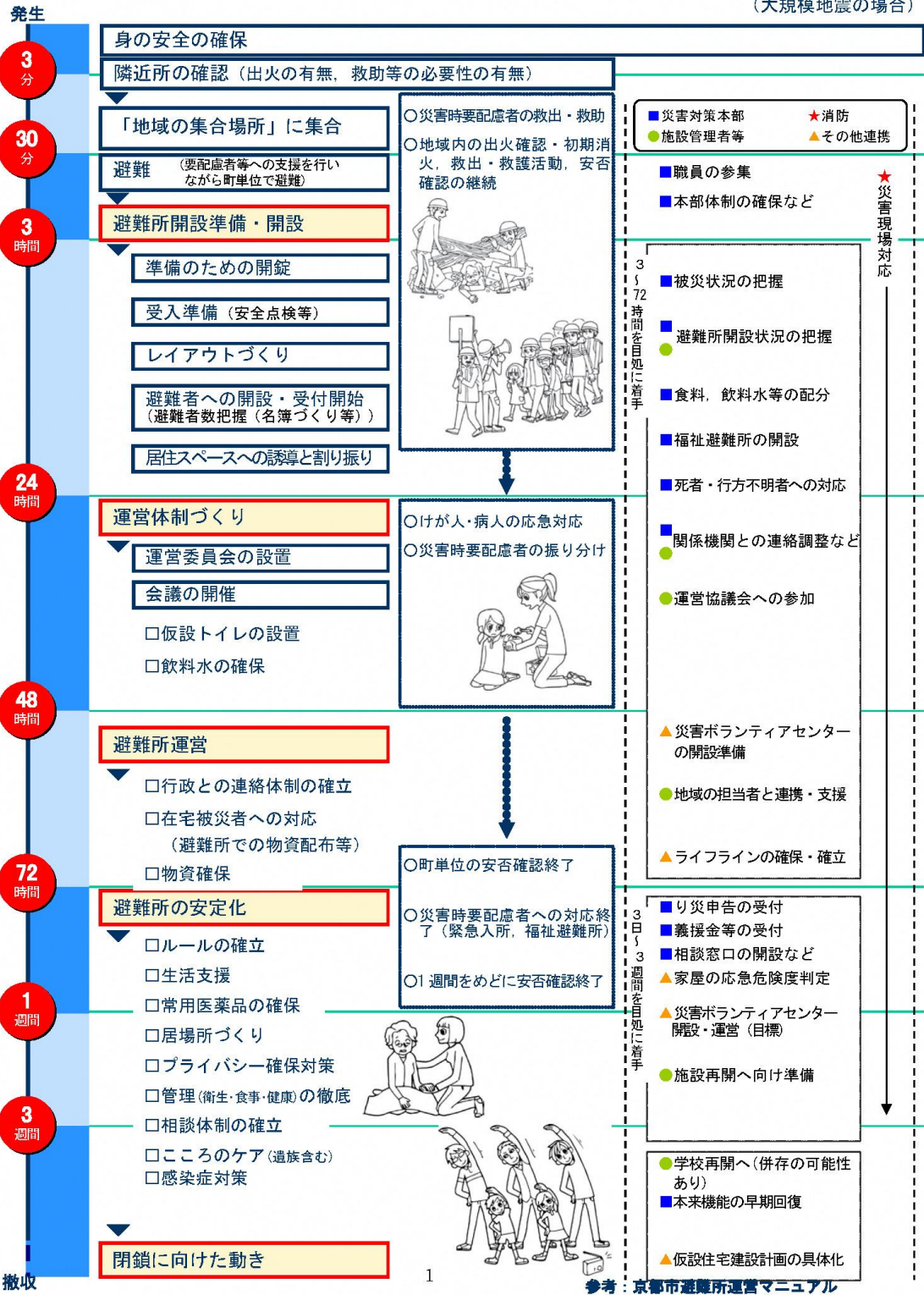
- 避難者カード
- 体調チェックシート
- 避難所開設キット写真
- 物資要請ニーズ調査票
- 避難所の感染症対策フロー図
- 避難所施設利用図

※参考資料 京都市避難所運営マニュアル

地域住民による

1. 災害発生～避難所開設・運営・撤収の流れ

(大規模地震の場合)



2. 避難所開設手順

① 施設の安全確認

※チェックは原則として市の避難所直行職員や施設管理者が行います。

○建物周囲や建物全体の確認

チェックリストに該当する場合は、建物から離れ、速やかに災害対策本部へ報告する。

○建物内部の確認

天井の落下、床面の陥没、壁の大きなひび割れがある場合は①建物周囲や建物全体の確認と同様。

①建物周囲や建物全体の確認				
<input type="checkbox"/>	建物周囲の地面に亀裂があったり、周囲の建物が倒れてきそうな危険はないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	建物の一部が崩れたり、つぶれたりして形が変わっていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	建物が傾いたり、沈んだりしていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	壁や柱に大きなひび割れや亀裂が入っていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	鉄骨の骨組みが壊れたり、変形したりしていないか	ある	ない	
<input type="checkbox"/>	出入り口の扉の開閉が出来ない箇所が複数あるか	ある	ない	
②建物内部の確認				
上 部	<input type="checkbox"/>	天井の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	照明器具の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	吊り下げ式バスケットゴールの落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	窓ガラスや窓枠の落下、落下しそうな破損はないか	ある	ない
床 面	<input type="checkbox"/>	床面の陥没はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	窓ガラスの飛散はないか	ある	ない
側 面	<input type="checkbox"/>	壁に大きな破損、ひび割れはないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	壁の剥離はないか	ある	ない
	<input type="checkbox"/>	屋内の備品が転倒していないか、転倒する危険はないか	ある	ない

※松戸市災害対策本部への報告

市の直行職員や施設管理者が市の本部へ建物の損壊状況を伝えます。その後、市より避難所開設を進めるよう連絡が来たら、レイアウト作りに進みます。

受け入れ準備～学校編～

②受入準備-体育館のレイアウトづくり

※市の職員は市対策本部とMCA無線機にて適宜連絡を取り、施設の状況や避難者の受け入れ数などについて調整を行います。その間避難された方の協力で避難所のレイアウトを作成していきます。

- (1) **通路の作成**→感染症予防のためにも土足禁止とし、スリッパや上履きで決められた場所を通れるようにしましょう。
- (2) **受付・本部の設置**→受付に、避難者カード・体調チェックシート
筆記用具・張り紙の配置併せて体温計やマスク、フェイスシールド等の準備をする。
- (3) **区画作成**→○パーテーションルーム（中に簡易ベッド）、プライベートテントの展開
（更衣室・授乳用）、要配慮者スペース、避難スペースなどを作ります。
○情報掲示板の設置、発電機・投光器等の器材配置・・・etc
- (4) **感染症対策**→避難所の入口、出口・各避難スペースの出入口に消毒液を設置する。
定期的な換気を実施するため換気位置、消毒が必要な共用部分（手すり、ドアノブ、トイレ等）を確認する。

※避難所には市の避難所開設キットやパーテーション、テントなどの備蓄があります。空き教室や、体育館、防災倉庫に格納してあるので市職員や施設管理者に確認しながら資機材を移動し展開していきます。

受付



体育館

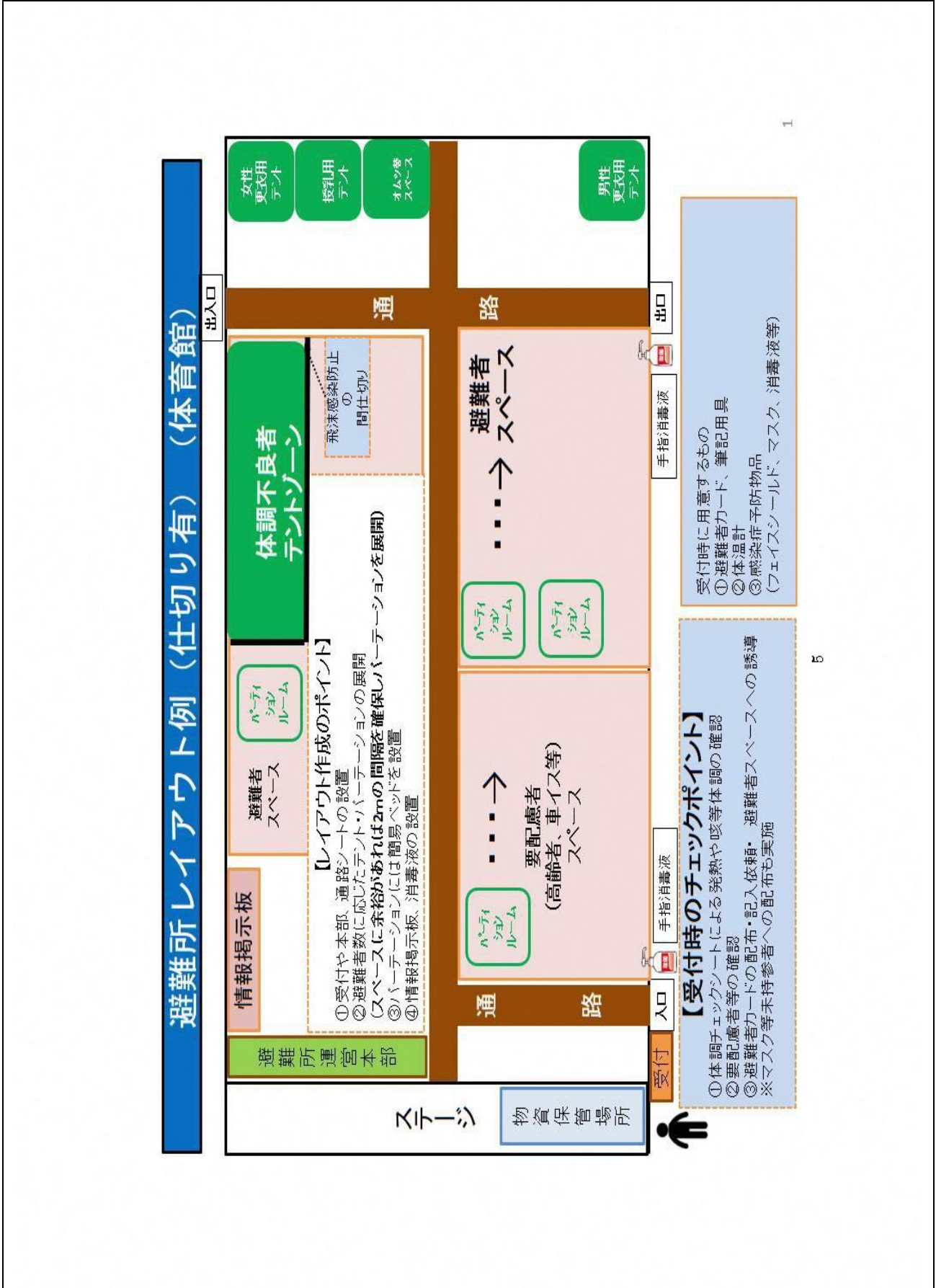


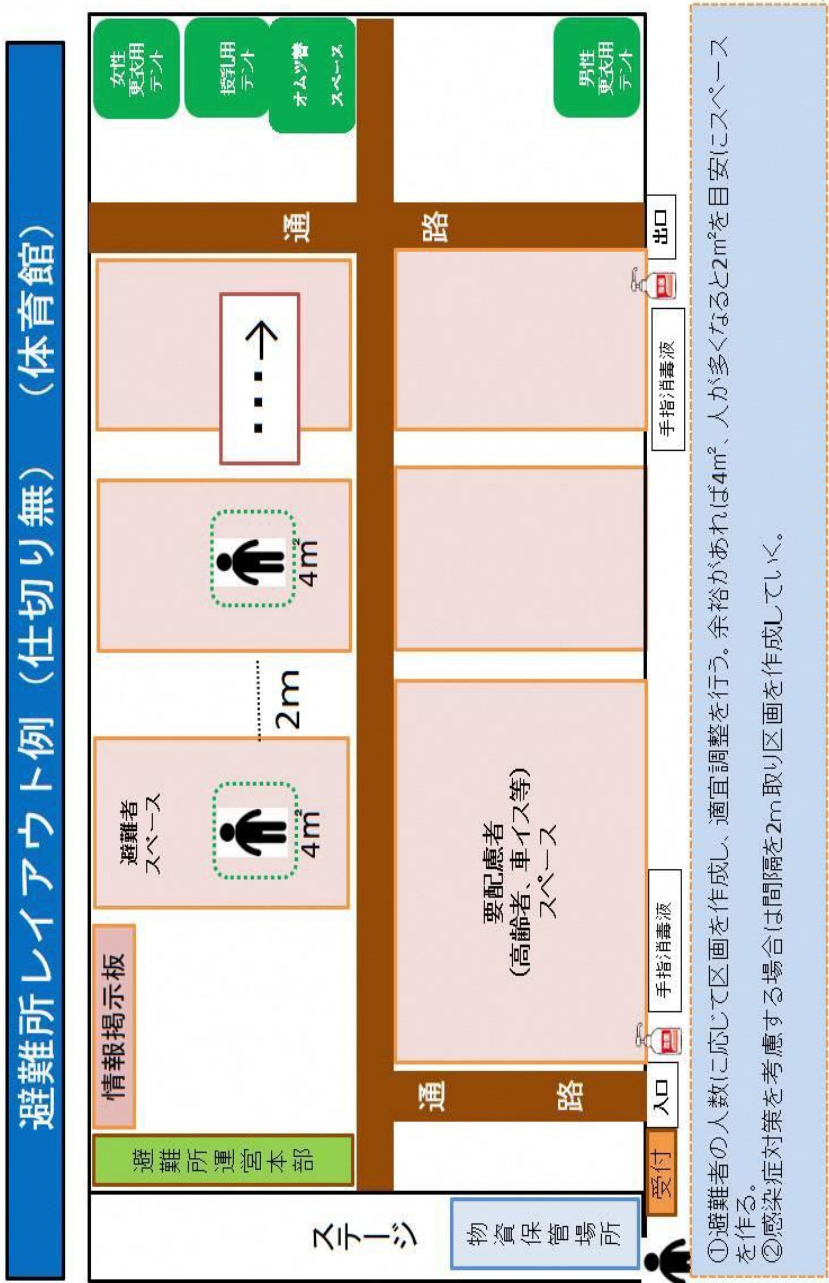
掲示板



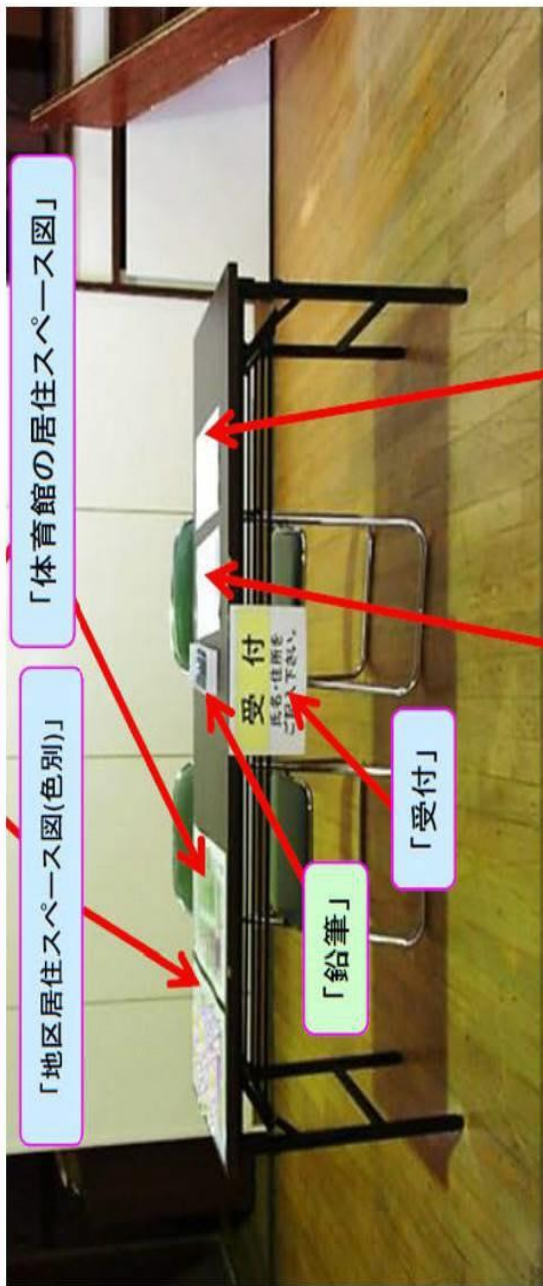
パーテーション







受付スペース例



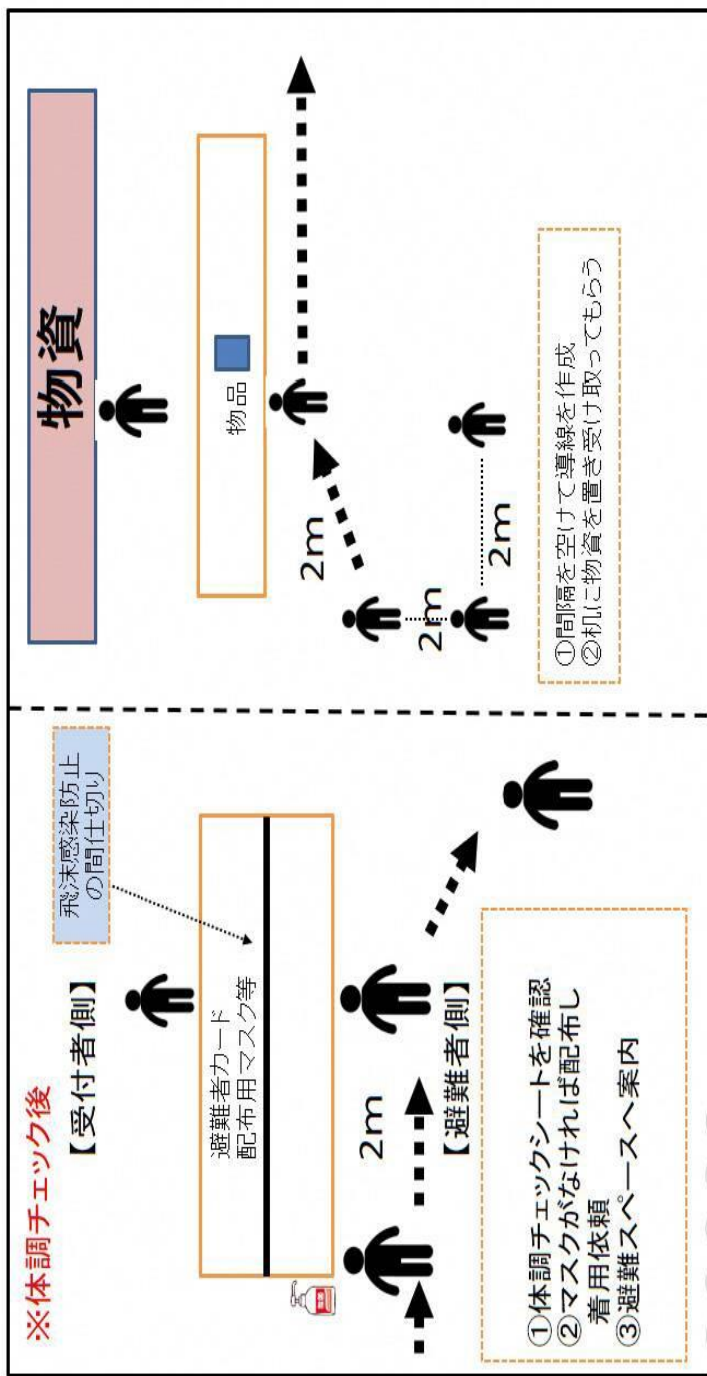
「避難者カード」

「避難所受付名簿」

※感染症対策等考慮し、可能な限り外に受付を設けることを検討する。
※可能であれば筆記用具用消毒液も設置の上、使用後と消毒済をトレイ等で分けると尚よい。



受付スペース/物資配給レイアウト例



4

8

③校庭のレイアウト作り

(1) **体調チェックスペースの確保**

施設入り口付近にて発熱や咳がないか体調チェックを行い専用のシートに記入する場所を確保。(別添資料体調チェックシート参照)

(2) **導線の確保**

体調に応じ避難者を案内する。一般の避難者は体育館の避難者スペースへ、発熱、咳等の症状があれば校舎や敷地内に設けた体調不良者や新型コロナ感染者、濃厚接触者を収容するスペースへそれぞれ誘導する導線を確保する。

※新型コロナ感染者・濃厚接触者は専用スペースへ案内する。

(3) **トイレの設置**

トイレは原則として男女別にし、誰でも使用可能な区別のないトイレも準備する。仮設トイレやマンホールトイレなどは昼夜問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつける、防犯ブザーを設置するなど安全に配慮する。

(4) **車両等の誘導**

物資運搬車両等が入場する場合には、避難者の移動、安全確認をしながら物資保管場所へ誘導する。

※ゴミ置き場や、車両の巡回導線、男女別に洗濯物を干す場所を区分けするなど考えるときりがありません

決まっていなければ大枠のレイアウトを作り先に進みましょう！

④校舎等の利活用について 避難所としての開放する区域の考え方

まずは体育館を開設し状況に応じて校舎を開放します！

※校舎や別施設の開放は市職員や施設管理者と適宜相談しながら進めていきます。

(1) **第1の使用可能区域を体育館とする。**

収容人員が、体育館だけでは足りない場合、理科室、教室やその他余裕のある箇所を開放する。

又、要配慮者のための福祉避難室は校舎内に設けるため併せて検討していきます。

(2) **避難者に開放しない部屋は立ち入りを禁止する。**

① 校長室 ② 職員室 ③ 事務室 ④ 放送室

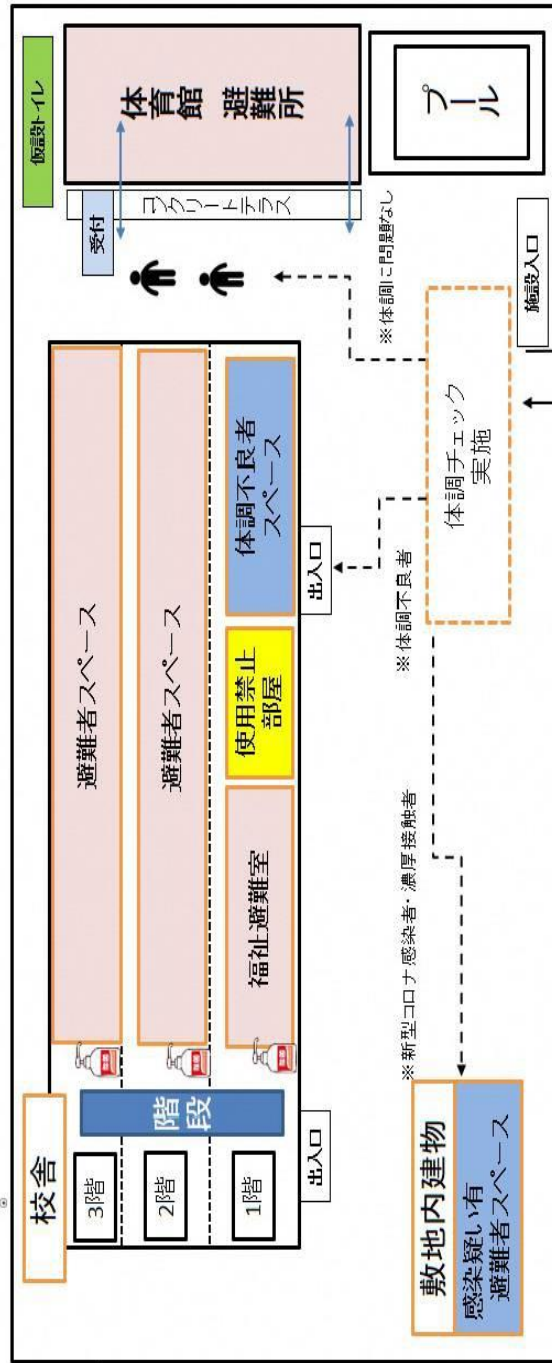
(3) **新型コロナウイルス等感染症の疑いのある避難者がいる場合**

校舎や敷地内の建物に別室を設け活用する必要があるため検討し努めて一般の避難者と混同を避ける対策をとる。

(4) **感染症対策** 必要に応じて消毒液の設置、立ち入り禁止箇所への張り紙等実施する。

共用部分(ドアノブ、手すり、トイレ等)消毒、定期的な換気の実施など。

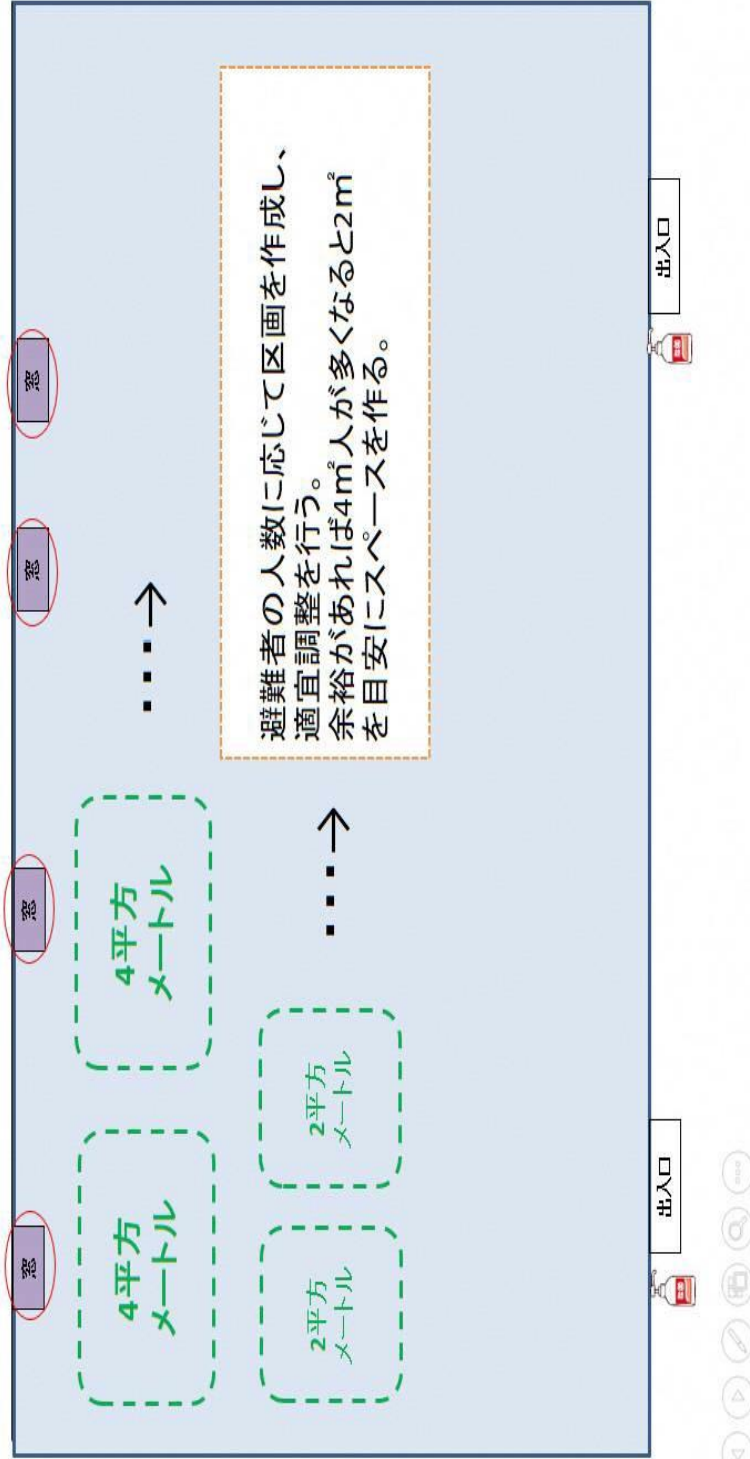
避難所レイアウト例（校舎・校庭）



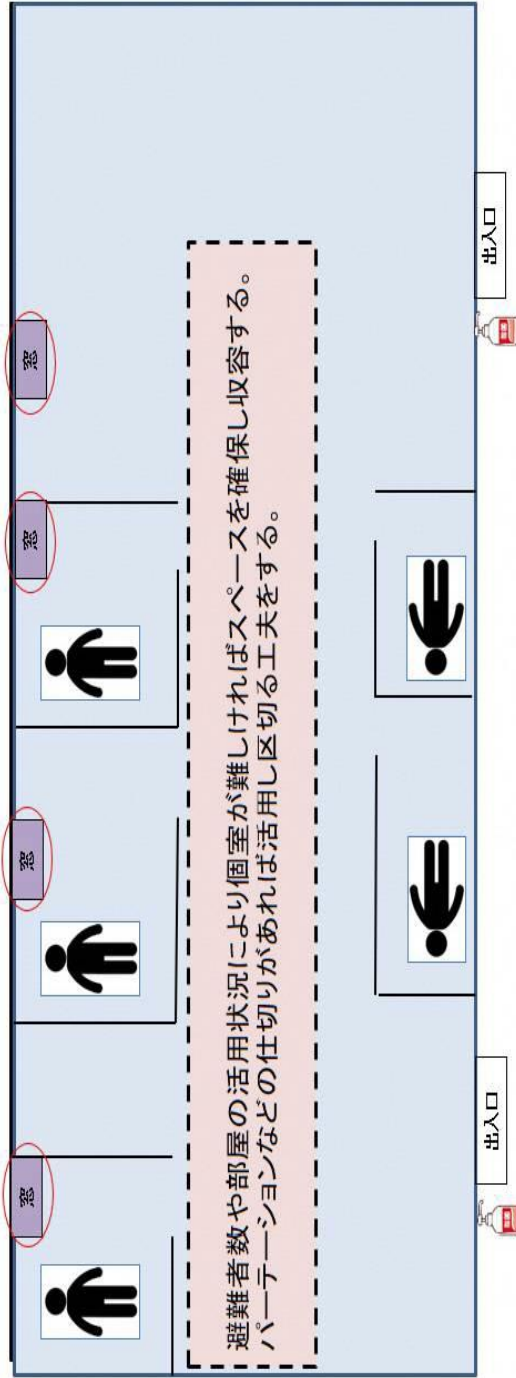
【避難者の受け入れについて】

- ① 最初に施設入り口付近で発熱・咳の有無など体調チェックを行い専用のシートに記入する。
- ② 体調等問題なければ体育館の受付へ案内
- ③ 体調不良者や新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者は校舎や敷地内の別の建物へ別室を設け案内
- ④ 状況に応じて校舎のスペースを活用し避難者を収容する(職員室等使用禁止部屋があるので適宜確認をする)

一般避難者を収容する教室レイアウト例



発熱や咳等具合の悪い方を収容する部屋レイアウト例



- ①まず初めに窓を開放できれば換気を行う。
 - ②距離を確保しスペースを作る。
 - ③仕切りなどあれば配置する。
- ※飛沫感染を防ぐため口元より高い仕切りがあれば活用する。

⑤避難者を受け入れる前に避難所を運営する人と役割を分担する

役割分担の付与・・・体育館や校庭のレイアウトが固まったら、避難所を運営できる人が何人いるか把握し役割を決めましょう。

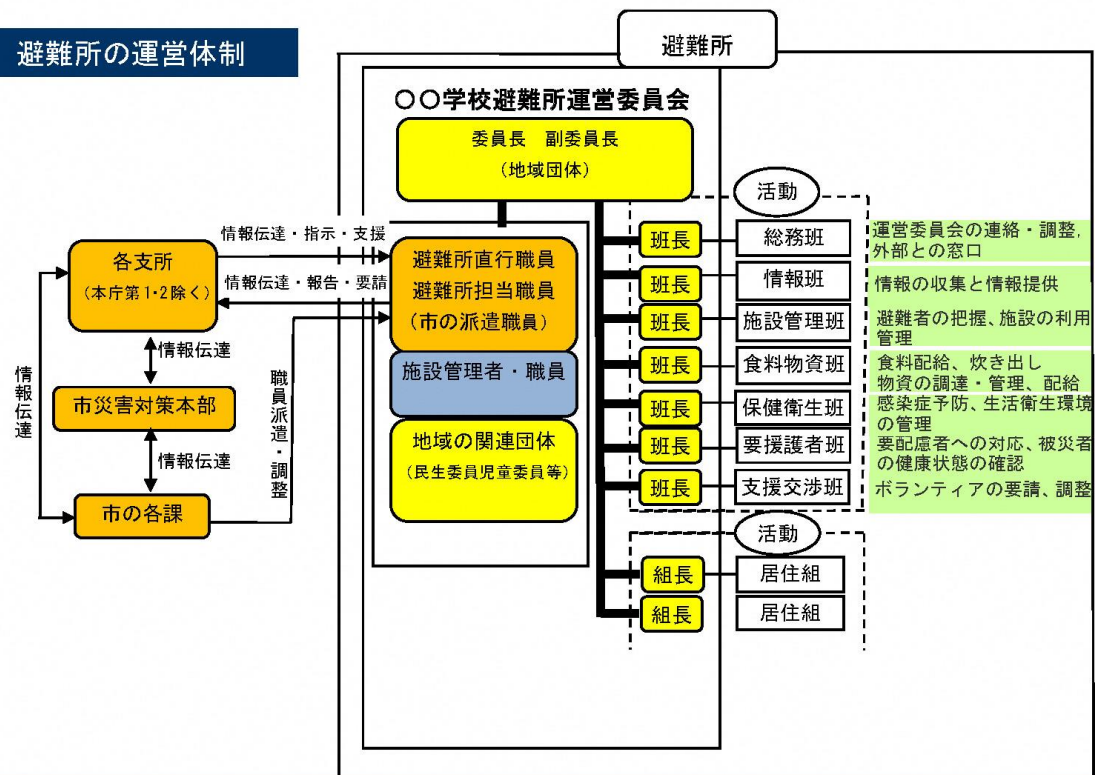
※できるだけ平時から決めておきましょう！

避難所運営委員会を立ち上げ、委員長、副委員長、班長を決める。避難所担当職員等、施設管理者・教職員、地域団体により構成する。

○ 運営委員は速やかに運営を始めるため、地域団体はその組織力を生かし、委員会の中心として各種活動を実施する。

○ 女性のニーズを反映されるよう避難所運営委員に女性も入れる。

避難所の運営体制



※避難所運営委員会が立ち上がっている場合

平時から避難所運営委員会を立ち上げている場合には、その際に決めた役割毎に行動しましょう。又、災害により運営の人数が足りない場合には避難者から協力を募り、一丸となって対応する必要があります。避難者の受付の段階で、協力が可能か呼びかける方法もあります。

⑥避難者の受け入れ

体育館や校庭等受け入れの体制が整い、市対策本部から開設の指示があると以下の順で受け入れを行います。

(1) 施設入口で体調チェックを実施する。

※2メートル（最低1m）の間隔を確保し避難者を整列させる。

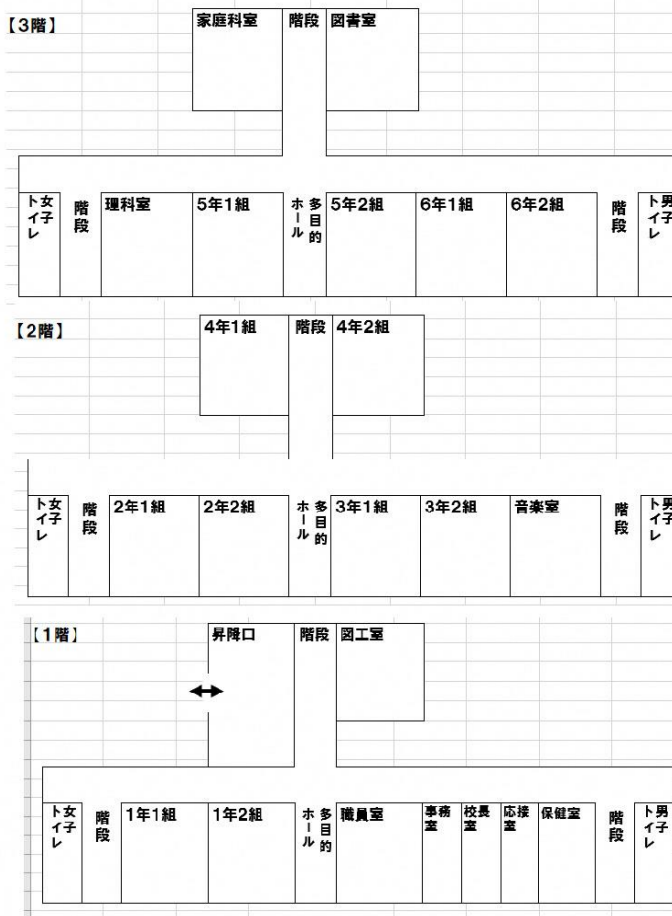
(2) 体温測定実施、別紙体調チェックシートへの記入を促す。

(3) 避難者は通常、体育館で受付をするが、別室にする必要がある避難者は体調不良者スペースや感染疑い有スペースなど各場所へ案内する。

(4) 校舎等別室に避難する必要がある避難者は当該スペースへ案内後避難者カードを配布する。

(5) 体育館の受付では避難者カードを記入し状況に応じたスペースへ案内し、案内した場所などを記録する。定期的に自己の体調チェックを行えるようチェックシートなどを配布する。

※避難者カードを集計し避難者リストを作成します。その後支所か市対策本部へ名簿を提出します。



避難関係

学校施設の使用要領一例（校舎・校庭等各学校の特性により変更は可能）

No.	使用目的	場 所	備 考
1	本部	応接室	町会長・校長等・避難所直行職員の詰所
2	職員控室	職員室	長期化した場合の休憩・宿泊
3	ボランティア控室	音楽室	
4	避難者収容	2、3階教室	体育館の使用区分を避難者数に応じて区分
5	応急救護所	保健室	応急処置の実施
6	災害用物資保管	資材室 分散備蓄倉庫	松戸市災害対策用資機材置場
7	情報機器設置	事務室 【自校職員のみ】	MCA無線、電話、FAX、コピー、パソコンの設置、避難所直行職員詰所
8	情報掲示	体育館	収容者の氏名の掲示、避難運営に必要な情報の掲示、災害情報の掲示
9	ゴミ集積所	ゴミ倉庫前	
10	仮設トイレ	体育館裏	簡易トイレ、マンホールトイレ
11	救援物資集積所	昇降口前廊下	搬入車両が入庫しやすい場所
12	救援物資配布所	昇降口前廊下	収容避難所に近い所
13	臨時遺体安置所	避難者と離れた部屋	プライバシー保護を見据えた部屋
14	仮設電話設置所	職員玄関	公衆電話を利用
15	風呂	体育館裏	
16	更衣室	体育館更衣室	テントによる利用も考える
17	洗濯場	体育館裏水道等	昇降口も利用可
18	物干し場	校庭	日当たりがよい所 下着等の物干し場は男女別に設置する
19	ペットスペース	屋根がある箇所	収容施設から離れている場所
20	1階教室	福祉避難室 感染症専用室	体の弱い避難者、高齢者のために、日当たり、換気がよく、静寂が保たれる所
21	相談室	図工室	被災者の当面の生活、生活再建のための相談を受け、有益な情報を提供する空間 女性相談員の確保が望ましい
22	調理室	家庭科室	炊き出しに対応、物資搬入場所に近い所
23	給水所	貯水タンク	不足の場合は、給水車で搬入
24	緊急車両専用駐車場	職員玄関前	
25	喫煙所	体育館北側	居住区域・校舎内は禁煙

受け入れ準備
～市民センター等公共施設編～

⑦施設内のレイアウト作り

※市の職員は市対策本部と MCA 無線機にて適宜連絡を取り、施設の状況や避難者の受け入れ数などについて調整を行います。その間避難された方の協力で避難所のレイアウトを作成していきます。

(1) 体調チェックスペースの確保

施設入り口付近にて発熱や咳がないか体調チェックを行い専用のシートに記入する場所を確保。(別添資料体調チェックシート参照)

※2メートル(最低1m)の間隔を確保し避難者を整列させる。

(2) 受付・本部の設置

→受付に、避難者カード・体調チェックシート、筆記用具・張り紙の配置、併せて体温計やマスク、フェイスシールド等の準備をする。情報掲示板も設置する。

(3) 区画作成・導線の確保

体調状況により避難者を案内する。一般の避難者、発熱、咳等の症状があれば体調不良者や新型コロナ感染者、濃厚接触者を収容するスペースを確保し、誘導する導線を設定する。

(4) 感染症対策

→避難所の入口、出口・各避難スペースの出入口に消毒液を設置する。

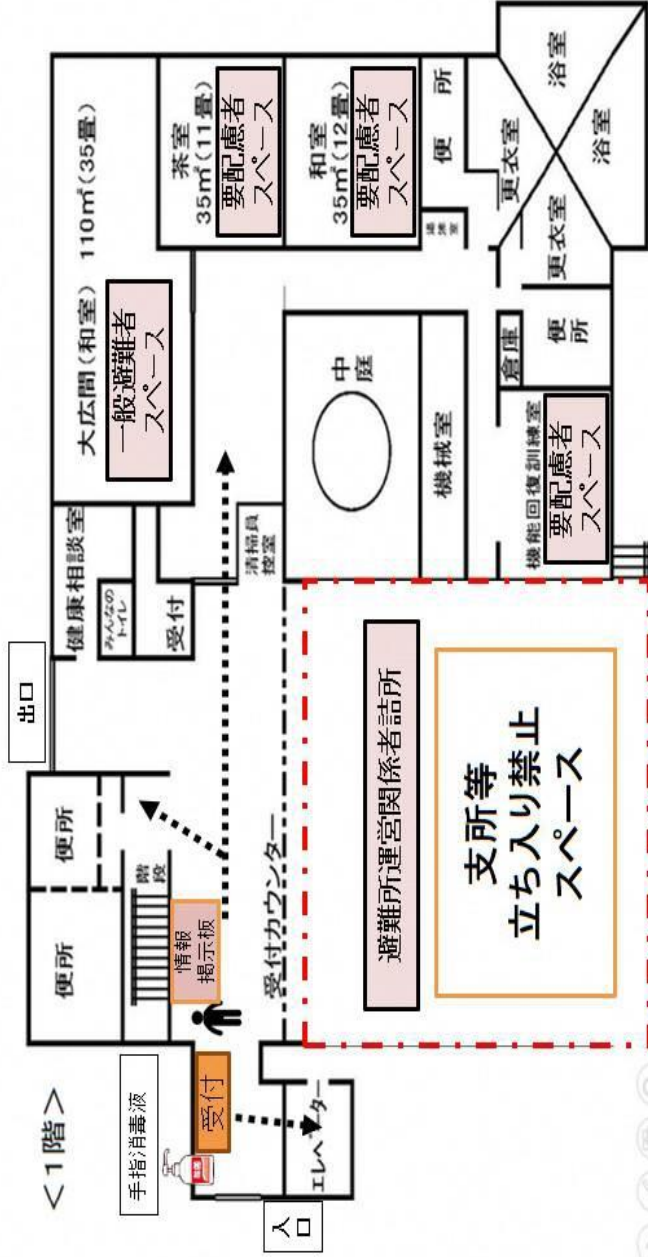
定期的な換気を実施するため換気位置、消毒が必要な共用部分(手すり、ドアノブ、トイレ等)を確認する。

※避難者を受け入れる前に避難所を運営する人と役割を分担する

※学校編 16 ページ参照

※避難者の中で協力できる方がいれば力を借りましょう。

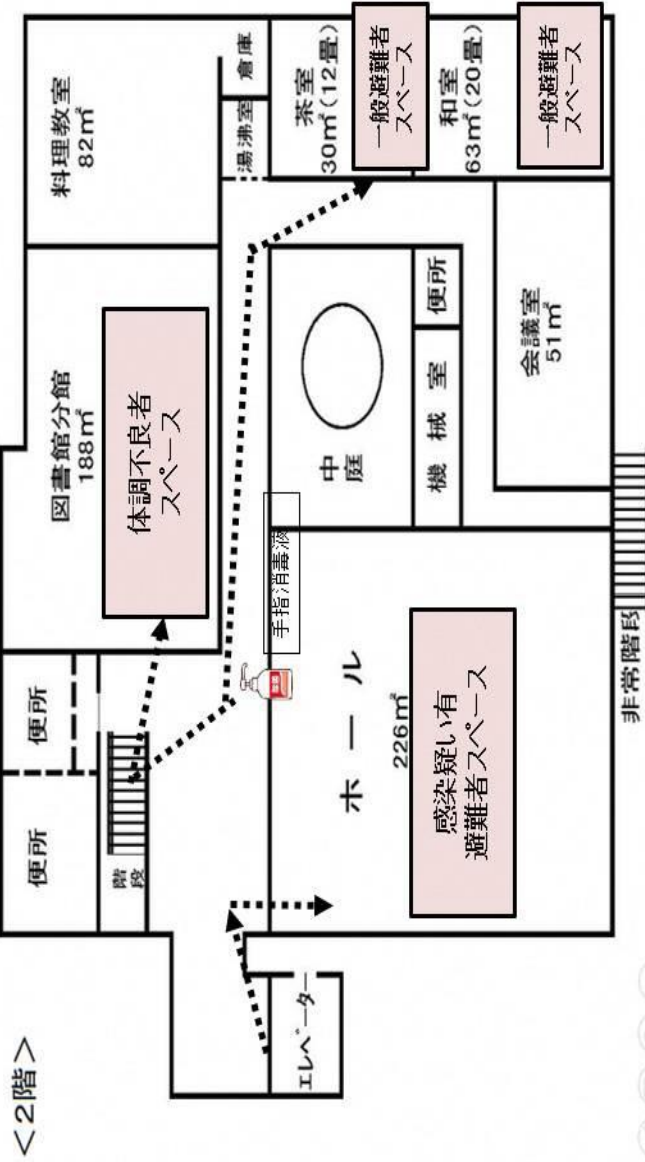
市民センター等公共施設レイアウト例



【受付時のチェックポイント】

- ① 体調チェックシートによる発熱や咳等体調の確認 体調等問題なければ一般避難者スペースへ案内
 - ② 要配慮者(高齢者・障害者等)は要配慮者スペースへ案内
 - ③ 体調不良者や新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者は感染疑い、有避難者スペースへ案内
 - ④ 避難者カードの配布・記入依頼・避難者スペースへの誘導
- ※マスク等未持参者への配布も実施

市民センター等公共施設レイアウト例 その2



※新型コロナウイルス感染疑い有の場合と一般避難者は導線がかぶらないようスペースへ案内する。

⑧ 避難者の受け入れ

受け入れの体制が整い、市対策本部から開設の指示があると以下の順で受け入れを行います。

(1) 施設入口で体調チェックを実施する。

※2メートル（最低1m）の間隔を確保し避難者を整列させる。

(2) 体温測定実施、別紙体調チェックシートへ記入を促す。

(3) 避難者は通常、体育館で受付をするが、別室にする必要がある避難者は体調不良者スペースや感染疑い有スペースなど各場所へ案内する。

(4) 受付では避難者カードを記入し状況に応じたスペースへ案内し、案内した場所などを記録する。定期的に自己の体調チェックを行えるようチェックシートなどを配布する。

※避難者カードを集計し避難者リストを作成します。その後、支所か市対策本部へ名簿を提出します。

3. 避難所開設・運営の基本方針

方針

避難所は住民の自治による開設・運営を目指します。

1

まず「地域の集合場所」へ！
避難は原則町単位で！

自宅が安全な場合は在宅避難をする方法もあります。感染症リスクを考え、在宅避難が朝せきや友人の家に避難することも検討しましょう！

- 「地域の集合場所」を拠点に安否確認、初期消火活動、救出・救護活動を実施
- ※水害の場合は、「避難準備情報・勧告・指示」発令時に直接避難。ただし、夜間や溢水等により、河川と道路の境界やマンホールの蓋が見えない場合は一時的に2階以上に退避

3日間は地域で助け合うこと
行政は体制が整い次第 支援に！



- 過去の災害事例から、発災直後には、住民自治による迅速な取組が重要。行政は、市職員の被災、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施などにより、3日間は地域に入ることが困難

方針

避難所は被災者が暮らす場所と考え、自立支援、コミュニティ支援の場として取り組みます。

2

避難所は長期化も見越して運営

- 過去の災害事例から避難所生活は長期化(数箇月)が余儀なくされる
- 地域コミュニティの再生・更なる活性化につながる運営を！



『3・3・3の原則』

災害発生から避難生活期に至るまでの時間経過と対応の目安

～3分

自身の身の安全を確保



30分

救助体制の確保「地域の集合場所」に集まる！
安否確認、
救出・救護



3時間

自身や家族の安全を確保した上で危険な人の発見・救出



3日間

全ての人の安否確認と安全な避難を行うことが理想。
避難所運営協議会の立ち上げやルールの設定など



3週間～

(地震の場合)
避難生活の安定へ
(避難所統廃合検討など)

■ 避難所運営で配慮が必要なこと 運営のルールづくりやお互いに配慮・工夫が必要！

* 不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、お互いに配慮しあえるよう工夫が必要になります。

● 3つの管理が大切

衛生管理

- * 手洗い場と調理場を分別
- * 配食時など必ず手洗い、消毒
- * マスクを用意
- * 残飯とごみ分別、残飯のバケツには蓋
- * 手洗い、うがいの徹底など

食事管理

- * 身体にやさしい食事（塩分控えめ、野菜多め）の提供
- * 協力して炊き出し！
- * 時間を決めてみんなで一緒に食事
- * アレルギーに配慮（原材料の表示、包装袋を掲示）

健康管理

- * 1日5分でも体を動かす体操などの実施
- * 個人の健康管理についてもルール化（口腔衛生管理、喫煙、飲酒など）
- * 原則として、飲酒禁止

● その他配慮が必要なこと

円滑な運営のために・・・

- * 情報を常に“見える化”
- * ペットへの対応
- * 在宅被災者への情報提供、炊き出し・救援物資の配給
- * 生活リズムを決め、生活のルールをつくる
（起床や消灯の時間、朝礼・健康体操の時間、避難者参加の掃除当番や配食当番など）
- * さまざまな立場の人の要望やニーズ把握ができるよう配慮する。
- * 避難所での役割分担が特定の人に偏らないように配慮し、工夫して協力する
- * 犯罪や暴力、ハラスメントが起こらないよう、環境と見回り等を実施する
- * 観光客等帰宅困難者への対応
- * 衛生環境整備（消毒液設置、マスクを可能な限りつけるなど）

要配慮者に配慮したみんなに優しい避難所にするために・・・

- * トイレに工夫・・・洋式トイレは高齢者や障害のある人を優先に
- * 楽な体勢で過ごせるよう工夫
- * プライバシーの確保と声かけなどの見守りへの配慮
介助者、介護者への配慮も忘れずに
- * 子どもの居場所づくり
- * 外国人への情報伝達を工夫



これらのポイントに配慮して地域でマニュアルをつくり、訓練を重ねてマニュアルを更新し、本当に災害がやってきた場合に、地域のみなさんで実際に助け合うことができるようにしましょう。



訓練

避難所運営中に想定されること-様々な問題への対応

【課題】・・・具合の悪い方、感染症の疑いがある方が出た場合

早めに情報を共有し、市対策本部への連絡や災害拠点病院、災害医療協力病院、学校救護所への搬送など検討していく必要があります。

要配慮者（妊産婦、車イス、心や体に障害のある方など）

避難所内の要配慮者スペースへの案内や福祉避難室などを設け適宜案内します。濃厚接触者、自宅療養者の症状が変化した場合、速やかに市対策本部へ情報共有を行う。

【物の課題】・・・必要な物資がでてきた、水や食料、毛布、明かりがないなど

物資については、避難者から持ち寄ったもの、市で備蓄している物を最大限活用し対応していきます。適宜、市の直行職員が避難所のニーズを調査し本部に連絡し供給がされるよう調整していきます。また、国や県のプッシュ型支援を受け入れ避難所に順次配送していきます。

※物資の要請は別添のニーズ調査票を市対策本部に送信し要請するので市職員と必要な物を確認し送付しましょう。

【様々な問題に関する対応】・・・ペット、トイレ、防犯対策、運営上のルールの中で避難所では様々な問題が発生する場合があります。また、生理用品は男性に頼みにくい等配慮が必要な場合もあるので、女性の担当者を入れる事など皆さんで課題を共有し適宜解決をしていきましょう。

★次ページ以降の基本方針を参考に適宜ルールを作り周知を図りましょう！

防災関連施設等

備蓄品一覧

(令和3年3月末現在)

項目	物資名	数量	項目	物資名	数量	
食糧 ・水	サバイバルフーズ6缶入	635箱	居住 関係	ツルハシ	10本	
	クッキー(7年)1箱100食	202箱		スコップ	10本	
	アレルギーフリークッキー(5年) 1箱6食	39箱		ラジオ付ランプ	10台	
	アルファ米	2,055箱		シグナル誘導棒	30本	
	梅がゆ	248箱		延長コード	20個	
	ペットボトル(500ml)	18,864本		空気入れ	10台	
				誘導棒	125本	
機材	簡易水槽(1t)	47基			パーテーション	1,666組
	発電機(ガソリン)	121台			プライベートルーム	223組
	発電機(カセットガス)	185台			段ボールベッド	1925基
	カセットガス	909本		簡易ベッド	636基	
	投光機一式(三脚付)	186台	医薬品	医療資機材	27セット	
	コードリール	133個	寝具	毛布	9,260枚	
	トランジスターメガホン	172個		布団(敷掛セット)	500セット	
	強力ライト	249個		石鹸	961個	
	担架	140台		哺乳ビン	440本	
	組立リアカー	45台		おむつ	9,504枚	
	エアテント	6個		トイレトペーパー	8,528巻	
	防水シート	1,360枚		簡易組立式トイレ(テクレット)	1,195個	
	救助道具セット	10式		障害者用組立トイレ	60個	
	自転車	21台		組立トイレ(みんなでトイレ)	12セット	
	担架棒(2本/組)	10組		組立トイレ(バンクイック)	92個	
	ガスコンロ	170台		簡易トイレ(サニタクリーン)	390個	
	ガソリン携行缶(10ℓ)	112缶	衛生 用品	生理用品	4,608個	
	乾電池(単一)	470本		小物入れ	78個	
	乾電池(充電用、単3)	12個		哺乳ビン用替え乳首	165個	
	発電機付投光器	7台		マンホールトイレ	196基	
ランタン	113個	マンホールトイレ用テント		175張		
ポリタンク(18ℓ、20ℓ)	821個	マンホールトイレ障害者用テント		21張		
ポリタンク(10ℓ)	62個	簡易トイレ(ポータブルジョン)		70台		
給水バッグ(5リットル)	300個	パーソナルテント		65台		
プラスチックコップ	34,360個	マスク		15,900枚		
ローソク	800本	消毒液		984本		
居住 関係	バスタオル	4,390枚		非接触型体温計	212台	
	給食用パック	4,300個		防護服セット	424セット	
	ビニール手袋	215個		フェイスシールド	2,120個	
	ゴミ袋(可燃用)	430枚	本部用	防災服(上)	2,101着	
	ゴミ袋(不燃用)	4,300枚		ヘルメット	2,155個	
	軍手	2,138双		雨合羽	1,825着	
	トラロープ	91巻		長靴	1,913足	
	湯沸しセット	74セット		防災服(下)	2,045着	
	大ハンマー	20本	帰宅困 難者用	帰宅困難者対策セット	2290セッ ト	
	バール	10本				

防災関連施設等

防災用井戸・貯水槽一覧

種 別	有効貯水量	合 計	
①県企業局	栗山浄水場	5,500m ³	95,500m ³
	ちば野菊の里浄水場	30,000m ³	
	松戸給水場	60,000m ³	
②市水道部	常盤平浄水場	2,043m ³	6,723m ³
	小金浄水場	1,740m ³	
	幸田配水場	2,940m ³	
③防災用井戸	東部クリーンセンター	1,008m ³ /日	2,434m ³
	和名ヶ谷クリーンセンター	972m ³ /日	
	六和クリーンセンター	450m ³ /日	
	本庁	4m ³ /日	
④耐震性飲料水兼用貯水槽	やまぶき公園	(H元) 100m ³	300m ³
	横須賀中央公園	(H2) 100m ³	
	旭町中学校	(H8) 100m ³	
⑤耐震性井戸付貯水槽	六実小学校	(H9) 40m ³	40m ³
合 計		104,997m ³	

防災関連施設等

応急給水重要施設（防災協力医療機関含む）一覧

管轄	区分	名称	所在地	収容人数	電話番号
小金	①④	大倉記念病院	大谷口 133-1	150	(341)5711
	①②④	山本病院	小金まけ丘 2-7-10	60	(341)3191
	⑥	小金わかば苑	東平賀 655-2	60	(330)5511
	⑥	第2いぶきの広場	東平賀 651	30	(341)1167
	⑤	特別養護老人ホーム 松戸陽だまり館	幸田 111	70	(374)6311
	⑤	特別養護老人ホーム アウル大金平 (従来型・ユニット型)	大金平 3-155	69	(382)6011
	⑤	特別養護老人ホーム 芙蓉園	幸田 153	29	(711)5565
小金原	①	旭神経内科リハビリテーション病院	栗ヶ沢 789-1	87	(385)5566
	④	湯原産婦人科医院	小金原 5-20-7	9	(341)6185
	⑤	特別養護老人ホーム マーシイヒル	根木内 677-2	90	(348)8787
	①	いらはら診療所	小金原 4-3-2	19	(347)2231
	①	富岡産婦人科医院	小金原 6-8-11	7	(342)1078
	⑤	特別養護老人ホーム リバーサイド・ヴィラ	根木内 149	29	(701)7330
常盤平	①	恩田第二病院	金ヶ作 302	370	(387)3761
	①④	新東京クリニック松飛台	串崎南町 27	70	(384)3111
	①②④	常盤平中央病院	常盤平 6-1-8	85	(387)4121
	①②③④	千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	408	(384)8111
	①	松戸牧の原病院	五香西 4-32-1	80	(712)2756
	①	三和病院	日暮 7-379	50	(712)0202
	③	八柱腎クリニック	日暮 1-15-1	57	(311)6311
	⑤	特別養護老人ホーム やわら木苑	金ヶ作 277	50	(386)0213
	⑤	特別養護老人ホーム 明尺苑	金ヶ作 296-1	70	(385)2220
	⑤	特別養護老人ホーム あすなろ	金ヶ作 139-10	50	(311)7001
	⑤	特別養護老人ホーム ひまわりの丘	五香西 5-19-8	90	(311)2100
	⑤	特別養護老人ホーム ひまわりの丘 ユニット型	五香西 5-19-8	40	(311)2100
	⑥	わかば園	金ヶ作 276-25	60	(384)0165
	⑥	かりん	牧の原 2-48	24	(389)4174
	六実	①②④	松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	600
①		山口眼科	常盤平 5-17-8	2	(702)3030
①②④		五香病院	五香 8-40-1	61	(311)5550
⑤		特別養護老人ホーム 松寿園	六高台 2-19-2	90	(386)6357
⑤		特別養護老人ホーム 松寿園 ユニット型	六高台 2-19-2	60	(386)6357
⑥		いぶき療護苑	五香 5-10-4	32	(389)1010
⑥		いぶきの広場	五香 5-10-4	40	(389)1010
東部	⑥	第2わかば園	五香 5-10-1	60	(386)7721
	①④	市立福祉医療センター 東松戸病院	高塚新田 123-13	198	(391)5500
	①	松戸ニッセイ聖隷クリニック	高塚新田 123-1	120	(330)8298
	⑤	特別養護老人ホーム 南花園	河原塚 102-8	76	(392)0881
	⑤	特別養護老人ホーム 松戸愛光園	高塚新田 128-8	103	(330)8125
	⑤	特別養護老人ホーム 松峰苑	高塚新田 488-9	29	(391)8100
	⑤	特別養護老人ホーム 緑風園	和名ヶ谷 1484	80	(392)2900
	⑤	特別養護老人ホーム 第二南花園 (個室ユニット型)	紙敷 1186-8	30	(392)3336
	⑤	特別養護老人ホーム 第二南花園 (従来型)	紙敷 1186-8	50	(392)3336

防災関連施設等

管轄	区分	名 称	所 在 地	収容人数	電話番号
東部	⑤	特別養護老人ホーム 東松戸ヒルズ (従来型)	紙敷 1065-4	30	(312)8633
	⑤	特別養護老人ホーム 東松戸ヒルズ	紙敷 1065-4	70	(312)8633
	⑤	特別養護老人ホーム プレミア東松戸 (ユニット型)	紙敷 297-2	70	(712)1165
	⑤	特別養護老人ホーム プレミア東松戸	紙敷 297-2	30	(712)1165
	⑤	特別養護老人ホーム セイワ松戸 (ユニット型)	大橋 89	60	(382)6161
明	①②④	医療法人社団誠馨会 新東京病院	和名ケ谷 1271	430	(711)8700
	①	小板橋病院	和名ケ谷 1313-1	114	(392)4555
	①	洗心島村トータル・ケア・クリニック	松戸新田 21-2	19	(308)5546
	⑤	特別養護老人ホーム 親愛の丘	和名ケ谷 1258-1	100	(712)1200
松戸	③	東葛クリニック松戸	根本 64-2	19	(361)8801
	①	オーククリニックフォーミズ病院	竹ヶ花 50-3	47	(703)1112
	④	高田外科胃腸科	古ヶ崎 101-2	8	(362)8237
	①②③④	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	95	(364)5121
馬橋	①②④	大川レディースクリニック	馬橋 1902	11	(341)3011
	①②④	児玉医院	三ヶ月 1543	14	(345)6971
	⑤	特別養護老人ホーム まんさくの里	八ヶ崎 2-15	70	(348)8352
	⑥	喜楽家	馬橋 2986	15	(344)9951
新松戸	①②③④	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	283	(345)1111
	①④	松戸整形外科病院	旭町 1-161	62	(344)3171
	④	足立外科胃腸科	新松戸 5-225	19	(345)0567
	⑤	特別養護老人ホーム 陽光苑	旭町 2-238	50	(348)1866
古ヶ崎	①④	日本大学松戸歯学部附属病院	栄町西 2-870-1	33	(368)6111
	⑤	特別養護老人ホーム 秋桜	栄町西 3-1036-2	70	(703)1275
矢切	⑤	特別養護老人ホーム なでしこ (従来型)	中矢切 259-1	50	(312)3033
	⑤	特別養護老人ホーム なでしこ (ユニット型)	中矢切 259-1	40	(312)3033

(注1) 区分は、①病院、②千葉県救急告示病院、③腎人工透析治療施設、④防災協力医療機関、⑤特別養護老人ホーム、⑥障害者福祉施設 (生活介護、障害者支援施設)

(注2) ②千葉県救急告示病院、③腎人工透析治療施設は、防災協力医療機関である。

防災関連施設等

学校救護所予定施設一覧

No.	管轄	施設名	所在地	電話	備考
1	小金	殿平賀小学校	殿平賀 339-1	344-8621	
2		小金小学校	小金 355	341-0450	
3	小金原	栗ヶ沢小学校	小金原 7-16	341-2640	
4	常盤平	常盤平第二小学校	常盤平 4-18	386-1331	
5		常盤平第三小学校	常盤平西窪町25-1	387-4605	
6		松飛台第二小学校	松飛台59	385-4111	
7	六実	六実第三小学校	六高台 3-141	384-3161	
8	東部	市立松戸高等学校	紙敷 2-7-5	385-3201	
9		東部小学校	高塚新田 382-1	391-2971	
10	矢切	第二中学校	小山 685	363-7205	
11		大橋小学校	二十世紀ヶ丘梨元町32	392-2921	
12	本庁第一	相模台小学校	岩瀬 434-2	363-4245	
13		寒風台小学校	松戸新田 316-25	363-1048	
14	本庁第二	古ヶ崎中学校	古ヶ崎2515-1	366-0420	
15	馬橋	八ヶ崎小学校	八ヶ崎 6-53-1	342-1094	
16	新松戸	馬橋北小学校	新松戸南 2-1	344-8586	
17		小金中学校	新松戸北 2-16-11	341-0646	

病院前救護所予定施設一覧

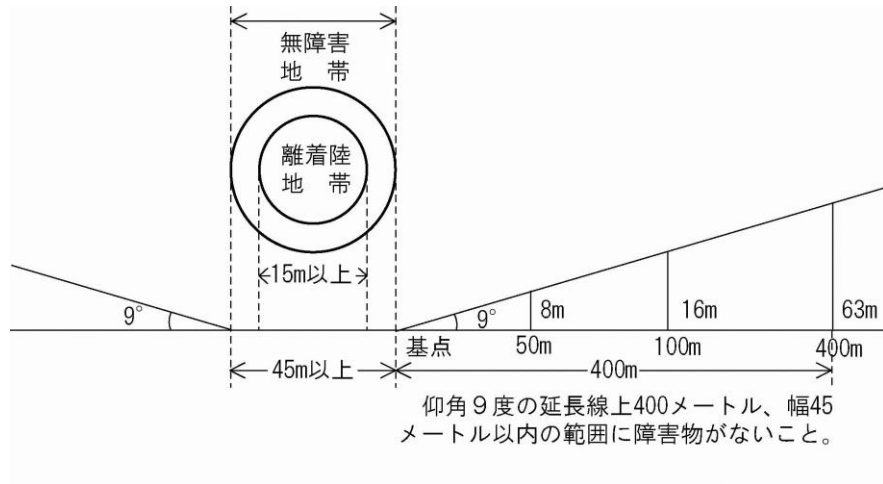
No.	施設名	所在地	備考
1	松戸市立総合医療センター	千駄堀 993-1	
2	千葉西総合病院	金ヶ作 107-1	
3	新松戸中央総合病院	新松戸 1-380	
4	新東京病院	和名ヶ谷 1271	
5	五香病院	五香 8-40-1	
6	山本病院	小金きよしヶ丘 2-7-10	
7	東葛クリニック病院	樋野口 865-2	
8	三和病院	日暮 7-379	
9	松戸整形外科病院	旭町 1-161	
10	東松戸病院	高塚新田 123-12	

ヘリコプター離発着可能地点の位置基準

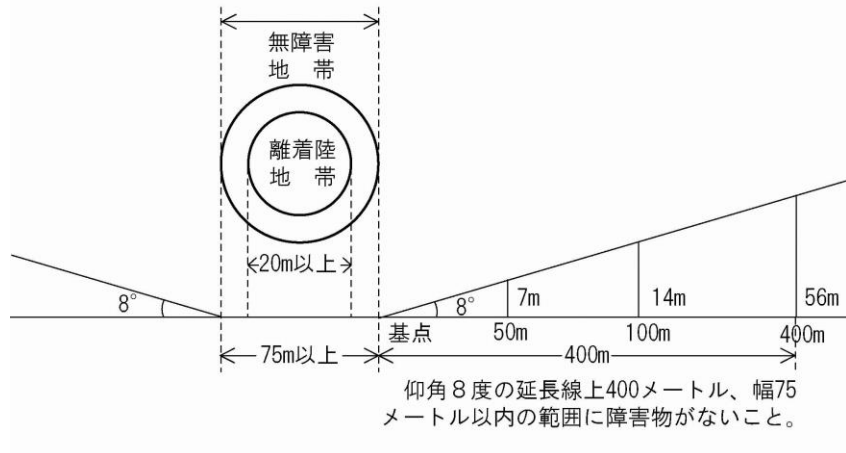
1 離着陸地帯及び無障害地帯

(1) 自衛隊のヘリコプター

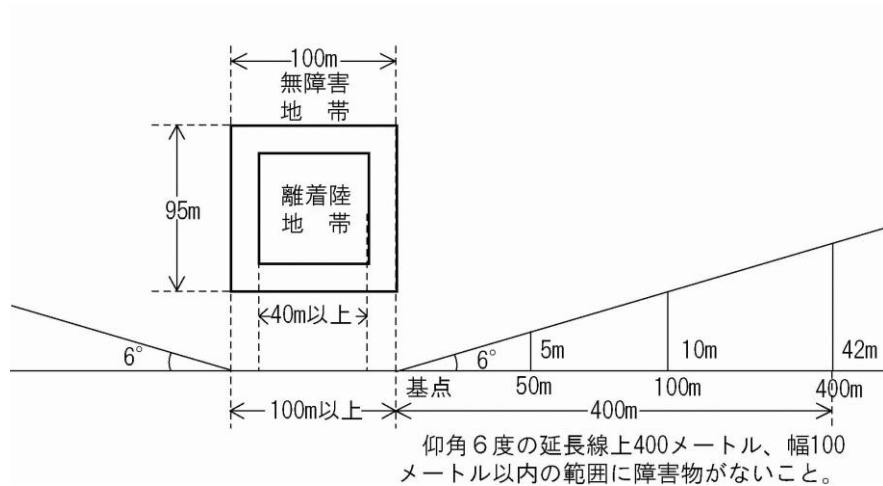
ア 小型機 (OH-6、OH-1) の場合



イ 中型機 (UH-1) の場合



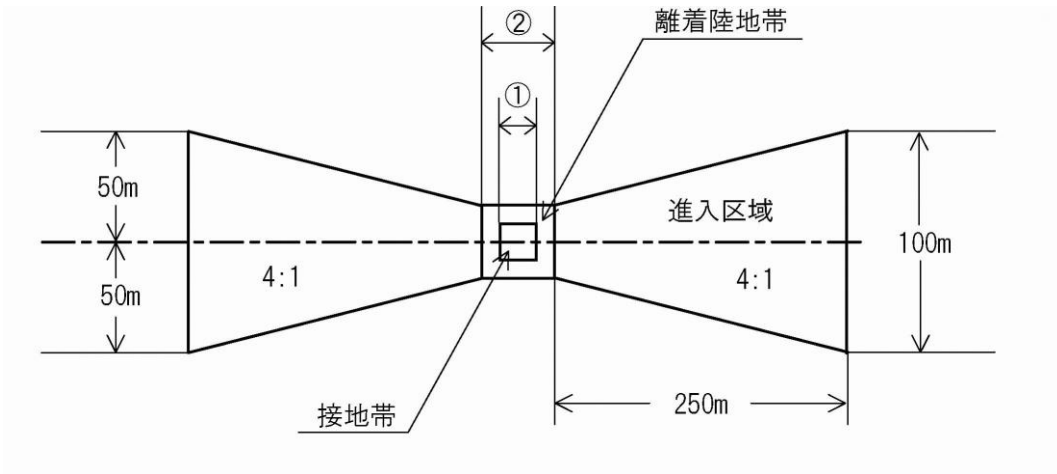
ウ 大型機 (CH-47) の場合



防災関連施設等

(2) 自衛隊以外のヘリコプター

ア 平面図



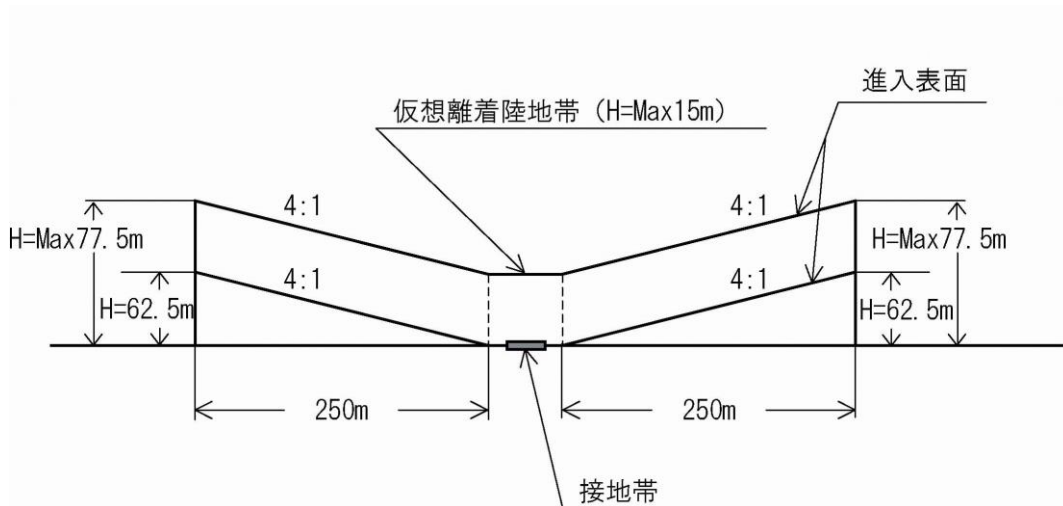
①接 地 帯：長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。

②離着陸地帯：長さ及び幅は使用機の全長に20m以上を加えた長さとする。

*全長が20mを越す機材については全長の2倍以上の長さとする。

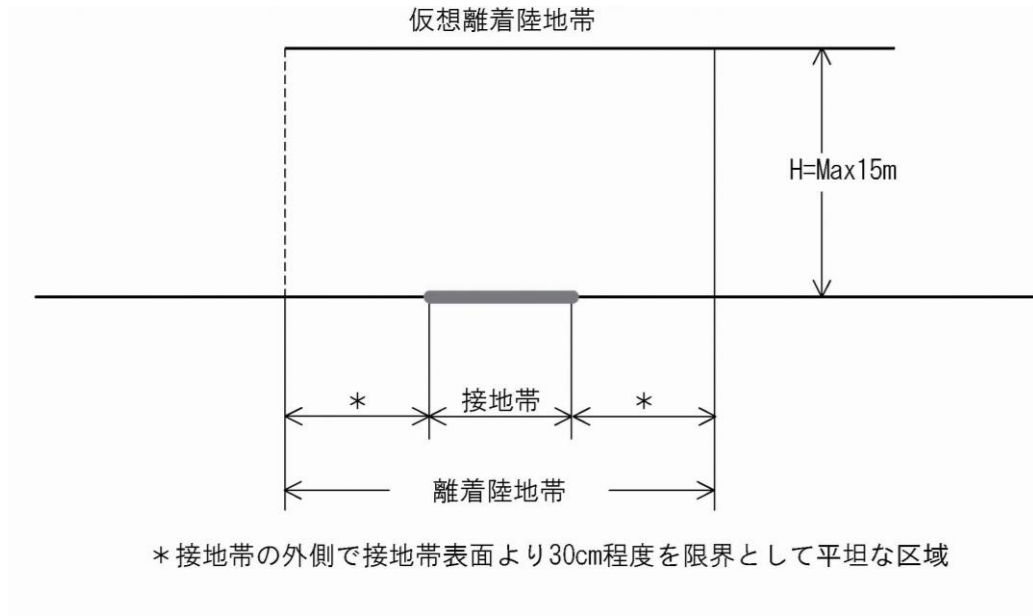
*離着陸地帯は原則として地上に設置する。但し、周辺環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として15mまでの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

イ 進入表面断面図

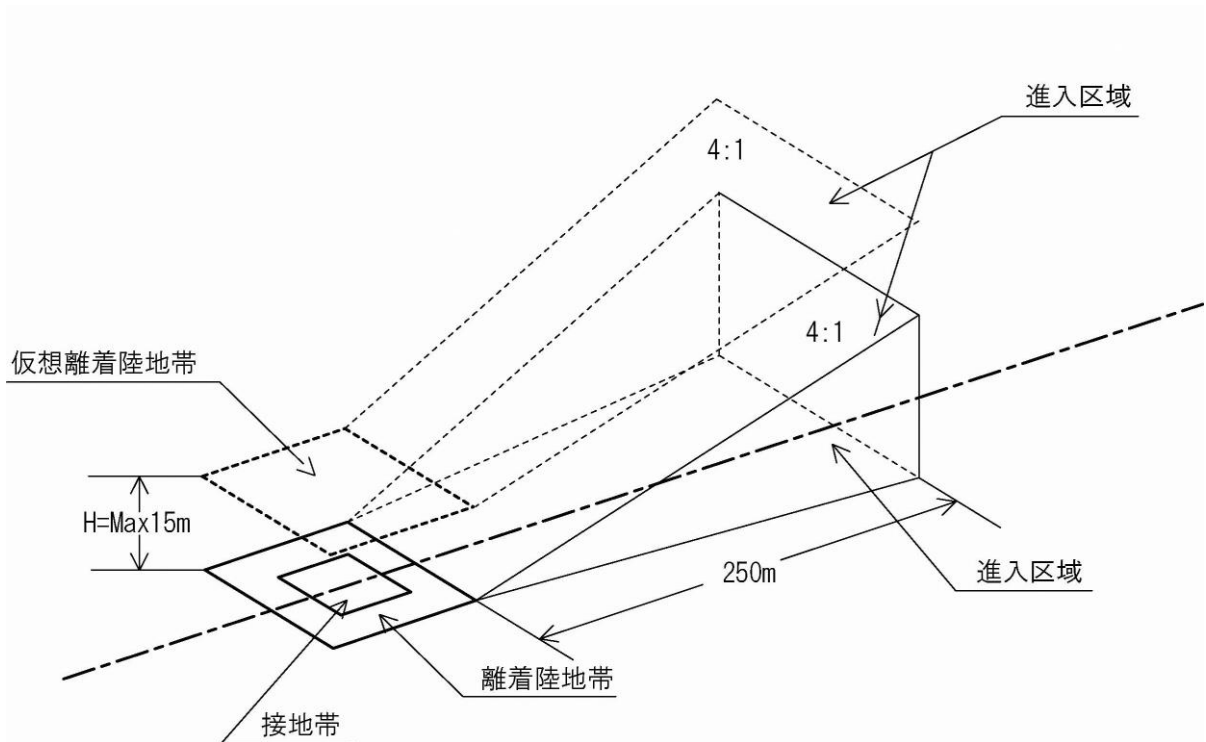


防災関連施設等

ウ 転移表面断面図
(転移表面は設定せず)



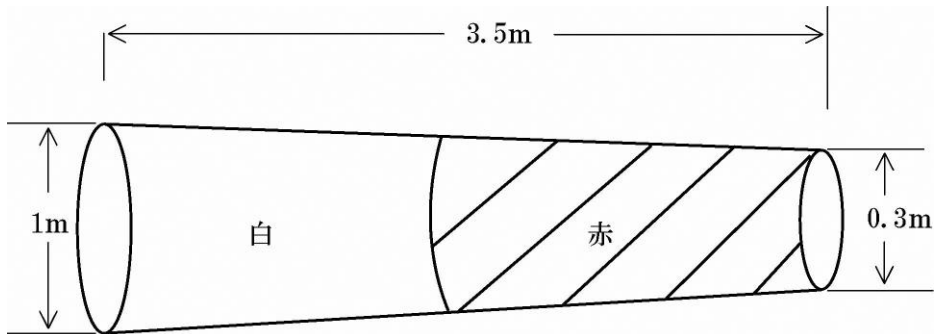
エ 立体図



2 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹き流し又は旗を立てること。

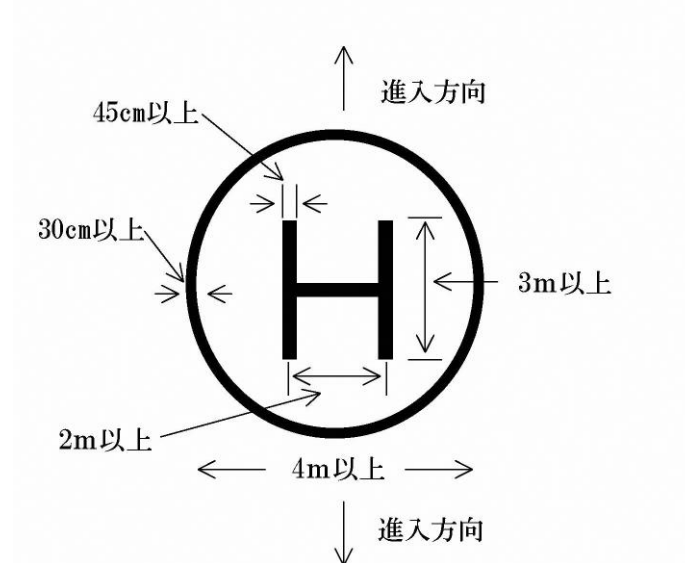
吹流しの基準



3 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を表示して着陸中心を表示すること。

H記号の基準



4 危険予防の措置

(1) 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運航上の障害となるおそれのある範囲には立入らせない措置を講ずること。

(2) 防塵措置

表土の砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

(3) 重量計の準備

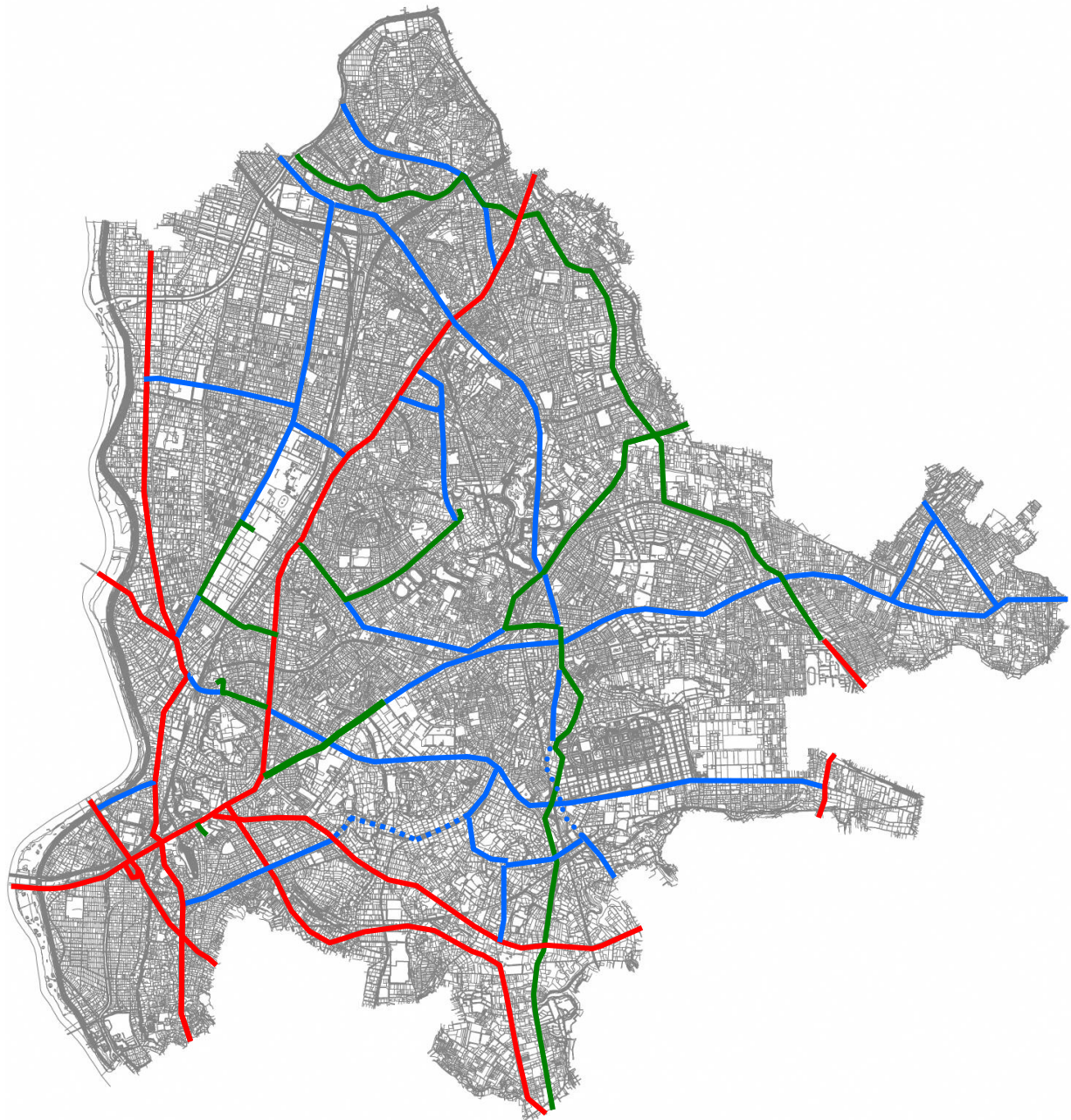
物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

防災関連施設等

5 臨時離着陸場適地一覧

施設名	所在地	施設管理者	広さ
① 県立松戸国際高等学校	五香西5-6-1	千葉県教育庁	66×98
② 県立松戸高等学校	中和倉590-1	千葉県教育庁	96×52
③ 県立松戸南高等学校	紙敷1199	千葉県教育庁	104×84
④ 県立松戸向陽高等学校	秋山682	千葉県教育庁	125×87
⑤ 県立松戸六実高等学校	六高台5-150-1	千葉県教育庁	84×55
⑥ 21世紀の森と広場	千駄堀269	松戸市	100×100
⑦ 松戸運動公園（陸上競技場）	上本郷4434	松戸市	70×130
⑧ 江戸川河川敷 （古ヶ崎スポーツ広場）	古ヶ崎地先	松戸市	300×100
⑨ 金ヶ作公園（野球場）	常盤平3-27-1	松戸市	70×130
⑩ 六実中央公園	六高台3-142	松戸市	80×80
⑪ 市立松戸高等学校	紙敷2-7-5	松戸市	60×130
⑫ 東部スポーツパーク（野球場）	高塚新田	松戸市	80×80
⑬ 千葉県西部防災センター	松戸558-3	千葉県	40×50
⑭ 江戸川河川敷（上葛飾橋南側）	古ヶ崎地先	国土交通省江戸川河川事務所	100×100
⑮ 県立松戸馬橋高等学校	旭町1-7-1	千葉県教育庁	90×90
⑯ 県立小金高等学校	新松戸北2-14-1	千葉県教育庁	80×160

緊急輸送道路・災害時重要路線図



災害時重要路線

- 県指定緊急輸送道路（1次路線）
- 県指定緊急輸送道路（2次路線）
- 市災害時重要路線
- ⋯ 市災害時重要路線（指定予定）

防災関連施設等

緊急用船着場位置図



情報連絡関係

防災関係機関等連絡先一覧

1 関係機関

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線	
千 葉 県	東葛飾地域振興事務所	地域防災課	361-2111	367-4348	○	○	
	東葛飾土木事務所	調整課	364-5980	362-4884	○	○	
	企業局市川水道事務所松戸支所	料金管理課	368-6143	363-5340			
	松戸保健所	総務課	361-2121	367-7554	○	○	
	西部防災センター		331-5511	331-5522	○		
	千葉県警察	松戸警察署 松戸東警察署	警備課 警備課	369-0110 349-0110	369-0110 349-0110	○ ○	○ ○
指 定 地 方 行 政 機 関	関東地方整備局	江戸川河川事務所	防災対策課	04-7125-7436	04-7123-1741		
			松戸出張所	343-3722	344-8919	○	○
		千葉国道事務所	管理第二課	043-287-0315	043-285-0412		
			柏維持修繕出張所	04-7143-4230	04-7144-2063		
		首都国道事務所	工務課	362-4114			
	関東運輸局 千葉運輸支局	総務企画部門	043-242-7336	043-244-0760			
	関東農政局 千葉県拠点	地方参事官室	043-224-5611	043-227-7135	○		
	関東森林管理局 千葉森林管理事務所	調整官	043-242-4656	043-242-4658			
	東京管区気象台 銚子地方気象台	防災業務課	0479-23-7705				
陸上自衛隊松戸駐屯地	需品学校企画室	387-2171		○	○		
指 定 公 共 機 関	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉西支店	04-7162-4650	04-7162-7998		○	
	東日本旅客鉄道(株)	松戸駅	360-1402	360-1402		○	
	日本通運(株)	柏営業所	04-7191-5511	04-7191-5723			
	東京電力パワーグリッド(株)	東葛支社	0120-995-007	0120-995-606		○	
	日本郵便(株)	松戸郵便局	362-2357	363-9134			
	日本赤十字社 千葉県支部	救護福祉課	043-241-7531	043-248-6812			
	日本放送協会 千葉放送局	企画総務	043-203-1001				
指 定 地 方 公 共 機 関	(公社)千葉県LPガス協会	松戸支部	368-1200	368-1296		○	
	京葉瓦斯(株) 供給企画部	災害対策室	04-7164-0581	04-7162-5254	○		
	東武鉄道(株)	六実駅	387-6795	—	○	○	
	新京成電鉄(株)	松戸駅	362-2014	—	○		
	新京成電鉄(株)	八柱駅	387-3451			○	
	流鉄(株)	運輸区駅務担当区	04-7158-0117	04-7158-2274		○	
	北総鉄道(株)	東松戸駅駅務区	392-3235	392-3235			
	(一社)千葉県トラック協会松戸支部	事務局	04-7139-6811	04-7139-6811		○	
	東武バスセントラル(株)	沼南営業所	04-7193-2683	0471-93-2685		○	
	京成バス(株)	松戸営業所	362-1256	364-8470	○	○	
	松戸新京成バス(株)	本社	387-0388	389-8624		○	
	千葉テレビ放送(株)	報道制作局	043-231-3111				
(株)ベイエフエム	総務部	043-351-7878					
公 共 的 団 体 等	(一社)松戸市医師会	事務局	368-2255	365-4915		○	
	(公社)松戸歯科医師会	事務局	368-3553	365-4015		○	
	(一社)松戸市薬剤師会	事務局	360-3600	360-3614		○	
	(公社)千葉県柔道整復師会	松戸支部	366-8567	366-8567		○	
	(福)松戸市社会福祉協議会		368-0503	368-0203		○	
	(公財)松戸市国際交流協会		711-9511	308-6789			
	(公社)松戸市シルバー人材センター		330-5005	330-5008			
	(公財)松戸市文化振興財団		384-5050	384-5243			
	とうかつ中央農業協同組合	経済センター	341-5151	341-5154			
	松戸市漁業協同組合		362-3462				

情報連絡関係

機 関 名		連 絡 先	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	MCA 無 線
	松戸商工会議所	総務課	364-3111	365-0150		
	(公社) 千葉県獣医師会		043-232-6980	043-232-6986		
	(独) 都市再生機構	松戸住宅管理センター	368-3800			
	(一社) 千葉県建築士会 松戸支部		368-0371	710-0515		
	(公社) 千葉県建築士事務所協会 松戸支部	(株) 鈴木建築設計事務所	367-0077	367-6141		
そ の 他	松戸赤十字奉仕団	委員長	362-0428			
	松戸市消防団	団長	363-1116	363-1121		
	松戸市建設業協会		344-5171	346-3510		
	松戸地区タクシー運営委員会	(有) 小金タクシー	341-4132			○
	生活協同組合コープみらい		043-301-6684	043-301-6685	○	○
	山崎製パン(株) 松戸第一工場		364-1231		○	○

2 消防機関

施 設 名	一般電話	FAX	県 防 災 行政無線	消防無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)
松戸市消防局	363-1111	363-1121	○	○	○	○
中央消防署(中央方面隊)	368-0119	369-1166		○		
西口消防署(西口方面隊)	367-0119	362-4712		○	○	
馬橋消防署(馬橋方面隊)	344-0119	344-5525		○		
小金消防署(小金方面隊)	340-0119	341-0149		○		
大金平消防署(大金平方面隊)	348-0119	347-9894		○		
五香消防署(五香方面隊)	387-0119	387-5490		○		
六実消防署(六実方面隊)	383-0119	387-9449		○		
東部消防署(東部方面隊)	391-0119	391-0111		○		
二十世紀が丘消防署 (二十世紀が丘方面隊)	392-0119	391-4222		○		
八ヶ崎消防署(八ヶ崎方面隊)	347-0119	347-0120		○		
消防団第1方面隊						
消防団第2方面隊						
消防団第3方面隊						
消防団第4方面隊						
消防団第5方面隊						
消防団第6方面隊						
消防団第7方面隊						
消防団第8方面隊						
消防団第9方面隊						
消防団第10方面隊						

情報連絡関係

3 市の施設

施設名	一般回線		県防災 行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
	普通電話	F A X				
市役所	366-1111	363-3200	○	○	○	災害対策本部
常盤平支所	387-2131	388-9664		○	○	情報集約拠点
小金支所	341-5101	344-8730		○	○	情報集約拠点
小金原支所	344-4151	344-3684		○	○	情報集約拠点
六実支所	385-0113	385-1848		○	○	情報集約拠点
馬橋支所	345-2131	344-5782		○	○	情報集約拠点
新松戸支所	343-5111	344-6514		○	○	情報集約拠点
矢切支所	362-3181	368-1439		○	○	情報集約拠点
東松戸支所	703-0610	703-0612		○	○	情報集約拠点
中央保健福祉センター	366-7489	363-9766		○	○	福祉避難所 災害対策本部
小金保健福祉センター	346-5601	344-3400			○	
常盤平保健福祉センター	384-1333	394-5223			○	
〃 六実保健室	384-2583				○	
古ヶ崎市民センター	367-7700			○	○	指定避難所
馬橋東市民センター	346-2055			○	○	指定避難所
市民会館	368-1237	366-3344		○	○	指定避難所 帰宅困難者向け 一時滞在施設
森のホール21(文化会館)	384-5050	384-5243		○	○	
21世紀の森と広場 (パークセンター)	345-8900	348-4522		○	○	臨時レポート
ユウカリ交通公園	341-2707			○	○	
松戸市総合医療センター	712-2511	712-2512	○	○	○	災害拠点病院
東松戸病院	391-5500	391-7566		○	○	
水道部	341-0430	349-0881		○	○	給水拠点
小金浄水場						給水拠点
常盤平浄水場				○		給水拠点
幸田配水場						給水拠点
南部市場	363-2222	369-1181		○	○	県輸送拠点
日暮クリーンセンター	388-6555	388-6868		○	○	
クリーンセンター(体育館)	385-7100			○	○	指定避難所
東部クリーンセンター	391-1141	391-1142			○	指定緊急避難場所
和名ヶ谷クリーンセンター	392-1118	392-1119		○	○	
北山会館	387-5855			○	○	遺体安置所
北松戸保育所	362-8282	362-8163		○	○	
小金原保育所	341-2643	348-8246		○	○	
コアラ保育所	343-1262	343-8294		○	○	
梨香台保育所	391-3710	391-6997		○	○	
六実保育所	385-0998	385-8103		○	○	
牧の原保育所	385-0997	385-1982		○	○	
馬橋西保育所	344-8001	344-4196		○	○	
古ヶ崎保育所	367-9981	367-9294		○	○	
八柱保育所	392-2955	392-6972		○	○	
小金北保育所	344-4155	344-9347		○	○	
二十世紀ヶ丘保育所	391-2200	391-6963		○	○	
松ヶ丘保育所	368-9191	368-9704		○	○	
新松戸中央保育所	344-7221	344-9465		○	○	
松飛台保育所	384-2421	384-2048		○	○	
新松戸南部保育所	344-0010	344-4194		○	○	

情報連絡関係

施設名	一般回線		県防災行政無線	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
	普通電話	F A X				
新松戸北保育所	346-5161	346-7901		○	○	
古ヶ崎第二保育所	363-4004	363-4293		○	○	

4 収容避難所

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
男女共同参画センター	364-8778	364-7888	○	○	
稔台市民センター	367-6420		○	○	
明市民センター	368-6700		○	○	
常盤平市民センター	387-2529		○	○	
八柱市民センター	388-3570		○	○	
小金市民センター	343-8641		○	○	
小金北市民センター	343-8191		○	○	
小金原市民センター	344-8268		○	○	
六実市民センター	385-0116		○	○	
五香市民センター	386-8300		○	○	
松飛台市民センター	386-6000		○	○	
八ヶ崎市民センター	348-6667		○	○	
新松戸市民センター	343-6500		○	○	
馬橋市民センター	342-9690		○	○	
二十世紀が丘市民センター	392-7021		○	○	
東部市民センター	391-3701		○	○	
古ヶ崎市民センター	367-7700		○	○	
馬橋東市民センター	346-2055		○	○	
勤労会館	365-9666		○	○	
クリーンセンター (体育館)	385-7100		○		
東部スポーツパーク	391-0944		○		
和名ヶ谷スポーツセンター (アリーナ棟)	391-5990		○		
総合福祉会館	368-1241		○	○	
(旧)古ヶ崎南小学校			○		
市民会館	368-1237	366-3344	○	○	
市民交流会館 (文化施設)	349-6530		○		
市民交流会館 (運動施設)	349-6530		○		
小金原体育館	341-2242		○		
常盤平体育館	386-0111		○		
柿ノ木台公園体育館	331-1131		○		
青少年会館	344-8556	342-9244	○	○	
青少年会館樋野口分館	369-0440		○	○	
中部小学校	363-4191	363-4803	○	○	
東部小学校	391-2971	392-5025	○	○	
北部小学校	363-5251	363-2629	○	○	
相模台小学校	363-4245	363-5952	○	○	
南部小学校	363-5171	363-4422	○	○	
矢切小学校	363-6887	363-6885	○	○	
高木小学校	387-5103	389-4457	○	○	
高木第二小学校	387-2191	389-4453	○	○	
馬橋小学校	341-1218	340-0670	○	○	
小金小学校	341-0450	342-1227	○	○	
常盤平第一小学校	387-2397	389-3882	○	○	
常盤平第二小学校	386-1331	389-5453	○	○	
稔台小学校	364-4128	363-6383	○	○	

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
常盤平第三小学校	387-4605	389-5848	○	○	
上本郷小学校	363-9278	363-4234	○	○	
小金北小学校	343-1263	340-0664	○	○	
根木内小学校	341-2641	340-0663	○	○	
栗ヶ沢小学校	341-2640	340-0656	○	○	
松飛台小学校	387-0494	389-4885	○	○	
松ヶ丘小学校	361-2238	368-3262	○	○	
柿ノ木台小学校	365-7662	365-5568	○	○	
古ヶ崎小学校	364-5118	365-5759	○	○	
六実小学校	387-9391	389-0703	○	○	
八ヶ崎小学校	342-1094	345-8091	○	○	
梨香台小学校	391-4311	391-8198	○	○	
寒風台小学校	363-1048	365-9535	○	○	
河原塚小学校	392-5100	392-8187	○	○	
和名ヶ谷小学校	391-2401	391-8882	○	○	
旭町小学校	345-1177	346-9387	○	○	
牧野原小学校	385-0996	388-2099	○	○	
貝の花小学校	344-8611	349-4909	○	○	
金ヶ作小学校	385-8886	384-6875	○	○	
馬橋北小学校	344-8586	349-4104	○	○	
殿平賀小学校	344-8621	345-9368	○	○	
横須賀小学校	344-4040	348-8445	○	○	
八ヶ崎第二小学校	344-7437	346-4945	○	○	
六実第二小学校	384-3011	384-7709	○	○	
新松戸南小学校	343-3275	348-8237	○	○	
松飛台第二小学校	385-4111	385-8066	○	○	
上本郷第二小学校	367-3413	368-1338	○	○	
大橋小学校	392-2921	392-6166	○	○	
六実第三小学校	384-3161	384-7879	○	○	
幸谷小学校	344-6765	345-6956	○	○	
新松戸西小学校	344-1061	345-9883	○	○	
東松戸小学校	388-6621	388-6626	○	○	
第一中学校	363-4171	364-2655	○	○	
第二中学校	363-7205	364-6732	○	○	
第三中学校	341-5195	345-0179	○	○	
第四中学校	387-5311	386-9176	○	○	
第五中学校	391-2110	391-8637	○	○	
第六中学校	343-1208	345-0209	○	○	
小金中学校	341-0646	345-0296	○	○	
常盤平中学校	387-4611	386-9182	○	○	
栗ヶ沢中学校	341-5178	345-0459	○	○	
六実中学校	388-1190	386-9329	○	○	
小金南中学校	342-1061	345-0538	○	○	
古ヶ崎中学校	366-0420	364-7166	○	○	
牧野原中学校	384-3021	386-9389	○	○	
河原塚中学校	391-6161	391-8669	○	○	
根木内中学校	343-1268	345-0623	○	○	
新松戸南中学校	344-0188	345-0626	○	○	
金ヶ作中学校	384-3171	386-9529	○	○	
和名ヶ谷中学校	391-1818	391-8708	○	○	
旭町中学校	342-3651	345-0725	○	○	
小金北中学校	348-5700	345-0729	○	○	

情報連絡関係

施設名	普通電話	F A X	MCA無線	同報系無線 (戸別受信機)	備考
市立松戸高等学校	385-3201	385-3467	○	○	
県立松戸高等学校	341-1288	346-4002	○		
県立小金高等学校	341-4155	349-2300	○		
県立松戸国際高等学校	386-0563	386-8518	○		
県立松戸南高等学校	391-2849	391-5287	○		
県立松戸六実高等学校	385-5791	386-4762	○		
県立松戸馬橋高等学校	345-3002	346-5330	○		
県立松戸向陽高等学校	391-4361	391-8219	○		
専修大学松戸高等学校	362-9101		○		
日本大学松戸歯学部	368-6111	364-6295	○		

情報連絡関係

同報系防災行政無線の自動放送文

震度4の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度4の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)
震度5弱の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度5弱の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)
震度5強の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度5強の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)
震度6弱の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度6弱の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)
震度6強以上の場合	こちらは、ぼうさいまつどです。 震度(6強以上)の地震が発生しました。火の始末をして下さい。 テレビ・ラジオをつけ、落ち着いて行動してください。 (以上繰り返し)

情報連絡関係

千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

平成29年7月1日施行

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局又は千葉県国民保護等対策本部事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」のとおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステムを使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

（対象範囲）

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システム、電話等）

第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

（情報の報告窓口）

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

（報告様式）

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。

（認定のない情報の報告）

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

（被害情報の認定）

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

情報連絡関係

被害認定基準

(「千葉県危機管理情報共有要綱運用の手引き」より)

区分	被害項目	認定基準	備考
人的被害	共通		被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告をする。
	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	当該災害による負傷者が、発災後 48 時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 (※1 原則として精神的なものを理由に行方が不明になった場合を除くが、判断は市町村が行う。)	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みの者とする。	1. 重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 2. 要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みの者とする。	中等症と診断された者について、左記の基準により傷病程度を決めたい場合は、軽傷者とする。
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。 2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。 3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に 1 棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各 1 棟として計上する。 5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は 1 棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。	

情報連絡関係

区分	被害項目	認定基準	備考
住 家 被 害	大規模半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、震災時については、損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）に基づく被害の程度が40%以上50%未満の住家とする。 水害時については、床上1m以上1.8m未満の浸水被害のある住家とする。 液状化等の地盤被害については、傾斜による判定にて不同沈下があり、傾斜が1/60以上1/20未満又は、住家の潜り込みによる判定にて床上1mまでのすべての部分が地盤面下に潜り込みがある住家とする。	
	中規模半壊	震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が30%以上40%未満の住家とする。 水害時については、床上0.5m以上1m未満の浸水被害のある住家とする。	
	半壊	震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が20%以上30%未満の住家とする。 水害時については、床上0.5m未満の浸水被害のある住家とする。 液状化等の地盤被害については、傾斜による判定にて不同沈下があり、傾斜が1/100以上1/60未満又は、住家の潜り込みによる判定にて基礎の天端下25cmまでのすべての部分が地盤面下に潜り込みがある住家とする。	
	準半壊	震災時については、住損害基準判定に基づく被害の程度が10%以上20%未満の住家とする。	
	準半壊に至らない（一部損壊）	震災時については、損害基準判定に基づく被害の程度が10%未満の住家とする。 水害時については、床下浸水被害のある住家とする。	
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 1. 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 2. 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

情報連絡関係

区分	被害項目	認定基準	備考
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
	文教施設	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設1箇所として被害に計上する。
非住家被害	病院	医療法第1条第1項に規定する病院（患者20人以上の収容施設を有するもの）とする。	
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。 2. 一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	
道路被害	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	1. 高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない） 2. 道路被害の例としては、法面崩壊、がけくずれ、地滑り等の土砂崩れによって道路が陥没したり路肩が崩れたもののほか、地震による路面の不陸、液状化による陥没等が該当する。 3. 道路冠水そのものは道路被害ではないが、冠水中は道路に被害があるか不明であり、また交通に影響を及ぼすことがあるため、被害程度を不明とし、その交通規制状況について報告すること。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	がけくずれ		
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する「地すべり防止施設」とする。	
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。	
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	1. 河川被害の例としては、護岸の崩れ、破堤等が該当する。 2. なお、溢水は被害として計上しないが、その状況については報告すること。
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	漁港は「港湾」に含めない。

情報連絡関係

区分	被害項目	認定基準	備考
その他 被害	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常がないことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各1箇所として被害に計上する。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	海岸	海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する「海岸保全施設」とする。	
	水道施設		断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。
	断水戸数	上水道又は簡易水道で断水している戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により断水の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電気	災害により停電した戸数で、最新時点における戸数とする。	地域により停電の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。	発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で、最新時点における戸数とする。	1. 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 2. 各家庭に取り付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。
	ブロック 石堀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。	
	田の流失 埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	穂の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。	
	畑の流失 埋没	田の例に準じて取り扱うものとする。	
畑の冠水			
火災発生		火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
活動体制	庁内各部局 市町村 消防本部 警察本部	要綱に定める即時報告のことを指し、災害の覚知後30分以内に報告する。	1. 配備人数については、実情を把握しがたい場合、各機関の定める配備定数を報告する。 2. 消防本部及び警察本部については、現行システム上報告する機能がないため、システムからの災害名登録通知を受信確認することで報告に代えるものとする。

情報連絡関係

各部・各班の報告等一覧

1 県への報告事項

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村、消防本部、警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難指示等に関する情報	市町村	様式 5 (避難指示等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報 (災害年報関係)	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

※千葉県危機管理情報共有要綱 別表 3 「市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表」より

2 災害救助法の帳簿等

帳簿等の種類	報告担当	備考
救助の種目別物資受払状況	福祉 1 部	
避難所設置及び収容状況	市民部	
応急仮設住宅台帳	街づくり 1 部	
炊出し給与状況	経済振興部	
飲料水の供給簿	水道部	
物資の給与状況	経済振興部	
救護班活動状況	保健医療部	
病院診療所医療実施状況	病院部	
助産台帳	保健医療部	
被災者救出状況記録簿	警防部	
住宅応急修理記録簿	街づくり 1 部	
学用品の給与状況	教育 2 部	
埋葬台帳	保健医療部	
死体処理台帳	保健医療部	
障害物除去の状況	街づくり 1 部	住居障害物
輸送記録簿	財務班	
令第 10 条第 1 号～第 4 号に規定する者の 従事状況	保健医療部、街づくり 1・2 部、 建設部	医師、建築土木技術者等
令第 10 条第 5 号～第 10 号に規定する者の 従事状況	街づくり 1・2 部、建設部、財務 班	土木建築業者、自動車運送事業者等

3 松戸市の様式

様式名	報告担当	備考
職員動員報告書	各部・各班	
参集途上の被害状況報告	各部・各班	
受信用紙	各部・各班	
発信用紙	各部・各班	
被害等の記録・処理票	各部・各班	
避難者カード	市民部、環境部、福祉 1・2 部、 教育 1・2 部	
物資受払簿	各部・各班	
義援金品領収書	財務班、経済班	
罹災届出証明 申請書	調査班	
罹災証明書	調査班	

送信・受信用紙

相手番号	自番号	受付日時		受信担当者		所属長	班長
		平成 年 月 日		課	決裁		
		:		氏名			
件名(いずれかに○複数でもよい)							
種別	・訓練 ・地震 ・風水害 ・その他			項目	・被害 ・避難 ・物資 ・その他		
内容							
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
被害状況等			安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
被害状況等			安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
被害状況等			安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
番号	時間	場所	直行職員	開設状況	避難者等	人数	
	:		未 到着	: 開設		名	
被害状況等			安全点検(異常有の状況)			名	
			異常有 無			名	
						名	
備考(その他詳細など)							
番号							

情報連絡関係

被害等の記録・処理票

整理番号

記録日時	月	日	午前・午後	時	分
報告者	氏名		電話		
	住所	(市や防災関係機関職員の場合は所属名)			
被害状況	(情報源、事実確認、緊急対応の必要性等に留意)				
附近見取図 (目標)					
対応状況					

受信者	現場調査 担当	未処理票 保管担当	資材担当	輸送担当	現場担当	処理済票 保管担当	本部長

未
処
理

情報連絡関係

避難者カード（松戸市）

避難所名		入所日		退所日	
記入者名		住所			
町内会 自治会名		電話	自宅 ()		
		メール	携帯 ()		
			メール(@)		
避難形態	避難所 / テント / 車輦 / 自宅 / その他 ()				
被害状況	なし / 全壊 / 半壊 / 一部損壊 / (床上浸水 断水 停電 ガス停止 通話不通)				

【ご家族情報】 ※該当項目に○印を入れてください。全ての方が記載できない場合には、用紙をもう一枚お使いください。

	(ふりがな) 氏名	年齢	性別	病	怪	妊	乳	障	要	医	アレルギー
				気	我	産	幼	害	介	療	
世帯主 代表者			男								
			女	食料物資		必要 () / 不要					
ご家族 同居人 ペット			男								
			女	食料物資		必要 () / 不要					
			男								
			女	食料物資		必要 () / 不要					
			男								
			女	食料物資		必要 () / 不要					
特記事項	※病気やけが、障害での注意点、医薬品や粉ミルク等の必要物資、その他特別な要望があれば記入してください。										
情報公開	安否の問い合わせがあった場合、ご住所、お名前を公表することについて							同意する / 同意しない			
緊急連絡先 (親族など)	住所： 氏名： 電話：										

【転出先情報】

住所	〒	連絡先	
----	---	-----	--

※災害発生時に、避難所においてこの避難者カードを記入、提出することで避難者登録され、避難所にて生活支援が受けられるようになります。

内容に変更がある場合には速やかに避難所スタッフに申し出てください。

※ご記入いただいた内容は、災害対策本部や避難所運営と支援のために最低限必要な範囲で共有します。また、被災者台帳に利用されます。

義援金品受領書

No.

金額 円

品名	数量	

以上のとおり受領致しました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

様

松戸市災害対策本部長
松戸市長

印

罹災届出証明申請書

申請者	住所			
	氏名	印	罹災者との関係	

下記の内容について証明願います。

罹災日時	平成 年 月 日 時 分ごろ
罹災場所	松戸市
罹災者氏名	
罹災者住所	
届出の内容	

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明する。

第 号
平成 年 月 日

松戸市長 印

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	
住家※の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

松戸市長

用語集

【あ行】

液状化

地震によって地盤が一時的に液体のようになる現象で、小規模な場合は、地下から泥水が噴き出す程度であるが、規模が大きくなると地盤が軟弱になるため不等沈下による建物や石油タンクの倒壊や、道路の陥没、堤防の沈下等が発生する。埋立地や河川沿いの低地など、水分をたくさん含んだゆるい砂質の地盤で発生しやすい。

NPO (Non-Profit Organization)

ボランティア団体や市民活動団体などの非営利組織を指し、利益追求を目的とする企業や団体と違って、社会的使命の実現を目指して活動する民間の組織や団体のこと。特定非営利活動促進法に基づく法人格を持った団体はNPO法人（特定非営利活動法人）と呼ばれる。

【か行】

海溝型地震

日本付近では、海のプレートが陸のプレートを押すとともに引きずり込みながら、陸のプレートの下にもぐり込んでいるが、プレート境界の摩擦力が限界に達すると急激なすべりが起こり、巨大な地震が発生する。この地震を海溝型地震（プレート境界型地震）という。海側のプレートのもぐり込む場所は、日本海溝や南西諸島海溝及びトラフと呼ばれる海底の凹地（駿河トラフ、南海トラフなど）で、マグニチュード8程度以上の巨大地震である関東大地震、東海地震、南海地震などが発生している。

外水はん濫

河川の水位が上昇し、堤防を越えてはん濫したり、堤防が決壊して洪水となったりすることをいう。

活断層（断層）

地質学的に最近の期間(数10万年～200万年)において、地震を繰り返し発生させ、今後も引き続き活動して地震を引き起こす可能性の高い断層のこと。

帰宅困難者

災害などを原因とする公共交通機関の不通により、会社や学校から自宅に帰ることが困難となった人のことをいう。

急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、一定の行為を制限したり、防災工事を行う必要がある区域について、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づいて、県知事が指定する区域である。

救護所

災害や大規模事故が発生した場合に、被災現場等に医師会や病院から医師等が派遣され応急的な医療活動を行うための場所である。

緊急消防援助隊

平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、平成7年6月に創設された。この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防の責任の遂行に全力を挙げる一方、我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、全国から当該災害に対応できるだけの消防部隊が被災地に集中的に出動するというシステムである。大規模災害発生に際し、県知事からの応援要請に対し消防組織法第24条の3に規定する消防庁長官の要請（同法改正後は指示も含む）により、被災地に出動し、被災市町村長の指揮の下、活動することを任務としている。

緊急輸送道路

県や市等が、人命の救助や災害応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の広域的な緊急輸送を行うために、事前に指定する道路のことである。指定された緊急輸送路の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

クラッシュシンドローム（挫滅症候群）

筋肉が長時間の圧迫によって、筋組織が壊死を起こすために起こる循環障害で、著しい脱水・高カリウム血症・急性腎不全を引き起こす症状をさす。症状が重い場合は、不整脈や心停止など全身に重篤な障害をもたらすため、血液透析などの速やかな治療が必要となる。

警戒区域

災害現場で身体等に対する危険防止、また、消火活動火災調査のため関係者以外の出入りを禁止したり制限したりする区域のことである。立入制限区域ともいう。火災のほか、風水害、土砂災害、火山災害、原子力関連の事故などの場合にも設定される。一般には災害対策基本法第 63 条に基づき指定される区域をいい、罰則付きで区域内への立ち入りが制限、禁止、退去を命令される。

激甚災害制度

甚大な被害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、中央防災会議の意見を聴いた上で、政令でその災害が「激甚災害」として指定される。激甚災害に指定されると、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業に対する低利融資など、特別の財政助成措置が講じられる。

広域避難場所

地震時の市街地延焼火災から身を守るための広いオープンスペースのこと。概ね 10ha 以上の空地（10ha 未満の空地であっても、周辺に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場所を含む）、又は土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの。

洪水予報

洪水予報指定河川について、気象庁と国土交通省または都道府県の機関が共同して、洪水のおそれの状態を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報である。気象庁と国土交通省の機関が行う洪水予報では、はん濫後において、はん濫により浸水する区域及びその水深を予報する。

【さ行】

災害救助法

災害時に、国が地方自治体や日本赤十字社及び国民の協力の下に、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の安定を図ることを目的とした法律である。災害救助法の適用を受けた災害の場合は、救出、避難所設置、食品の給与、応急仮設住宅の設置等の対策にかかる費用が国庫負担の対象になる。

災害拠点病院

災害時に発生する傷病者に対応するため、「24 時間体制が取れる」「ヘリ等の広域搬送に対応できる」などの条件を満たす総合病院で厚生労働省が指定する。災害拠点病院は、地域災害医療センターと、特に各県単位で中心となる施設が基幹災害医療センターとして指定されている。

災害時要配慮者

災害から身を守るための適切な防災行動をとることが特に困難な人で、乳幼児、寝たきりなどの高齢者、障がい者、妊産婦や在住外国人などをいう。

災害対策基本法

災害から国土と国民の生命、財産を守るために、国、自治体、公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにすると共に、計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めた法律である。1959（昭和34）年の伊勢湾台風の被害をきっかけに、防災関係法令の一元化を図るために1961（昭和36）年に制定された。

災害対策本部

災害時に対策を決定し、指揮をとる本部。大規模な災害発生時の対策・指揮をとるところで、災害発生直後に設立される部門であるが、災害の規模、種別等によりその役割・内容は大きく異なる。また、設置される場所・所属等も多数となる可能性がある。JCO 臨界事故では、政府、県庁、市町村、各防災対策機関、対応にあたる医療施設、JCO 工場等で設置された。

指定行政機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する行政機関のことである。

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省がある。

指定公共機関

内閣総理大臣が、関係法に基づいて指定する公共機関のことである。

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定された機関。

指定地方行政機関

内閣総理大臣が関係法に基づいて指定する指定行政機関の地方支分局のことである。

指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定する。

自主防災組織

地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき自主的に結成する組織。平常時には知識の普及、防災訓練の実施、防災用資機材の整備を行い、災害時には情報の収集伝達、初期消火、負傷者の救出救護、避難誘導などの活動を行う。災害による被害を最小限にし、いち早く立ち直るためには、地域ぐるみの協力体制が不可欠であり、自主防災組織がこの役割を果たす。

震度

その地点での地震の揺れの強さを示す数値で、ある場所での地震動の強さをいくつかの階級に分けて表す数値をいう。日本では気象庁震度階級によって表され、かつては体感及び周囲の状況から推定していたが、1996年（平成8年）4月からは、計測震度計により自動的に観測し10段階に区分している。

水防管理団体

水防の責任を有する市町村（特別区を含む。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合若しくは水害予防組合をいう。

水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

水防機関

水防団及び消防機関（消防本部、消防署、消防団）をいう。水防管理団体は、区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないときは、水防団を置かなければならないとしている。

水防計画

水防法に基づき、水防上必要な監視、警戒等、水門等の操作、水防団・消防機関・水防協力団体の活動、器具・設備の整備等を定めた計画のことである。

水防警報

水防法に基づいて、洪水又は高潮によって災害が発生するおそれがあるときに、水防を行う必要がある旨を、河川管理者から水防管理者に対して警告を行う発表をいう。水防警報の種類は、次のとおりであり、水防機関（消防本部、消防署、消防団）への指示を行うためのものである。

待機：状況に応じて直ちに水防機関（消防団の場合は自宅から詰所に）が出動できるように待機する必要がある旨を警告

準備：水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関（消防団の場合は詰所から）に出動できるよう準備をさせる必要がある旨を警告

出動：水防機関が出動し、重要水防箇所等の巡視を行う必要がある旨を警告

指示：出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示

解除：水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告

水防法

洪水又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的として制定された法律である。

水防活動は、この法律により定められた水防計画に基づき、具体的な活動が行われる。

【た行】

中央防災会議

内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議で、防災基本計画等の作成及びその実施の推進、非常災害の際の緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議、防災に関する重要事項に関する内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申等を行う。

直下型地震

陸地を震源とする比較的浅い地震の通称。海のプレートの動きは、海溝型地震の原因となるだけでなく陸のプレートを圧迫し、内陸部の岩盤にもひずみを生じさせる。ひずみが大きくなると、内陸部の地中にあるプレート内部の弱い部分で破壊が起こる。こうして起こる地震は、海溝型の巨大地震に比べると規模は小さいが、局地的に激震を起こす。都市直下の浅いところを震源とする場合には大きな被害をもたらす。兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）はこれにあたる。

同報設備

避難指示等の緊急情報を、市民等に一斉かつ即時に伝えるための手段をいう。公園等に設置した無線スピーカーでの放送、事前登録されたメールアドレスやファックスへの配信等の方法がある。

東海地震

南海トラフ沿いで想定されている大規模地震（「南海トラフ地震」という。）のひとつで、駿河湾から静岡県の内陸部を想定震源域とするマグニチュード8クラスの地震。地震の発生を短期的に予知できる可能性があるとして、地殻変動や地震などの観測データに異常を確認した場合は、東海地震関連情報を発表していたが、平成29年11月から発表しないこととなった。

都市型水害

都市部では、地面が道路舗装やコンクリートで覆われているため、降った雨が地面にしみ込まずに大部分が河川に流れ込む。このため、強い雨が短時間に降ると、河川や水路の水位が急激に上昇して氾濫

しやすくなる。また、下水溝、用水溝でも排水機能が追いつかなかつたり、河川から逆流したりして浸水する。これを都市（型）水害と呼ぶ。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により指定される区域である。

土砂災害警戒区域では警戒避難体制の整備等が行われ、土砂災害特別警戒区域では開発行為の制限や建築構造の構造規制等が行われる。

土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報のことである。

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害の内、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の発表対象とはしていない。

トリアージ

災害や事故の時、多数の傷病者が同時に出了際に、早期に治療を要する重症患者を発見し、早期に適切な治療を受けさせることで、より多くの人命を救うことを目的として傷病の程度や治療の優先順位の判定をすることをいう。本来は戦場での負傷者の傷病の程度を判定するために使われていた言葉である。

【な行】

内水はん濫

大きな河川の水位が上昇したために、そこに流れ込む水路の水が行き場を失って、宅地等に逆流したり、宅地等に降った大雨が、水路や下水道に排水しきれずに、水が溜まることをいう。

南海トラフ地震

駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震で、前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震及び 1946 年の昭和南海地震）が発生してから 70 年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。また、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等は「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行っている。

【は行】

ハザードマップ

災害による被害を予測し、その被害範囲を地図にまとめたものである。

最近では避難場所や避難経路などを書き込んだものもハザードマップとよんでおり、水防法、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、地震防災対策特別措置法により、洪水、内水、土砂災害、地震・津波・高潮に対するハザードマップを自治体が作成している。

氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位をいう。以前は、「危険水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成 19 年 4 月からは防災用語としては「氾濫危険水位」と表現している。

氾濫注意水位

水害の発生に備えて、水防法で定める水防管理団体が出動する目安になる水位である。以前は、「警戒水位」と呼ばれていたが、「洪水等に関する防災情報体系の見直し実施要綱」に準じて、平成 19 年 4 月からは防災用語としては「はん濫注意水位」と表現している。

被災建築物の応急危険度判定

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的として行われる。

その判定結果は、建築物の見やすい場所に表示され、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対してもその建築物の危険性について情報提供するものである。これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て行われる。

被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援するものである。

被災宅地危険度判定

災害対策本部が設置されるような大規模な地震又は大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の二次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的として行われる。

BCP（事業継続計画）

Business Continuity Planの略で、地震などの災害や事故・事件などが起きた場合に、企業が、従来の防災対策に加え、中核事業の継続・早期復旧を図るために平常時に行うべき活動並びに緊急時（災害時）の対応方法、手段などを事前に取り決めておく計画のことである。

避難行動要支援者

災害時要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、円滑な避難のために特に支援を要する人をいう。

避難指示

災害対策基本法、水防法等に基づき市町村長等が住民に対し、被害の危険が切迫したときに避難のための立ち退きをより強く促すために発令する情報である。

高齢者等避難

事態の推移によっては避難指示を発令することが予想される場合に、避難のための準備や避難活動に時間を必要とする災害時要配慮者等の避難を開始するために、市町村長が住民に対し発表する情報である。

避難判断水位

避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位である。指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後には氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に、〇〇川氾濫警戒情報（洪水警報）を発表する。

福祉避難所

災害発生後に、障がい者や心身に衰えのある高齢者、乳幼児等、避難所での生活において特別な配慮（身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を收容し保護する施設のことである。

防災会議

自治体の防災対策を推進するために、都道府県知事、市町村長を会長として、地域の防災関係機関の代表者によって組織された会議で、地域防災計画の策定や災害情報の収集等を行う。

防災基本計画

災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する国の防災に関する基本的な計画のことである。

【ま行】

マグニチュード

地震全体の規模を表す数値、震源のエネルギーの大きさを示す。マグニチュード1の違いは、約30倍である（マグニチュード2の違いで1000倍）。関東大震災はマグニチュード7.9、兵庫県南部地震は7.2であった。地震被害の大きさ・広がり、一般的にいつてマグニチュード7程度では、一つの県を占める規模、マグニチュード8では、複数県にまで拡大すると考えられている。

【ら行】

ライフライン

現代社会においては、電気・ガス・水道・電話、道路、鉄道など、日常生活を維持していくうえで必須の諸設備のことである。